

## 第3部 基本計画



## 第3部 基本計画

### 第1章 基本計画の位置づけと構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来像の実現に向けて、分野ごとの施策を体系的に定め、現状や課題を明らかにし、施策ごとの基本的な方向性を示したものです。

計画期間は5年間で、基本構想の計画期間10年間のうち、平成24年（2012年）度を初年度とし、平成28年（2016年）度を目標年次としています。

この基本計画は、施策の大綱に即した総合的な施策体系による基本目標別計画と基本構想を推進するための施策、戦略的・横断的に推進する基本計画プロジェクトによって構成されています。

#### 基本構想（計画期間 10年）

基本理念 自立と連携

将来像 ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら

施策の大綱

基本目標1 生涯を通じて学び育つまち

基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち

基本目標3 ふれあいと活力のあられるまち

基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

基本構想を推進するために

#### 基本計画（計画期間 5年）

##### 1 基本計画プロジェクト

はむらの絆プロジェクト

##### 2 基本目標別計画

###### 基本目標1

子ども・生涯  
学習の分野

###### 基本目標2

福祉・健康の  
分野

###### 基本目標3

市民生活・産  
業の分野

###### 基本目標4

環境・都市整  
備の分野

##### 3 基本構想を推進するために

基本構想を推進するために

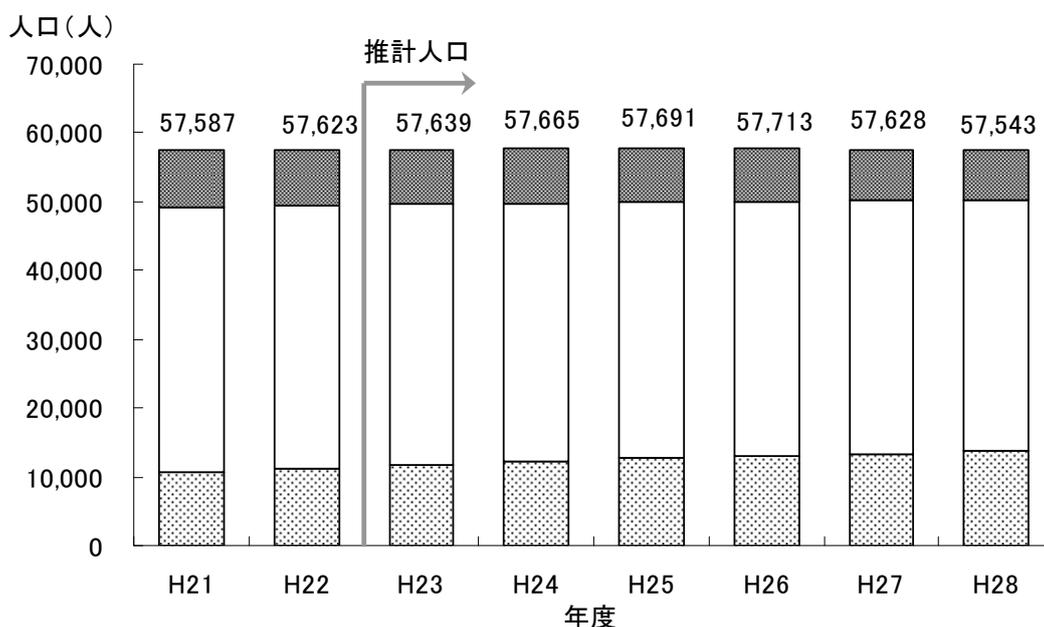
#### 実施計画（計画期間 3年間）

## 第2章 計画のフレーム

### 第1節 人口推計

平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度の年度別の人口推計は下図のとおりです。計画期間内の市の総人口は57,000人台でほぼ横ばいとなる見通しで、計画期末の総人口は57,543人と見込まれます。65歳以上の老年人口は増加が続き、計画期末では13,680人となる見込みです。

第五次長期総合計画 基本計画の計画期間中の推計人口(年齢階層別)  
(外国人登録人口を含む)



■ 老年人口(65歳以上) □ 生産年齢人口(15歳~64歳) ■ 年少人口(0歳~14歳)

区分	実績		推計					
	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28
年少人口 (0-14歳)	8,311 14.4%	8,214 14.3%	8,051 14.0%	7,921 13.7%	7,791 13.5%	7,660 13.3%	7,501 13.0%	7,342 12.8%
生産年齢人口 (15-64歳)	38,520 66.9%	38,318 66.5%	37,898 65.8%	37,587 65.2%	37,276 64.6%	36,959 64.0%	36,740 63.8%	36,521 63.5%
高齢者人口 (65歳以上)	10,756 18.7%	11,091 19.2%	11,690 20.3%	12,157 21.1%	12,624 21.9%	13,094 22.7%	13,387 23.2%	13,680 23.8%
総人口	57,587	57,623	57,639	57,665	57,691	57,713	57,628	57,543

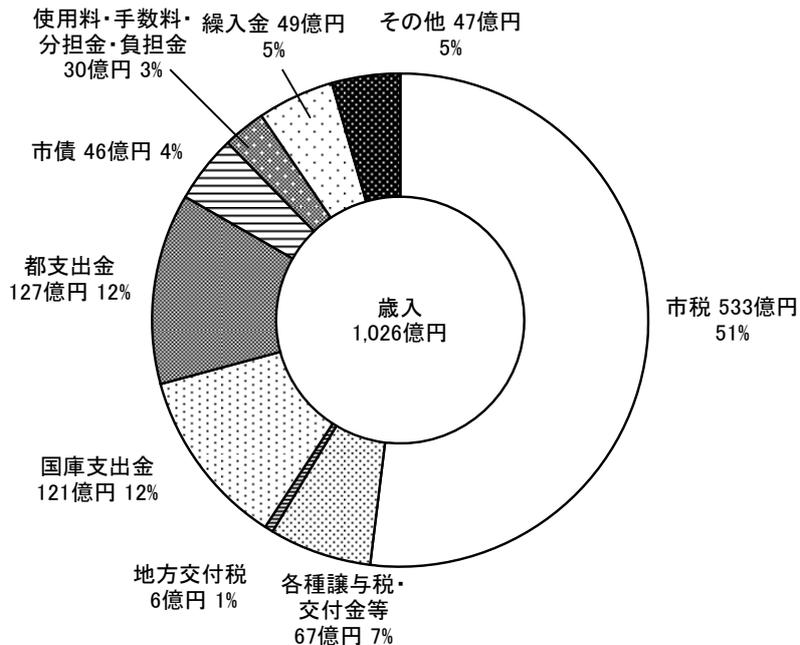
※各年度1月1日現在

## 第2節 財政フレーム

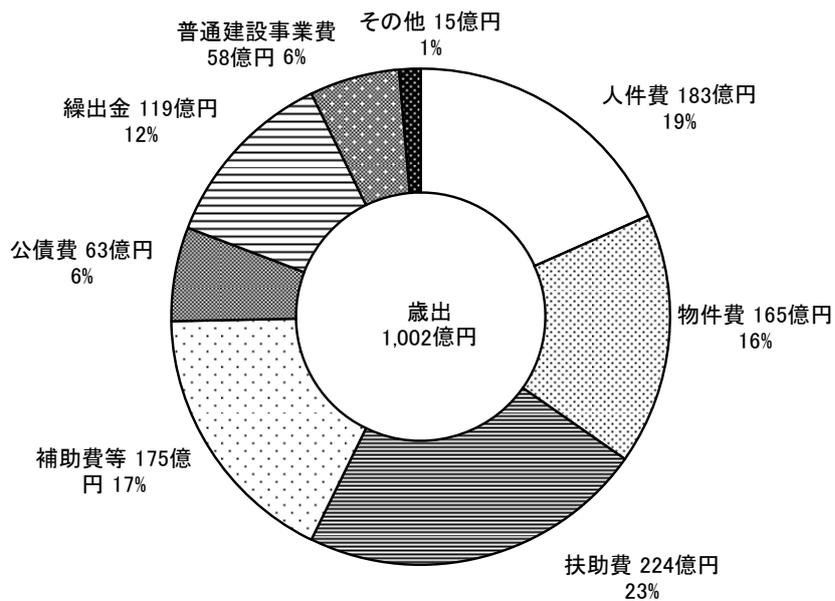
### 1 第四次長期総合計画後期基本計画期間の歳入・歳出

第四次長期総合計画の後期基本計画期間である平成19年(2007年)度から平成23年(2011年)度における5年間の普通会計歳入・歳出の合計額は下記のとおりです。

歳入の合計（平成19年度～平成23年度）



歳出の合計（平成19年度～平成23年度）

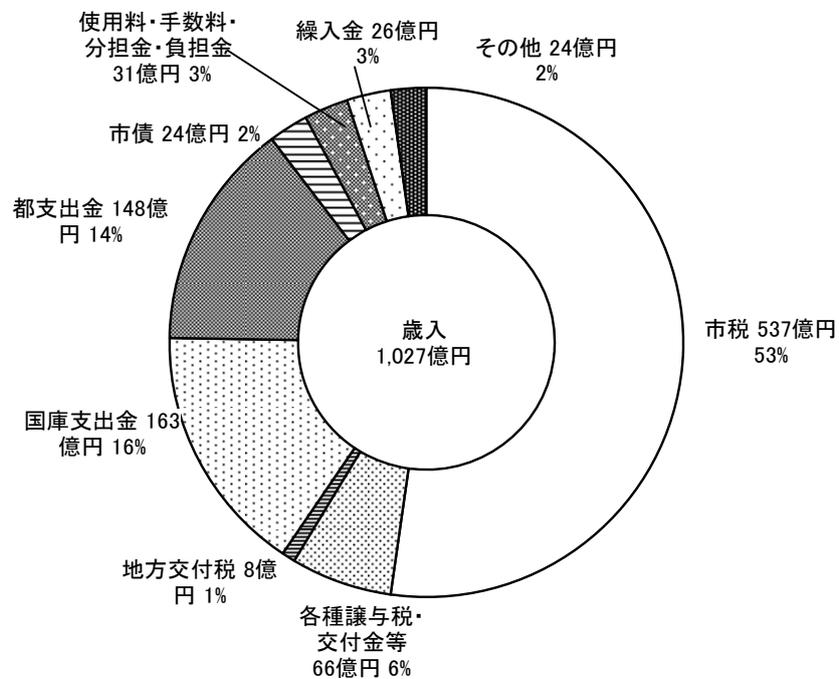


※ 平成19年度～平成21年度は決算、平成22年度、平成23年度は当初予算

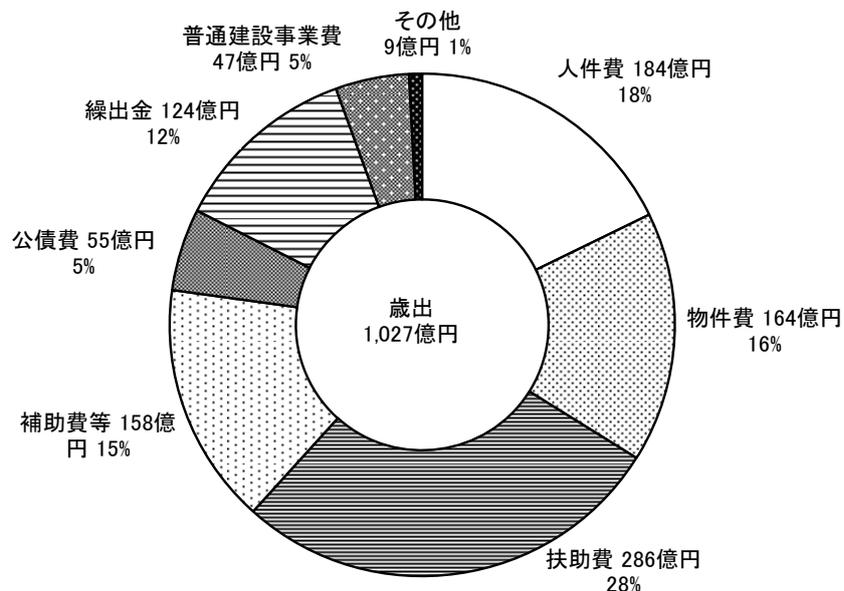
## 2 財政推計

第五次長期総合計画の前期基本計画期間である平成24年(2012年)度から平成28年(2016年)度における5年間の普通会計歳入・歳出予算の推計額は下記のとおりです。

### 歳入の推計（平成24年度～平成28年度）



### 歳出の推計（平成24年度～平成28年度）



### 歳出経費の用語説明

項目	具体的な内容
人件費	報酬、給料、諸手当、年金等、勤労の対価として支払われる一切の経費
物件費	人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の、地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称
扶助費	高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な扶助（援助）に要する経費
補助費等	各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金など
公債費	市が借り入れた市債の元利償還金など
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、公園、庁舎等の社会資本の整備に要する投資的な経費
繰出金	普通会計から特別会計に支出される経費



# 基本計画プロジェクト

## 第3章 基本計画プロジェクト

～みんなが進める～

### はむらの「絆」プロジェクト

～すべての人がつながる「安心と活力のまち」を目指して～

#### 1 基本計画プロジェクトの趣旨

市の新たな将来像を実現していくためには、施策の大綱に即して、総合的なまちづくりを推進するとともに、戦略的な視点から、今、特に横断的に取り組むべき課題に対し、市民・事業者・行政が一丸となって対応していく必要があります。

平成23年3月に起きた東日本大震災は、市民生活や市政運営にも大きな影響を与え、市民や行政のこれまでの認識を超えた様々な課題を明らかにしています。

まさに、基本理念として掲げた「自立と連携」の重要性、地域の人と人とのつながりの大切さを改めて浮き彫りにしました。

こうした教訓も踏まえ、今こそ、地域の絆を強め、市民生活の真の豊かさと安心を確かなものとしていく必要があります。地域の絆は、市民生活に安心をもたらし、市民の活動や生きがいつくりの場となり、地域の活力の基盤となります。

そこで、この第五次羽村市長期総合計画の前期5年間のまちづくりにおいて、基本目標の枠組みを超えた『はむらの「絆」プロジェクト』を掲げ、将来像の実現を牽引していくこととします。

#### 2 基本計画プロジェクトの構成

『はむらの「絆」プロジェクト』は戦略的な4つの視点のもと、46のプロジェクト推進事業で構成されています。

プロジェクト推進事業は、4つの視点に立って事業を実施することで、より効果を発揮するものを基本計画に掲げた主な事業から抽出しています。

### 3 はむらの「絆」プロジェクトの概要

ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら

～みんなで進める～

## はむらの「絆」プロジェクト

～すべての人がつながる「安心と活力のまち」を目指して～

4つの視点

みんなの

### 「絆」が力に

地域の絆がまちを元気に  
します

みんなが

### 「絆」を支える

地域活動の出番と活躍  
への一歩です

みんなを

### 「絆」で結ぶ

だれもが孤立すること  
なくつながります

みんなの

### 「絆」を育む

地域の絆が育つ土壌をつくります

#### 4 プロジェクト推進事業

みんなの「絆」が力に“地域の絆がまちを元気にします”

地域で活躍する多様な主体による活動を促進し、地域の力を高めます。

- No.01 地域活動団体（青少年対策地区委員会等）への支援 【4 - 3】
- No.02 生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進 【5 - 1】
- No.03 国民体育大会の開催とスポーツ振興の推進 【5 - 6】
- No.04 社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援 【5 - 10】
- No.05 地域自立支援連絡会の運営 【8 - 2】
- No.06 町内会・自治会活動への支援 【12 - 1】
- No.07 地域活動団体連携協議会の設置 【12 - 7】
- No.08 市内企業との応援協定（災害時）の締結 【14 - 3】
- No.09 市民防犯活動の支援 【16 - 3】
- No.10 地域商業への支援 【19 - 2】
- No.11 商工会活動への支援 【19 - 4】
- No.12 商店会等の活性化 【19 - 5】
- No.13 各種イベントの充実 【22 - 3】

みんなが「絆」を支える“地域活動の出番と活躍への一歩です”

だれもが地域の一員として、持てる力を発揮して、住みよい地域づくりの担い手となれるよう多様な機会の提供や支援を行っていきます。

- No.14 アクティブシニア向け講座等の充実 【7 - 2】
- No.15 インターネットを活用したソーシャルネットワークづくり 【12 - 3】
- No.16 NPO法人等の設立・活動支援 【12 - 4】
- No.17 市民活動センターの運営 【12 - 5】
- No.18 協働事業の市民提案制度の実施 【12 - 6】
- No.19 外国人市民への日本語指導等の充実 【13 - 6】
- No.20 消防団員の確保 【14 - 7】
- No.21 援農ボランティア制度の運用の充実 【20 - 4】
- No.22 緑地保全活動の支援 【23 - 5】
- No.23 公園ボランティア等の支援 【30 - 4】
- No.24 多様な市民参画の推進 【34 - 2】

みんなを「絆」で結ぶ“だれもが孤立することなくつながります”  
だれもが孤立することなく、つながることができる機会を充実します。

- No.25 子どもや家庭への相談支援の集中化 【1 - 3】
- No.26 子育てひろば事業の拡充 【1 - 6】
- No.27 スクールソーシャルワーカーの充実 【3 - 5】
- No.28 子ども・若者支援地域協議会の設置 【4 - 4】
- No.29 民生・児童委員（社会福祉委員）活動の支援 【6 - 2】
- No.30 小地域ネットワーク活動の支援 【6 - 3】
- No.31 社会福祉協議会の支援 【6 - 5】
- No.32 福祉サービス総合支援事業 【6 - 4】
- No.33 要援護者等の相談支援事業 【7 - 3】
- No.34 相談支援事業（障害者福祉） 【8 - 3】
- No.35 男女共同参画の推進 【13 - 4】
- No.36 多文化共生への理解を深める講座等の実施 【13 - 5】
- No.37 災害時の情報伝達手段の強化 【14 - 4】
- No.38 市民相談の充実 【34 - 7】

みんなの「絆」を育む“地域の絆が育つ土壌をつくります”  
人の交流や連携に配慮し、地域の絆が育まれる土壌をつくります。

- No.39 地域防災計画の見直し・推進 【14 - 1】
- No.40 羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画の見直し 【16 - 1】
- No.41 都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導 【26 - 1】
- No.42 羽村駅西口土地区画整理事業の推進 【27 - 1】
- No.43 コミュニティバスはむらん運行の充実 【28 - 3】
- No.44 市道第 101 号線・102 号線道路改修事業 【29 - 1】
- No.45 双葉町地区の公園の整備 【30 - 1】
- No.46 市民にわかりやすい広報紙づくり 【34 - 4】

※例【7-2】：事業名の末尾にある番号は、基本計画に示した【施策番号一事業番号】です。



# 基本目標別計画

## 第4章 基本目標別計画

### 第1節 施策の体系

#### 基本目標1 生涯を通じて学び育つまち

【子ども・生涯学習の分野】

##### 基本施策1 子育て支援と保育・幼児教育の充実

- 施策1 子育て
- 施策2 保育・幼児教育

##### 基本施策2 学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成

- 施策3 学校教育
- 施策4 子ども・若者

##### 基本施策3 社会教育の充実と生涯学習の推進

- 施策5 社会教育

#### 基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

##### 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現

- 施策6 地域福祉
- 施策7 高齢者福祉
- 施策8 障害者福祉
- 施策9 生活福祉
- 施策10 社会保険

##### 基本施策2 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

- 施策11 保健・医療

### 基本目標3 ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

#### 基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現

- 施策12 市民活動
- 施策13 共生社会
- 施策14 防災
- 施策15 交通安全
- 施策16 防犯
- 施策17 基地対策

#### 基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成

- 施策18 工業
- 施策19 商業
- 施策20 農業
- 施策21 消費生活
- 施策22 観光

### 基本目標4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

【環境・都市整備の分野】

#### 基本施策1 未来につなぐ環境都市の実現

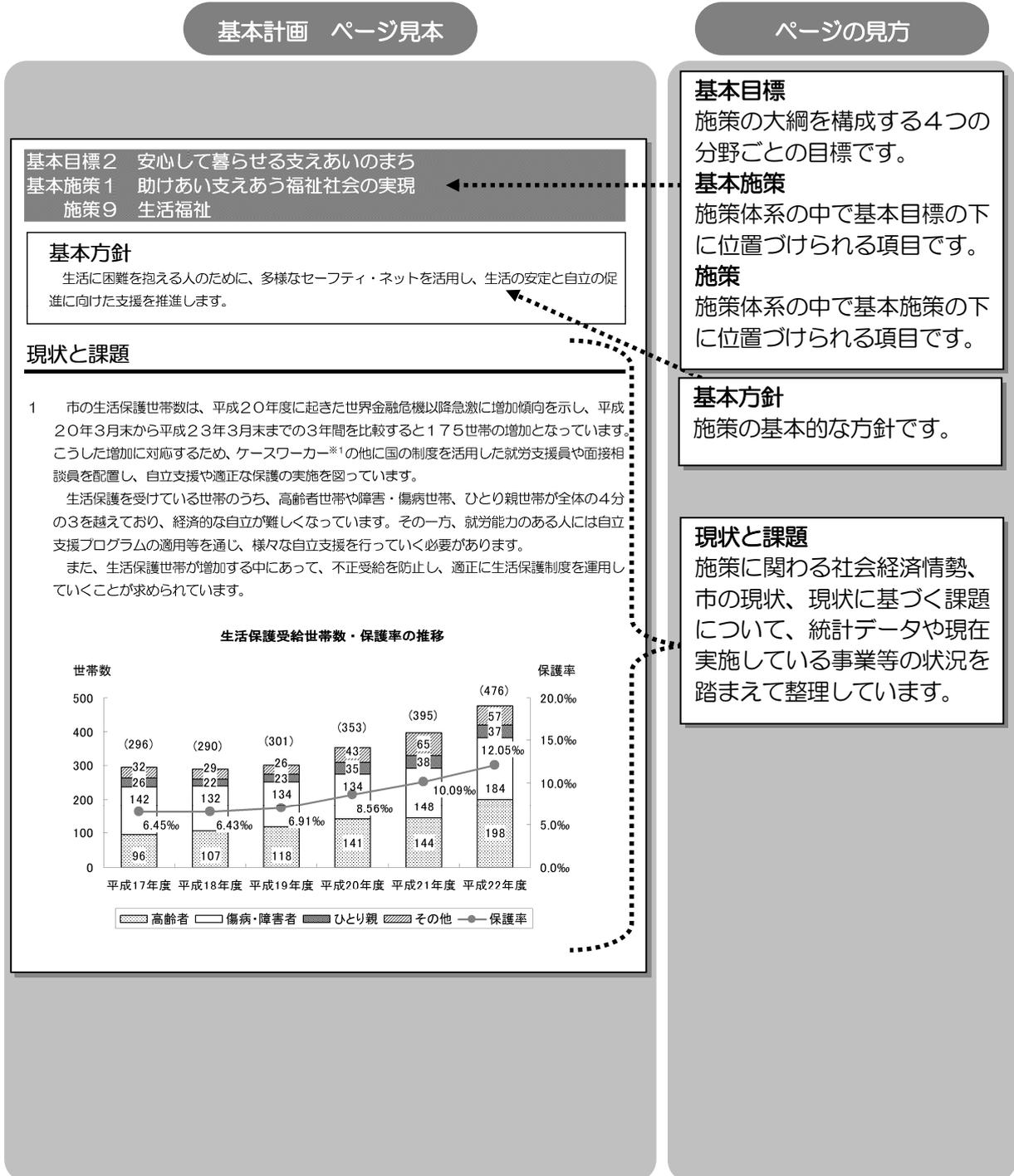
- 施策23 自然環境
- 施策24 都市環境
- 施策25 循環型社会

#### 基本施策2 自然と調和した安全で快適な都市の形成

- 施策26 土地利用
- 施策27 都市基盤整備
- 施策28 公共交通
- 施策29 道路
- 施策30 公園
- 施策31 住宅
- 施策32 上水道
- 施策33 下水道

## 第2節 基本計画のページの見方

基本計画のページは下記の構成となっています。



基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち  
 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現  
 施策9 生活福祉

今後の方向性

1 生活の安定と自立に向けた支援

- 1) 生活保護を必要とする人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。
- 2) ケースワーカー等による支援を通じ、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムを作成し、経済的自立を促します。また、日常生活の自立や社会生活の自立が必要な生活保護受給者については、様々な援助や支援を行います。
- 3) 不正な生活保護の受給を防止し、適正な制度運用を推進します。

主な事業

	事業名	事業内容
1	生活保護受給者の就労指導事業	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導を強化します。
2	面接相談員の配置	生活保護受給者の急増に対応するため、国の強化事業を活用し、専任の面接相談員を配置して、適正な制度運用を図ります。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	就労指導による就労件数	7件 (平成22年度)	10件

今後の方向性

基本方針に基づき、現状と課題を踏まえ、市が今後目指すべき課題解決のための方向性を整理しています。

主な事業

基本方針に即した課題解決に必要な主な事業を示しています。

目標指標

施策ごとの目標達成状況を数量的に評価するために設定しています。  
 現状の数値と平成28年度に実現を目指す目標値を掲げています。



# 基本目標 1

## 生涯を通じて学び育つまち

### 【子ども・生涯学習の分野】

#### 基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち

【子ども・生涯学習の分野】

##### 基本施策1 子育て支援と保育・幼児教育の充実

- 施策 1 子育て
- 施策 2 保育・幼児教育

##### 基本施策2 学校教育の充実と次代を担う子ども・若者の育成

- 施策 3 学校教育
- 施策 4 子ども・若者

##### 基本施策3 社会教育の充実と生涯学習の推進

- 施策 5 社会教育



## 基本方針

すべての子どもが良質な成育環境のもとで、健やかに育つことができるよう支援を行います。また、市民、関係機関、事業者等と連携して、地域全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。

## 現状と課題

- 1 核家族化の進行や近隣関係が希薄化する中で、家庭の養育力や教育力の低下が指摘されています。また、地域における子育て家庭を支援する力が弱まるなど、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化しており、悩みや不安を抱えながら子育てをしている家庭が増加しています。  
このため、市では、子育て相談や子育て講座の実施のほか、手当の支給や医療費助成など、児童を養育する家庭に対する経済的支援等を行い、子育て家庭の不安感や負担の軽減に努めてきました。また、養育が困難な家庭やひとり親家庭等の課題を抱えた家庭への支援も行ってきました。  
しかし、生活スタイルや価値観がますます多様化し、また女性の就業促進が期待される社会の中で、子育ての楽しさを実感でき、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備がさらに求められています。  
また、子育ての不安から児童虐待等につながらないように、家庭や子どもたちへの見守り体制の強化も重要となっています。
- 2 市では、地域全体で子育て家庭を支援するため、親同士の交流の場の提供や市民ボランティアの育成事業等を実施してきました。また、養育に課題を抱える家庭の子どもが虐待を受けたり、非行などに陥ったりすることがないように、関係機関との連携による見守りを行って来ました。  
今後も、市民や地域で活動する各種団体が連携して子育て家庭を支援し、子育てしやすいまちにしていくことが求められています。また、児童虐待等への適切で迅速な対応を図るため関係機関との連携の強化が求められています。

## 今後の方向性

### 1 子育て家庭へのサービスの提供

- 1) 乳児のいるすべての家庭に対して、専門的知識を持った職員が訪問し、育児に不安のある保護者からの相談を受けるとともに、養育が困難な状況にある家庭に対しては、専門的な相談や育児のサポートをしていきます。
- 2) 子育てに関する相談事業の充実、親の学習機会や子育て情報の提供等により、家庭の養育力や教育力の向上を目指します。
- 3) 子育て家庭に対する迅速で適切な支援を行うために、子ども家庭支援センターの相談員やスクールソーシャルワーカー<sup>※1</sup>など、支援を担う職員の連携を強化するとともに、子ども家庭支援センターや教育相談室の機能をより効果的に発揮するため、支援機能の集中化に取り組んでいきます。
- 4) ひとり親（母子・父子）家庭が、安定した生活の中で子どもを健やかに育てることができるよう、就労するための技術の取得支援や、経済的な支援等を行います。
- 5) 広く市民に子育てと仕事の調和についての意識啓発を行い、事業者に対しては、「育児休業制度」の整備など、子育てしやすい就労環境づくりを働きかけていきます。また、就労支援の一環として、保育サービスや学童クラブ等の充実を図ります。
- 6) 子どもへの虐待や非行などを防止するため、市民への啓発を進めていきます。また、子ども家庭支援センターなどの相談窓口の充実を図り、育児に不安を抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に努めるとともに、虐待と認められるケースについては、関係機関と連携して適切な対応を図っていきます。

### 2 地域における子育て家庭への支援の充実

- 1) 児童館等の身近な施設において、親同士の交流を促進します。
- 2) 市民や、民間の児童福祉関連施設、NPO 法人等の各種団体などの事業者が、互いに連携して子育て家庭を支援し、安心して子育てできるまちづくりを推進します。
- 3) 地域における子育て家庭の見守り体制を充実するため、子ども家庭支援センターを中心に児童相談所や保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化します。
- 4) 乳幼児を連れた保護者が外出しやすい環境を整備するため、公共施設を中心に、市内の保育園・幼稚園、商店等の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置していきます。また、利用を促進するために広く市民に周知していきます。

<sup>※1</sup> スクールソーシャルワーカー：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、問題を抱える児童生徒やその家庭、学校、教職員等への支援や関係機関等とのネットワークの構築等を行う者。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	訪問型子育て支援サービス事業の充実(乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問の充実)	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供を行います。また、養育が困難な家庭に、育児相談や養育支援ヘルパーの派遣を行います。
2	家庭教育への支援	子育てに関する悩みや不安を軽減し、親の子育て力を向上させるための講座等を充実します。
3	子どもや家庭への相談支援の集中化	乳幼児期から義務教育期にある子どもや家庭、保護者に対する相談支援について、子ども家庭支援センターの相談員と教育相談室の相談員やスクールソーシャルワーカーなどが連携して対応できるよう、子ども家庭支援センターと教育相談室の機能の集中化に取り組んでいきます。
4	ひとり親家庭就業支援事業等の充実	ひとり親家庭が経済的に自立し生活の安定が図れるよう、就業支援や経済的支援等を行います。
5	子ども家庭支援センターの充実	子どもと家庭を支援するための相談を実施します。また、関係機関とのネットワークを構築し、養育困難な家庭の支援や児童虐待への対応を行います。
6	子育てひろば事業の拡充	児童館、保育園等身近な施設における子育て相談や親子参加型講座の充実を図り、親の子育て力の向上や親子の絆を深めます。
7	あかちゃん休憩室事業の実施	公共施設を中心に、市内の保育園・幼稚園、商店等の協力を得て、おむつの取替えや授乳ができる「あかちゃん休憩室」を設置し、保護者が安心して乳幼児を連れて外出できるよう支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市政世論調査における子育て支援施策への満足度	63% (平成22年度)	75%
指標2	乳児家庭全戸訪問事業の訪問件数	—	300件
指標3	虐待、養育困難家庭の件数	64件 (平成22年度)	50件

基本目標 1 生涯を通じて学び育つまち  
 基本施策 1 子育て支援と保育・幼児教育の充実  
 施策 2 保育・幼児教育

## 基本方針

乳幼児期にある子どもたちが健やかに成長できるよう、保育・幼児教育環境について整備・支援していくとともに、就学期にある子どもの小学校への円滑な就学を支援します。

## 現状と課題

- 共働き家庭の増加や、女性の社会進出などにより、乳幼児期にある子どもを中心に保育園への入園希望が増加しています。また、多様化する保護者の就業形態などに応える保育サービスが求められています。  
 このため、市では、定員の弾力的運用による、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大や、また、延長保育、休日保育、病後児保育、一時預かり事業などの特別保育を実施してきました。  
 今後も、将来の保育需要を予測し、民間保育園等の改築への支援や、多様化するニーズに即した保育サービスの実施など、子どもが健やかに成長できる保育環境の整備を図っていく必要があります。
- 国は、子ども・子育て支援の一元的な給付システムと幼保一体化<sup>※1</sup>の構想を示し、その実現に向けた検討を進めています。市でも、幼稚園、保育園の機能接近の流れの中で、「認定こども園」3園の設置支援を行ってきました。  
 今後は、幼稚園、保育園の相互理解を深め、緊密な連携を図ることで、幼保一体化が目指している就学前の子どもたちへの教育の充実と、健やかな成長を促す保育の提供が求められています。
- 小学校就学時に、環境に慣れないなどの課題を抱える児童が増えていることから、市では、幼稚園、保育園と小学校の関係者相互の連携を進めてきました。  
 今後は、それらの取組みを一層充実し、学校教育への接続が円滑に進むよう、子どもの成長過程の連続性を重視した幼児期の保育、教育環境の整備が求められています。

### 羽村市在住児童の保育需要の推移

年度	就学前児童数(人)			入園申込者数(人)			就学前児童数に対する入園申込者数の割合(%)		
	合計	0～2歳	3歳以上	合計	0～2歳	3歳以上	合計	0～2歳	3歳以上
平成20年	3,160	1,520	1,640	1,228	457	771	38.9	30.1	47.0
平成21年	3,131	1,524	1,607	1,235	479	756	39.4	31.4	47.0
平成22年	3,132	1,596	1,536	1,274	539	735	40.7	33.8	47.9
平成23年	3,038	1,540	1,498	1,240	532	708	40.8	34.5	47.3

※各年度4月1日現在

※1 幼保一体化：質の高い学校教育・保育の一体的提供や保育の量的拡大等を目的に、学校教育・保育等の養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する等の国が進める取組み。

### 羽村市在住児童の保育園入園状況の推移

年度	市内認可保育園定員(人)			入園申込者数(人)			入園児童数(人)				待機児童数(人)		
	合計	～2歳	3歳～	合計	～2歳	3歳～	合計	～2歳	3歳～	管外	合計	～2歳	3歳～
平成20年	1,185	417	768	1,228	457	771	1,204	426	738	40	2	2	0
平成21年	1,185	417	768	1,235	479	756	1,191	434	722	35	9	9	0
平成22年	1,185	417	768	1,274	539	735	1,182	444	712	26	31	31	0
平成23年	1,221	439	782	1,240	532	708	1,176	462	690	24	7	7	0

※ 待機児童数とは、保育園に入園できない児童のうち、認可外保育施設・家庭福祉員等を利用している児童及び特定の保育園以外に入園を希望しない児童を除いた数値。

※ 各年度4月1日現在

## 今後の方向性

### 1 保育サービスの充実

- 1) 保育園入園待機児童の多い0歳から2歳までの定員拡大と、子どもたちに良質な保育環境を提供するために、民間認可保育園の園舎整備への支援を計画的に行っていきます。
- 2) 少人数で家庭的な環境の中で保育する家庭福祉員制度や、長時間の保育や利用時間を柔軟に設定できる利便性の高い保育を提供する認証保育所、保育と教育のニーズを満たす認定こども園など、それぞれの特性を活かした保育サービスを提供し、待機児童の解消を図っていきます。
- 3) 社会情勢や雇用環境の変化とともに多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育などの特別保育を充実していきます。
- 4) 市内の保育園等で実施している第三者評価を継続的に実施し、その結果を職員の資質向上や事業者の改善意欲の向上につなげ、保育サービスの質のさらなる向上を図っていきます。

### 2 幼児教育の充実

- 1) 教育内容と良好な成育環境を充実していくために、幼児教育と乳幼児期の保育の一体化について、国の動向を踏まえ、実現するための検討を進めます。

### 3 幼児期から小学校就学期への移行支援

- 1) 小学校就学时に学校生活に適応できない状態、いわゆる「小1プロブレム」などの課題を解消するために、保育園、幼稚園、小学校や家庭と連携し、子どもの発達や学びの連続性を意識した移行支援を図っていきます。
- 2) 発達に課題のある児童などに対して、保育園、幼稚園、小学校や、市の福祉や健康などに関する部署が連携して支援する体制を整備していきます。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	民間保育園施設整備の支援	民間認可保育園の園舎整備に対して、財政的支援を行います。
2	幼保一体化等の推進	幼児教育と乳幼児から就学前までの保育の一体化に関する検討を進めます。
3	幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会の運営	幼稚園、保育園と小学校の円滑な接続のために、連携推進懇談会による現状把握、対応方法の検討を行い、幼稚園、保育園と小学校の交流機会の促進など、つながりを意識した対応に取り組めます。
4	特別支援教育※1連絡協議会の充実	発達に課題を抱えた児童等を早期に発見し、個々の段階にあわせて、保健・福祉・教育等の機関が連携して支援する体制を充実します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	保育園待機児童数	7人 (平成23年4月)	0人
指標2	保育園等第三者評価の受審率	75% (平成23年度)	100%

※1 特別支援教育：障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。(文部科学省HPより)

## 基本方針

児童・生徒一人ひとりの個性と能力を最大限伸ばすとともに、「生きる力」を育み、豊かな人間性と社会性を身につけさせるため、小中一貫教育を中心とした学校教育の充実を図ります。

## 現状と課題

- 1 市では、これまで児童・生徒が確かな学力を身につけ、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、様々な施策に取り組んできました。具体的には授業時数の確保と充実した教育内容の実施のための2学期制導入、特色ある学校づくり交付金の交付、授業改善推進プランの作成、学習サポーターの導入などを行い、一定の成果を上げてきました。今後も基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけ、社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など「生きる力」を育んでいくことがさらに求められます。  
このため、平成22年1月に策定した「羽村市小中一貫教育基本計画」をもとに、中学校区ごとの特色にあわせた小中一貫教育の実施や教員の資質向上への取り組みが必要です。
- 2 市では、障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応した教育環境づくりと指導内容の充実を図るため、特別支援教育支援員<sup>※1</sup>の配置や巡回相談、いじめや不登校対策、関係機関等とのネットワークづくりなどに努めてきました。  
今後の特別支援教育については、きめ細かい指導を実施することや施設のあり方についても検討していくことが必要です。  
また、日本語指導が必要な児童・生徒のニーズに対応した学習・学校適応指導体制を充実させていくことが必要となっています。
- 3 学校設備については、教育用コンピュータやデジタルテレビ・学校図書館総合管理システム等の導入により、情報教育の推進や読書環境の整備を図ってきました。教育用コンピュータの更新や学校図書館総合管理システムの拡大など、今後も学習ニーズに対応した教育環境の整備が必要となっています。  
学習環境の向上のためには、施設等の整備だけでなく、学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、学校教育の充実を図ることが求められています。

<sup>※1</sup> 特別支援教育支援員：通常学級に在籍し、特別な支援を必要とする児童の学力向上を図り、学校生活の支援をするために、各小学校へ配置している職員。

## 今後の方向性

---

### 1 小中一貫教育を柱とした教育の充実

- 1) 各中学校区の特色を生かした小中一貫教育実施計画に基づき、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育てます。また、その取組みを通し、学力の向上、体力の向上、中学校1年生の不安の解消、いじめや不登校の減少を図っていきます。
- 2) 学んだことを実践できる力を持ち、進んで地域に貢献していこうとする人材を育てるために、羽村市の小中一貫教育の特色である「英語教育」、「羽村学（郷土学習）」、「人間学（キャリア教育）」を実施します。また、保護者に対しては「親学（家庭教育講座）」を実施します。
- 3) 各校の充実した教育活動の展開を支援するために、特色ある学校づくり交付金を交付します。
- 4) 教員の資質向上を図る研修等を充実し、指導力の向上と教育内容の充実に努めることで、授業改善をさらに進め、学力の向上を目指します。

### 2 多様なニーズに対応した教育の推進

- 1) 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個性や能力を最大限伸ばす適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を、小中一貫教育の中で推進していきます。
- 2) 市内全体のバランスを考えた特別支援学級<sup>※1</sup>等の設置を検討し、適切な指導と必要な支援が受けられる特別支援教育環境を整備していきます。
- 3) 様々な課題を抱えた児童・生徒の成長を支援するために、教育相談体制と関係機関との連携をさらに充実させます。
- 4) 日本語指導が必要な児童・生徒への学校適応指導など、特別なニーズに対応した教育を推進します。

### 3 教育環境の整備

- 1) 児童・生徒の良好な教育環境を維持するため、情報教育機器の更新や学校図書館総合管理システムの拡大等を計画的に実施していきます。
- 2) 学校運営の充実を図るために、家庭・地域と連携・協力した学校を支援する仕組みをつくりま

---

<sup>※1</sup> 特別支援学級：特別の支援を必要とする児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うための学級。（学校教育法第81条）

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	小中一貫教育推進事業	小中一貫教育を推進する学校への支援策として、地域の力を導入するための学習コーディネーター、英語コーディネーターの配置、小1副担任制など様々な取組みを行います。
2	特色ある学校づくりの推進	特色ある学校づくりを展開するために、各小中学校へ交付金を交付します。
3	学習サポーターの配置の充実	小学校で児童の学校生活習慣の指導及び学習指導等の支援を充実させるため、必要に応じた配置を行います。
4	特別支援教育支援員の配置の充実	通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童への支援を充実させるため、必要に応じた措置を行います。
5	スクールソーシャルワーカーの充実	虐待や経済的な困窮など深刻な問題を抱える子どもやその家庭に対する支援体制を強化します。
6	教育相談員による巡回相談の充実	よりきめ細かい相談体制となるよう、小学校への巡回相談の回数を増やします。
7	中学校不登校等対応指導員の配置	中学校で集団になじめない生徒や不登校生徒への支援を行うため、不登校対応指導員を配置します。
8	教育用コンピュータの更新	教育用コンピュータの更新を計画的に行います。
9	学校図書館総合管理システムの拡大	学校図書館の蔵書管理の電子化を推進します。
10	学校支援地域本部(仮称)の設置	中学校区ごとに学校を支援する組織をつくり、学校・家庭・地域との連携を推進します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標
指標1	学校アンケートの「小中一貫教育に関する項目」に対する肯定的評価の割合 <sup>※1</sup>	—	80%
指標2	中学校における不登校生徒出現率	3.39% (平成21年度)	2%
指標3	中学校区ごとの学校支援地域本部(仮称)の設置数	0校区 (平成22年度)	3校区

※1 学校アンケートの「小中一貫教育に関する項目」に対する肯定的評価の割合：毎年保護者対象に実施している学校アンケートの小中一貫教育に関する調査項目の4段階評価の4（よくあてはまる）の割合

## 基本方針

子どもや若者が、社会の一員として、自立した自己を確立し、心豊かで健やかに成長するよう、支援を実施していきます。

## 現状と課題

- 1 行動範囲の広域化や、携帯電話、インターネット等のメディアの発達など、社会環境は大きく変化しています。その結果、情報や物が簡単に手に入る反面、有害な情報等も氾濫しており、それらが子どもや若者に及ぼす影響を考えると、見過ごすことのできない状況になっています。  
また、コンピュータゲームなどの遊びが浸透し、屋外での活動や地域での生活体験の機会が減少し、コミュニケーション形態も、直接的なものからメールなどの間接的なものに変化するなど、人間関係も希薄化しており、それにより子どもや若者の社会性が失われつつあります。  
このため、市では、青少年健全育成事業や、子ども体験事業を通じて、子どもが健やかに成長できるよう支援してきました。  
今後も、子どもや若者が社会の一員としての自覚と責任を持ち、地域の人との関わりの中で自己を確立し成長していけるよう、家庭、学校、地域、企業、行政が互いに連携して、青少年健全育成事業や体験事業などを通じて、地域や社会に出て行く機会を増やしていくことが必要です。
- 2 共働き家庭の増加や、家族の就労形態の多様化などにより、日中、家庭で過ごすことが難しい子どもが増加しています。  
このため、学童クラブや児童館といった児童関連施設において、子どもの放課後の見守りを実施していくことが重要となっています。  
また、地域においても、子どもたちの成長や安全を見守っていく体制の整備が必要です。

## 今後の方向性

---

### 1 子どもや若者への支援

- 1) 市で実施する体験活動を充実し、子どもが地域の中で豊かな人間性を身に付け、社会性を向上させるための支援を実施していきます。
- 2) 子どもたちの地域における生活環境について情報交換や検討を行う「青少年問題協議会<sup>※1</sup>」を開催し、子どもたちの置かれている状況を把握するとともに、その対策について検討していきます。
- 3) 地域の教育力の向上を図るため、子どもの育成活動を中心に、地域で活動している「青少年対策地区委員会<sup>※2</sup>」等の団体を支援していきます。
- 4) 子どもたちが有害な情報に惑わされないように、「青少年育成委員会<sup>※3</sup>」を中心に、地域の事業者や市民の協力を得て、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めます。
- 5) 子どもや若者が、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自己を確立していくために、家庭、学校、地域、企業、行政が互いに連携していく体制を整備していきます。
- 6) 経済状況の悪化などによる就業できない若者の増加に対応するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、若者の就労を支援し、社会参加につなげていきます。

### 2 子どもの放課後対策

- 1) 学童クラブや児童館、また、放課後子ども教室の実施などにより、放課後、子どもたちが活動できる場所の拡充に努めていきます。
- 2) 児童館事業について、子どもの視点に立ち、感動や驚きを覚えるといった体験活動等を中心にした、より充実した事業を実施していきます。
- 3) 地域で活動する各種団体との連携を強化し、地域での子どもの成長や安全を見守る体制を充実していきます。

---

※1 青少年問題協議会：地方青少年問題協議会法及び羽村市青少年問題協議会条例により設置され、青少年の健全育成に関する総合的な施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整・連携を図る組織。

※2 青少年対策地区委員会：7つの小学校地区内にそれぞれ設置され、関係行政機関や各種関係団体と協力し、体験事業の運営を通して青少年の健全育成を推進する組織。

※3 青少年育成委員会：青少年問題協議会の下部組織として、羽村市青少年育成委員会要綱に基づき、青少年非行防止、地域環境の浄化、関係行政機関等との連絡協議などを行う組織。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	健全育成・子ども体験等の事業の実施	青少年健全育成の日を中心に、地域をフィールドとした稲作体験や、他地域との交流事業などを通じて、青少年が豊かな人間性と社会性を身につけるための支援を行います。
2	青少年問題協議会の開催	子どもたちの置かれている現状を把握し、子どもたちが健やかに成長できる環境整備について検討していきます。
3	地域活動団体への支援	青少年対策地区委員会など地域の青少年育成団体への支援を通じて、地域における青少年の育成を図っていきます。
4	子ども・若者支援地域協議会の設置	若者のニートや引きこもりという現実的な課題に対応するために、関係団体間で連携し、支援していくためのプログラム等を検討するための組織を設置します。
5	放課後子ども教室の推進	小学校に通学する児童の放課後の活動場所の一つとして、各小学校地区において学校施設等を利用し、見守りや自主的な活動を支援する放課後子ども教室を推進します。
6	学童クラブ事業の充実及び運営方法の検討	学童クラブ事業について、民間が設置する学童クラブへの支援を検討していきます。また、公立学童クラブについても、経営形態や運営方法について検討し、待機児童のない充実した学童クラブ事業を展開していきます。
7	児童館事業の充実	子どもの活動を支える中心的施設である児童館で実施する各種事業について、実施事業の企画段階から子どもの視点にたち、より充実したものとしていきます。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	青少年健全育成事業等への参加者数	5,545人 (平成22年度)	6,000人
指標2	放課後子ども教室の実施校数	1校 (平成23年度)	7校
指標3	学童クラブ待機児童数	3人 (平成23年4月)	0人

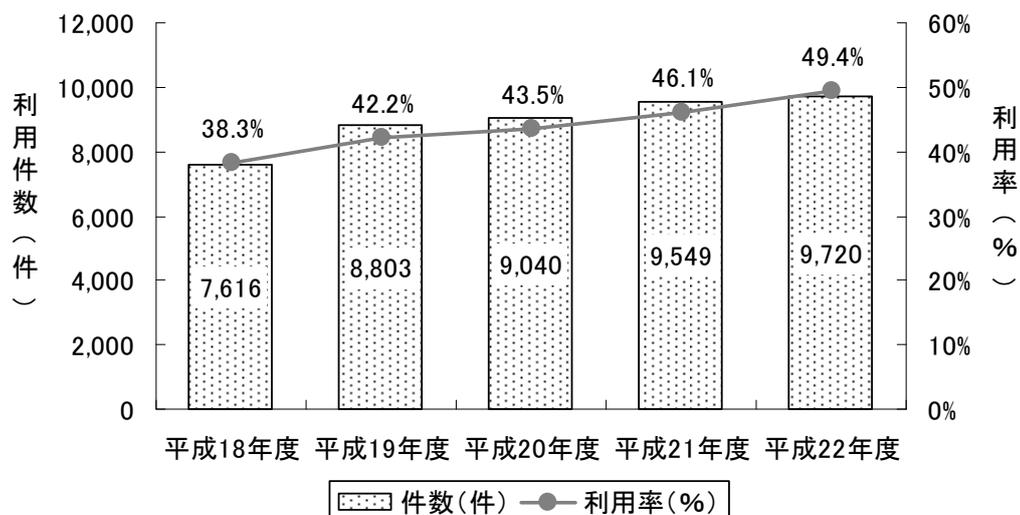
## 基本方針

だれもが生涯を通じて、心身ともに健康で充実した心豊かな生活を送ることができるよう、あらゆる機会に、あらゆる場所において、個人の要望と社会の要請に対応した学習活動と、その成果を適切に活かすことのできる環境を整備します。

## 現状と課題

- 1 市では、生涯学習センターゆとろぎや図書館などの生涯学習関連施設を中心に、市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、学習・文化・歴史・スポーツ・レクリエーション活動ができるよう必要な環境の整備を図ってきました。市民の多様な学習ニーズを踏まえ、これらに適切に対応するために必要な学習の機会の提供、情報の提供等を行うことにより、生涯学習の推進を図ってきました。  
今後は、個人の要望や社会の要請に対応した学習・文化・歴史・スポーツ・レクリエーション活動の支援や、様々な市民活動団体や NPO 法人、大学・企業などとの連携による学習機会の提供などを行っていく必要があります。  
生涯学習関連施設については、外部の視点を入れた運営状況に関する評価を導入し、効果的な運営のあり方について、検討していく必要があります。
- 2 市民の学習の成果が、学校・生涯学習関連施設・地域において活かされるよう支援していくことが求められています。  
市では、これまで、学校や図書館などでボランティア活動などの機会を通じて学習の成果を活かす場を提供してきました。  
今後は、市民の学習の成果が、学校、地域などにおいて行う活動として活かされ、各個人の学習活動と地域活動との循環につながるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

### 生涯学習センターゆとろぎの利用件数・利用率推移



※利用件数は、午前・午後・夜間をそれぞれ1件と数えた。

※利用率=利用件数÷(利用可能室数×開館日数×3(午前・午後・夜間の3区分))

## 今後の方向性

### 1 学習活動の活性化

- 1) 市民の楽しみや生きがいにつながる自主的な学習・文化活動を支援し、多様な学習ニーズや社会の要請に対応した講座や講習を実施するほか、eラーニング等による学習機会の拡大を図ります。
- 2) 子どものころから読書習慣が身に着くよう、読み聞かせや保護者向けの読書講座を充実していきます。
- 3) 郷土の歴史や文化等の理解を促進するため、文化財の保護や資料の収集・保管を行い、分かりやすく伝えるなど、市民の学習活動を支援していきます。
- 4) スポーツを通して健康づくりに取り組めるよう、保健事業とも連携した、スポーツ・レクリエーションのイベントや教室などを実施します。
- 5) 平成25年に開催する国民体育大会を成功させるとともに、市民のスポーツ振興の気運をさらに高め、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で豊かな生活につながるよう関係機関等と連携して支援していきます。
- 6) NPO 法人、企業、大学など、多様な主体との連携・協力体制を強化し、市民に質の高い学習の機会を提供していきます。
- 7) ホームページや情報紙等を活用し、積極的に分かりやすい生涯学習情報の提供を行います。
- 8) 生涯学習関連施設について、外部の視点を入れた運営状況に関する評価を導入し、効果的な運営を行います。

## 2 学習成果の積極的な活用

- 1) 社会教育関係団体、ボランティア団体などの市民活動団体が、学習や活動の成果を自主的・自発的に市民や地域のために活用していただけるよう、支援していきます。
- 2) 人材の養成や育成などの学習機会の充実を図り、その成果を地域社会に活かし、還元できる仕組みを構築するなど、循環型の生涯学習を進めます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	生涯学習センターゆとろぎ市民協働事業の推進	市民組織と協働して、市民ニーズに沿った生涯学習センターゆとろぎの事業を展開します。また、市民協働事業をさらに発展させた運営手法について検討していきます。
2	子どもの読書活動の推進	すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を推進します。
3	羽村市の近現代史の資料収集等の推進	市の貴重な歴史と文化を次世代に伝えるため、市史編さんに向け、近現代史の資料収集等を推進します。
4	登録郷土研究員の育成	市民との協働による郷土研究を進めるため、地域の人材を研究員として育成します。
5	スポーツを通じた健康づくりの推進	スポーツと保健事業とが連携した健康づくりフォーラムなどのイベントや教室等を開催します。
6	国民体育大会の開催とスポーツの推進	国体の市民総参加に向けた取組みと国体に関連した事業を実施し、あわせて、市民のスポーツを推進します。
7	大学との連携による講座の充実	近隣の大学と連携・協力し、専門性の高い学習機会を提供します。
8	企業等との連携による音楽鑑賞事業の実施	企業や財団等と連携・協力し、質の高い音楽鑑賞事業を実施します。
9	生涯学習関連施設における運営状況に関する評価の実施	外部の視点から運営状況に関する評価を行い、より効果的な運営を行います。
10	社会教育関係団体の活動の充実に向けた支援	他団体との協働の機会、市の事業などへの成果発表の場を提供するなど、学習や活動の成果を社会で活かせるよう支援します。
11	地域活動・市民活動に伴うコーディネート機能の充実	学習や活動で得られた専門知識・技能・豊富な経験などを地域社会で活かせるよう、成果の提供と利用をコーディネートする機能を充実します。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	生涯学習センターゆとろぎの利用率	49.4% (平成22年度)	55.0%
指標2	図書館の貸出件数	402,810件 (平成22年度)	445,075件
指標3	郷土博物館への入館者数	34,098人 (平成22年度)	38,000人
指標4	スポーツ人口(週1回実施)の割合	40.0% (平成21年度)	50.0%
指標5	社会教育関係団体のうち社会貢献活動を行う団体の割合	—	8割以上

# 基本目標 2

## 安心して暮らせる支えあいのまち

### 【福祉・健康の分野】

#### 基本目標 2 安心して暮らせる支えあいのまち

【福祉・健康の分野】

##### 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現

- 施策 6 地域福祉
- 施策 7 高齢者福祉
- 施策 8 障害者福祉
- 施策 9 生活福祉
- 施策10 社会保険

##### 基本施策2 安心を支える健康づくりと保健・医療の充実

- 施策11 保健・医療



基本目標2 安心して暮らせる支えあいのまち  
 基本施策1 助けあい支えあう福祉社会の実現  
 施策6 地域福祉

基本方針

市民、社会福祉協議会、福祉サービスを提供する団体、ボランティア等と市の連携により「地域で支えあう福祉のまちづくり」を推進します。

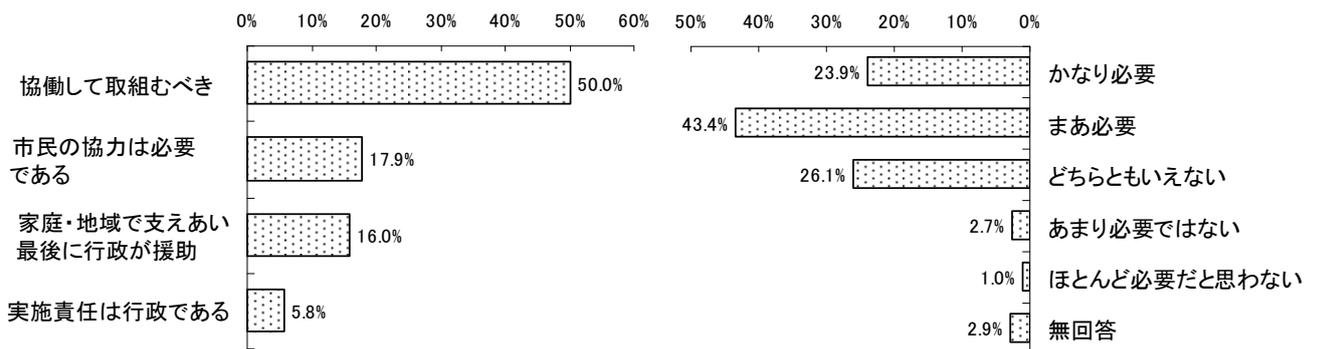
現状と課題

1 少子高齢社会の進展や核家族化などにより、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者が増加する一方で、生活の基盤である家族や地域のつながりが希薄化し、地域の間関係や相互支援力が弱まり、孤立・孤独などの問題が顕在化しつつあります。市では、民生・児童委員や友愛訪問員をきめ細かく配置するとともに、地域包括支援センター※1、子ども家庭支援センター、地域活動支援センター※2などを核とする支援ネットワークの充実を図り孤立の防止や孤立・孤独に起因する問題の対応にあたっています。

しかし、家族や地域のつながりの希薄化などに起因する生活課題や福祉課題は、公的制度やサービスだけでは対応が難しいことから、市民に最も身近な地域において市民と行政が協働で課題を解決することや、地域における市民主体による助け合い・支え合いなどの仕組みづくりが求められています。

生活する上で何らかの支援を必要とする人はもちろんのこと、すべての市民が安心して地域で生きがいを実感できる生活を送るには、市民一人ひとりが地域を構成する一員としてつながり、各々ができる範囲で役割や責任を果たし、ともに支え合う仕組みづくりの推進が必要です。

福祉サービスの充実における市民と行政の関係のあり方／市民相互の協力関係の必要性



出典：羽村市「第三次羽村市地域福祉計画ニーズ調査結果報告書」

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、高齢者やその家族等に対し、総合的な支援を行う機関。

※2 地域活動支援センター：在宅の障害のある人に、相談支援事業や情報の提供等を総合的に行うとともに、機能訓練や入浴等のサービスを提供し、障害のある人やその家族の地域生活の支援をする事業。

## 今後の方向性

---

### 1 地域における支えあい活動の推進

- 1) 民生・児童委員が、地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動の推進に重要な役割を果たしていけるよう、町内会・自治会をはじめ様々な分野の組織との連携を深め、協働して課題に対応するとともに、困難な事例には専門的な支援を行うなど、その活動を支援する環境整備を進めます。
- 2) 社会福祉協議会が取り組んでいる「小地域ネットワーク活動<sup>※1</sup>」や「ふれあいサロン<sup>※2</sup>」などの取組みが一層強化されるよう、小地域ネットワーク活動団体の連絡協議会を市と社会福祉協議会が共同して開催するなどの支援を充実していきます。
- 3) 支援が必要な高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや、障害者の相談窓口である地域活動支援センター、また、子育て家庭の相談窓口である子ども家庭支援センターなど各公的機関相互の連携を強化します。また、福祉サービス総合支援事業を行う社会福祉協議会などとのネットワークを構築し、総合的な支援を目指します。
- 4) 市民活動センターを拠点として、市民活動の振興を支援するとともに、地域福祉の様々な分野で市民協働を推進します。また、市と社会福祉協議会が連携してボランティアの養成や市民主体による地域福祉活動を推進します。

---

※1 小地域ネットワーク活動：小地域（概ね町内会・自治会区域）を単位として要援護者一人ひとりを対象に市民同士が共同して進める、見守り・援助活動。

※2 ふれあいサロン：地域福祉をより円滑に推進するため市民同士が手軽に自然な交流ができる場。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	地域福祉計画の策定	社会福祉法に基づき、羽村市の地域福祉を推進していくため、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画を策定します。
2	民生・児童委員(社会福祉委員)活動の支援	地域と行政とを結ぶ「要」として、地域に根ざした福祉活動が円滑にできるよう、様々な側面から支援します。
3	小地域ネットワーク活動の支援	地域住民が主体となって支え合いや見守りなどの実践活動を行う「小地域ネットワーク活動」の活性化や充実に向け、社会福祉協議会と共同して支援します。
4	福祉サービス総合支援事業	社会福祉協議会が実施する、高齢者や障害者等のためのサービス利用援助や苦情対応、専門相談等の事業を支援します。
5	社会福祉協議会の支援	地域福祉を推進するため、社会福祉協議会の運営やふれあいのまちづくり事業等の活動を支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	民生・児童委員による訪問延回数	12,422回 (平成22年度)	15,000回
指標2	福祉ボランティア団体の登録数	54団体 (平成22年度)	65団体

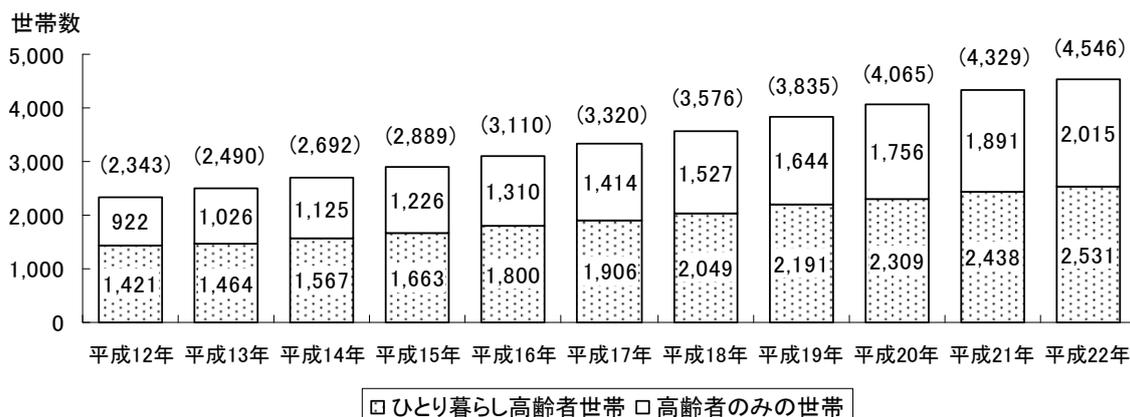
## 基本方針

高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指します。また、福祉サービスの充実や総合的な支援体制による地域包括ケアを推進し、住み慣れた地域で、安心した生活を送れるよう支援します。

## 現状と課題

- 1 市の高齢者人口の割合は、この10年間で11.6%から19.2%に上昇し、高齢化が急速に進展しています。その一方、高齢者の8割以上は介護などのサービスが必要のない元気な高齢者です。こうした高齢者が知識や技術、経験などを活かして働けるよう、シルバー人材センターを通じ就労支援を行っています。また、老人クラブへの支援や老人福祉センターの事業、生涯学習センターゆとりぎでの中高年向けの講座の開催などにより、交流や生きがいづくりの促進を図ってきました。  
今後は、意欲や能力を持った高齢者が「地域社会を支える担い手」として活躍することで、地域の活性化や生涯現役社会が促進されるよう、社会貢献活動や生涯学習活動、就労を通じた生きがいづくりなど多様な分野への主体的参加や活動ができる環境づくりが重要です。
- 2 高齢化や核家族化に伴い、市内のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを核として民生・児童委員、友愛訪問員との公的な支援ネットワークの充実を図っていく必要があります。また、地域住民のボランティアなどによる公の制度に基づかないサービスを含めた総合的な地域包括ケアの推進が課題となっています。
- 3 市では、高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、自ら介護予防の必要性について関心を高め、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上に取り組む介護予防事業を展開しています。今後は事業への参加率を高め、生活機能の低下防止や要介護状態の改善・重度化防止の効果を多くの人が実感できるようにしていくことが必要です。さらに、認知症高齢者の増加が予測されていることから、相談・支援の充実とともに、認知症高齢者やその家族を支援する認知症サポーターの養成など、認知症高齢者への対応方法等の理解を広げていくことも必要となっています。

## 高齢者世帯（高齢者のみの世帯・ひとり暮らし高齢者世帯）の推移



※ ( )内はひとり暮らし高齢者世帯と高齢者のみ世帯の合計  
 ※ 住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

## 今後の方向性

### 1 社会参加と生きがいづくりの促進

- 1) 高齢者が生きがいを持って生活できるよう、老人クラブによる「友愛訪問活動<sup>※1</sup>」など地域との交流事業を充実します。また、定年退職者などのアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいづくりのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
- 2) ボランティア活動や社会貢献活動、生涯学習活動等を通じ、多様な社会参加と生きがいづくりの機会を提供します。
- 3) 生涯現役社会を目指すために、シルバー人材センターへの支援を通じ「就業を通じた生きがいづくり」を促進します。また、意欲や能力の高い高齢者には、ハローワークやアクティブシニア就業支援センターなどを紹介し、高齢者の就労を積極的に支援します。

### 2 総合的な支援体制づくりの推進

- 1) 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、公的サービスはもとより、地域の住民やボランティア、医療や福祉の関係機関等との連携による地域包括ケアを推進します。
- 2) ひとり暮らし高齢者等を支援するため、地域包括支援センター、民生・児童委員、友愛訪問員等とのネットワークの充実を図ります。また、緊急時における連絡体制の強化を図ります。
- 3) 要介護者や家族介護者などの不安を解消するために、総合的な相談窓口である地域包括支援センターの役割や機能について周知していきます。また、家族介護者に対する支援を強化します。

※1 友愛訪問活動：孤独感の解消や、地域との交流促進、生きがいづくりなどのため、老人クラブ会員が行う一人暮らし世帯、寝たきり高齢者世帯への訪問活動。

- 4) 認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の人間性が尊重され、その人らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会等が連携し、成年後見制度<sup>※1</sup>や地域福祉権利擁護事業<sup>※2</sup>等の利用を、総合的に支援します。
- 5) 要介護者やその家族が安心して生活できるよう、認知症予防や対応方法の講演会等を開催し、理解を広めます。また、認知症高齢者やその家族を支援するため認知症サポーター養成事業を推進します。

### 3 介護予防事業の推進

- 1) 要介護状態となるリスクの高い高齢者を把握し、転倒骨折予防や関節可動域の拡大、筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等を行う介護予防事業への積極的な参加を促します。
- 2) 自主的な介護予防事業の取組みを推進するため、地域の高齢者や各種団体などを中心に介護予防リーダー育成事業を推進します。
- 3) 認知症予防に向けて認知症予防プログラム事業を推進します。また、その事業をサポートするファシリテーター（自発的な行動を促す役割を持った人）を養成していきます。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	アクティブシニア向け講座等の充実	定年退職後、健康維持や地域での活躍を目指そうとするアクティブシニアを応援する講座や、趣味などを通じた生きがいづくりのための講座等を開催し、社会参加等のきっかけづくりを行います。
3	要介護者等の相談支援事業	地域包括支援センターにおいて、要介護者等の総合相談支援や権利擁護業務等を行います。
4	ひとり暮らし高齢者等への訪問事業	友愛訪問員により、孤独感の解消や安否確認を行います。
5	認知症予防事業	認知症予防プログラムの実施や、それを運営する支援者の育成等を行います。

※1 成年後見制度：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被ることのないよう、権利と財産を守り、支援する制度。

※2 地域福祉権利擁護事業：認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談対応、日常的な金銭管理や重要書類等の預かりなどの支援を行う事業。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	シルバー人材センターの就業率	79.4% (平成22年度)	80%
指標2	認知症サポーターの講座参加者数	156人 (平成22年度)	500人
指標3	地域包括支援センターにおける相談件数	2,056件 (平成22年度)	3,000件

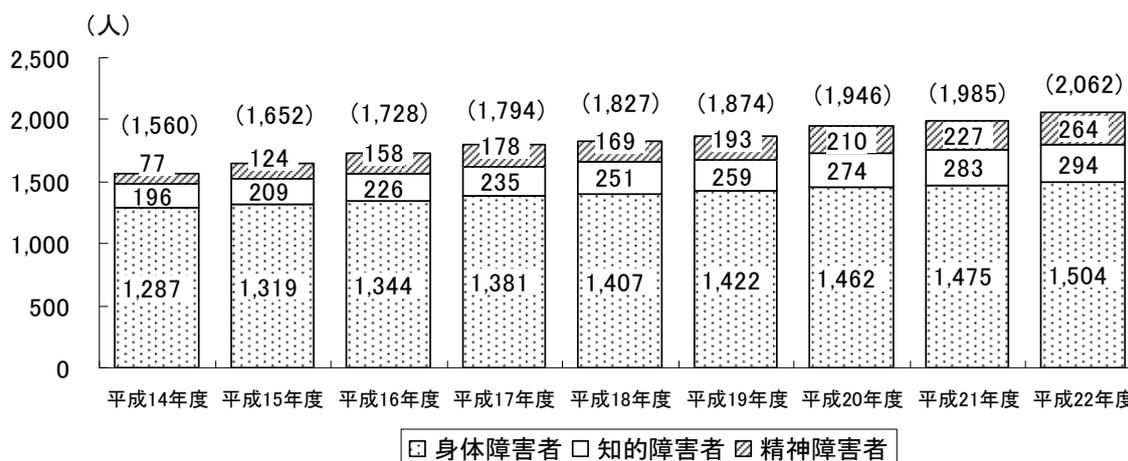
## 基本方針

障害者福祉についての理解を広め、「共に生きる社会」の実現を目指します。また、障害のある人が、その人にふさわしい福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援します。

## 現状と課題

- 市では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。また、平成21年度には、相談支援体制の整備をはじめとした支援ネットワークの構築に向けて「地域自立支援連絡会」を設置しました。今後も、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深め、支え合う意識を共有する福祉コミュニティづくりの推進が必要です。
- 平成14年度から平成22年度までの障害者数の推移をみると、知的障害者と精神障害者が特に増加しています。こうしたことから、市では、障害のある人への相談支援事業や就労支援事業を強化してきました。また、障害のある人や、障害のある児童の日中活動の場を充実するなど、様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障害のある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉サービスの充実を図ることが必要です。

障害者数(手帳所持者数)の推移



※ ( ) 内は身体障害者、知的障害者、精神障害者の合計。

※各年度3月31日現在

## 今後の方向性

---

### 1 共に生きる社会づくりの推進

- 1) 障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行う場として、「地域自立支援連絡会」の機能や役割を充実させていきます。
- 2) 保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制を充実します。また、保育や教育、就労支援、スポーツや文化活動等の事業の充実を図り、障害のある人が育ち、働き、社会参加することができる環境づくりを推進します。
- 3) 障害のある人への差別や偏見といった、意識に関わるバリアの解消を図るため、人権啓発や教育、広報活動を充実します。

### 2 自立に向けた支援の充実

- 1) 「地域活動支援センターあおば」の相談体制やピアカウンセリング事業<sup>※1</sup>を強化し、障害のある人がその人にふさわしいサービスを選択するための情報提供や、気軽に相談ができる支援体制を充実します。また、サービス提供事業者へ、サービスの質や、専門職員等の資質の向上を要請し、障害のある人が安心してサービスを利用できる仕組みづくりを行います。
- 2) 障害のある人の地域生活を支える、生活介護、自立訓練、就労継続支援等の「日中活動の場」の充実を図ります。また、障害者が地域で暮らすための核となるグループホーム、ケアホーム等の「住まいの場」や、専門的な介護等が受けられる施設入所支援等の民間主体の施設整備を支援し、障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられる基盤づくりを推進します。
- 3) 市が独自で取り組んでいる障害児日中一時支援事業「青い鳥」の指導員体制を充実するため、この事業が障害のある就学児童の「放課後等デイサービス」の対象となるよう国に働きかけます。
- 4) 障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労支援センター「エール」の機能を充実させ、一般企業等への就労を支援します。

---

<sup>※1</sup> ピアカウンセリング事業：相談支援事業のひとつで、障害のある人などが自らの体験に基づき、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図る事業。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	障害者計画及び障害福祉計画の策定	障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に策定します。
2	地域自立支援連絡会の運営	地域における障害者福祉に関する関係者による連携及び支援の協議を行うため、地域自立支援連絡会の体制を充実させていきます。
3	相談支援事業	地域活動支援センター(あおば、ハッピーウイング)等で、相談支援事業を行います。
4	障害児支援事業	福祉センター(青い鳥)で、障害のある就学児童に対して日中活動事業を行います。また、障害のある幼児に対して療育訓練を行います。
5	就労支援事業	就労支援センター(エール)で、障害のある人に対して、職業相談、職場定着支援、自立生活支援などの事業を行い、一般企業等への就労を支援します。
6	就労継続支援事業	福祉センター(いちよう)で、障害のある人に対して福祉的就労 <sup>※1</sup> の場を提供します。また、社会福祉法人等が行う福祉的就労を支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	地域活動支援センター「あおば」及び「ハッピーウイング」における相談件数	2,783件 (平成22年度)	3,430件
指標2	障害者就労支援センター「エール」における新規就労者数及び職場定着者数 (エール開所以降の累計)	16人/32人 (平成22年度)	67人/70人

※1 福祉的就労：一般就労の困難な障害のある人が、授産施設などの障害者福祉施設で、職業訓練等を受けながら行う就労。

## 基本方針

生活に困難を抱える人のために、多様なセーフティ・ネットを活用し、生活の安定と自立の促進に向けた支援を推進します。

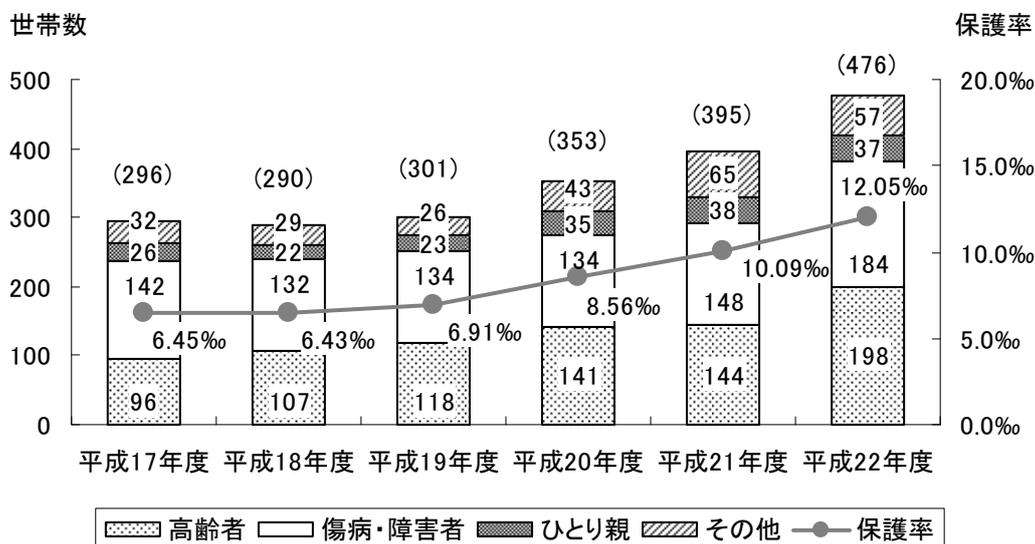
## 現状と課題

- 1 市の生活保護世帯数は、平成20年度に起きた世界金融危機以降急激に増加傾向を示し、平成20年3月末から平成23年3月末までの3年間を比較すると175世帯の増加となっています。こうした増加に対応するため、ケースワーカー<sup>※1</sup>の他に国の制度を活用した就労支援員や面接相談員を配置し、自立支援や適正な保護の実施を図っています。

生活保護を受けている世帯のうち、高齢者世帯や障害・傷病世帯、ひとり親世帯が全体の4分の3を越えており、経済的な自立が難しくなっています。その一方、就労能力のある人には自立支援プログラムの適用等を通じ、様々な自立支援を行っていく必要があります。

また、生活保護世帯が増加する中において、不正受給を防止し、適正に生活保護制度を運用していくことが求められています。

生活保護受給世帯数・保護率の推移



※各年度3月31日現在

※1 ケースワーカー：生活保護を受けている人に対して様々な働きかけや相談に応じる地区担当員。

## 今後の方向性

### 1 生活の安定と自立に向けた支援

- 1) 生活保護を必要とする人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障します。
- 2) ケースワーカー等による支援を通じ、就労可能な生活保護受給者に対しては、自立支援プログラムを作成し、経済的自立を促します。また、日常生活の自立や社会生活の自立が必要な生活保護受給者については、様々な援助や支援を行います。
- 3) 不正な生活保護の受給を防止し、適正な制度運用を推進します。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	生活保護受給者の就労指導事業	生活保護受給者に対し、ケースワーカーや就労支援員による就労指導を強化します。
2	面接相談員の配置	生活保護受給者の急増に対応するため、国の強化事業を活用し、専任の面接相談員を配置して、適正な制度運用を図ります。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	就労指導による就労件数	7 件 (平成 22 年度)	10 件

## 基本方針

国民全体の支えあいに基づき、介護サービス給付を行うための介護保険や、医療保険給付を行うための国民健康保険を適正に運営します。

また、高齢期の生活を支えるため、国民年金制度の趣旨普及と加入促進を図ります。

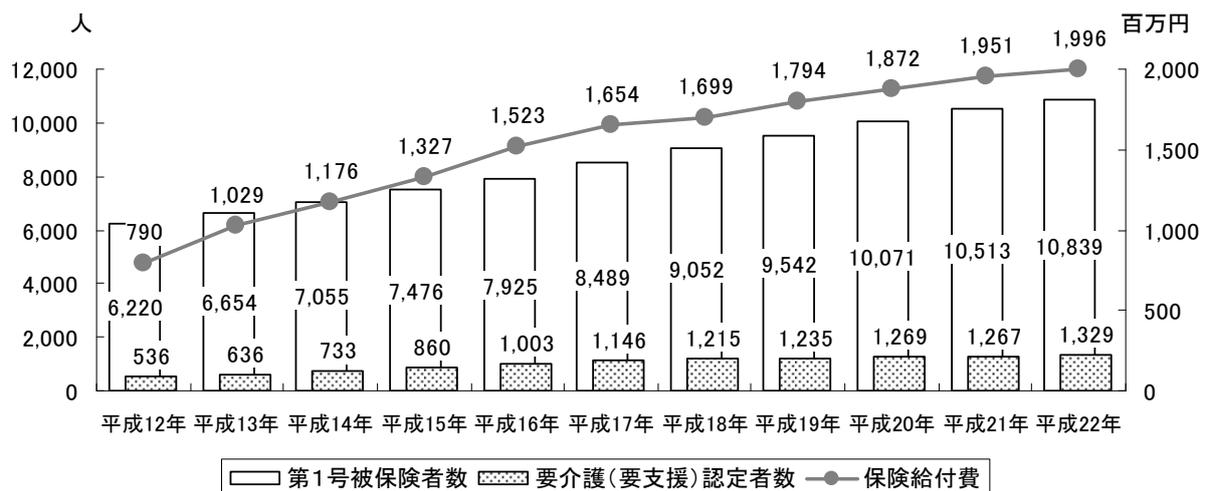
## 現状と課題

- 1 市では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、必要なサービス量や適切な介護保険料を設定し、介護保険事業の計画的な運営を行っています。高齢化の進展に伴い、要介護認定者及び保険給付費は、制度開始からこの11年間で2倍以上に増加しています。介護認定者の内訳では、後期高齢者の割合が約8割を占め、人口に占める後期高齢者の割合は今後も増加が見込まれ、保険給付費が増加し、保険料負担も増加していくことが予測されます。

高齢者が必要なサービスを受けながら、安心して在宅生活を継続していくためには、居宅サービスの一層の充実と、地域密着型サービスの事業者の参入を促していく必要があります。

その一方、施設サービスについては、保険料の過度の上昇を防ぐためにも、中・重度の要介護認定者を中心としたサービスの提供や、居宅サービスとのバランスを考慮した計画的な整備が課題となっています。

介護保険被保険者数・認定者数・保険給付費の推移



※第1号被保険者・要介護(要支援)認定者数は各年10月1日現在、保険給付費は各年度の額。

2 国民健康保険制度は、国民の安心・安全な医療の確保と健康増進に大きな役割を果たしてきましたが、高齢化の進展や就業構造等の変化により、運営は一層厳しさを増しています。

市の国民健康保険事業においても、医療費が年々増加する一方、景気低迷の影響を受け被保険者の所得水準が低下し、保険税収の確保が課題となっています。赤字補てん分である一般会計からの繰入金は、急激に増加しており、国民健康保険事業の健全な運営を図るためには、引き続き保険税の負担の適正化について検証していく必要があります。また、平成22年度の保険税現年度分の収納率は87.4%にとどまっており、収納率の向上を図ることが求められています。

さらに、毎年増加している医療費については、医療費の適正化により給付費の増加抑制を図っていく必要があります。

被保険者の健康保持・増進のためメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）<sup>※1</sup>に着目した特定健康診査・特定保健指導<sup>※2</sup>が平成20年度から保険者に義務付けられました。特定健康診査の受診率は、全国市町村の国民健康保険の平均を上回っていますが、引き続き受診率の向上に努めていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、国から新たな制度へ移行する方針が示され、国民健康保険制度の改正についてもあわせて検討されています。制度改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することがないように円滑に移行する必要があります。

#### 国民健康保険事業における医療費の推移

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医 療 費	4,350	4,552	4,721

#### 国民健康保険税収入済額、収納率、一般会計繰入金の推移

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
保 険 税 収 入 済 額 (収納率:現年度分)	1,207 (86.9%)	1,198 (85.6%)	1,201 (87.4%)
一般会計繰入金(赤字補てん分)	663	656	877

3 国民年金制度は、高齢者等が安定した生活基盤を維持することを目的に運営されています。

市においては、制度の趣旨普及を図るとともに、年金相談員等による相談事業を実施し、制度の加入促進と無年金者の防止に努めていく必要があります。

※1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態。

※2 特定健康診査・特定保健指導：特定健康診査は、医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象に行うメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査のこと。健診項目に腹囲の測定、血糖、脂質、血圧、喫煙習慣の有無などがある。特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。リスクの程度に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」に分類される。

## 今後の方向性

### 1 介護保険事業の運営

- 1) 介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう、居宅サービスの一層の充実や、通いや泊まりなど柔軟に対応できる小規模多機能型居宅介護<sup>※1</sup>事業者等の参入を促します。
- 2) 施設サービスは、居宅サービスとのバランスを図りながら、中・重度の要介護者の利用が促進されるよう重点化を特別養護老人ホームや老人保健施設に要請します。また、介護保険事業計画を策定する中で計画的な施設整備について検討します。
- 3) サービス提供事業者が具体的問題点を把握し、サービスの向上につながるよう、「福祉サービス第三者評価」の受審を促します。また、利用者がサービスの適切な選択ができるよう「介護サービス情報の公表制度」を周知し、事業者を選択するための情報活用とサービスの質の向上を図ります。さらに、制度の安定的かつ持続可能な運営を図るため、介護サービスの適正化事業を進めます。

### 2 国民健康保険事業の運営

- 1) 国民健康保険税の負担の適正化について、毎年度検証していきます。
- 2) 国民健康保険税未納者への早期対応等を行い、収納率の向上を図ります。
- 3) 医療費の適正化を図るためレセプト点検<sup>※2</sup>の強化やジェネリック医薬品（後発医薬品）<sup>※3</sup>の使用を促進します。
- 4) 被保険者の健康保持・増進を図るため特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施します。また、受診率の向上に努めます。
- 5) 後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度の改正の際には、東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が混乱することのないよう広報紙、ホームページ及び出前講座等を通じて新制度の趣旨普及を図ります。

### 3 国民年金制度の周知・加入促進

- 1) 年金制度の理解と加入促進を図るため、広報紙やホームページを通じて、国民年金制度の趣旨普及に努めます。
- 2) 年金相談員の配置により専門的な相談に対応します。

※1 小規模多機能型居宅介護：小規模な住宅型の施設で、通所を中心としながら訪問介護や短期間の宿泊などを組みあわせて、介護やその他の日常生活上の援助を行い、居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

※2 レセプト点検：診療報酬の請求は、医療機関から保険者に対しレセプト（診療報酬明細書）により行われており、保険者が診療報酬等の支払いの適正化を図るために行う、レセプトの内容及び被保険者の資格の点検業務のこと。

※3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）：先発医薬品の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果を持つ医薬品のこと。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定	老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。
2	「地域密着型サービス」の促進	小規模多機能型居宅介護などの事業者の参入を促します。
3	介護サービスの適正化事業	保険者として、地域密着型サービス事業者等への実地指導などを実施し、適正化を推進します。
4	国民健康保険税の負担の適正化	国民健康保険運営協議会の意見を聴きながら毎年度検証していきます。
5	国民健康保険税の収納率向上	未納者への早期対応等を通じて収納率の向上を図ります。
6	医療費の適正化	レセプト点検を強化します。また、ジェネリック医薬品の使用を促進します。
7	特定健康診査等の実施	第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画(H25. 4～H30. 3)を策定するとともに計画に基づき受診率の向上を図ります。
8	後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度改正の円滑な移行	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し新制度の趣旨普及を図り、円滑に移行します。
9	国民年金制度の周知・加入促進	広報紙、ホームページ及び出前講座を活用し国民年金制度の趣旨普及に努めます。年金相談員による相談事業を実施します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	地域密着型サービス施設整備数	3事業所 (平成22年度)	4事業所
指標2	国民健康保険税の収納率(現年度分)	87.4% (平成22年度)	90.0%

## 基本方針

だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、健康づくりへの自主的な取組みを促します。  
また、必要なときには質の高い医療が受けられるよう、地域の医療提供体制の充実を支援します。

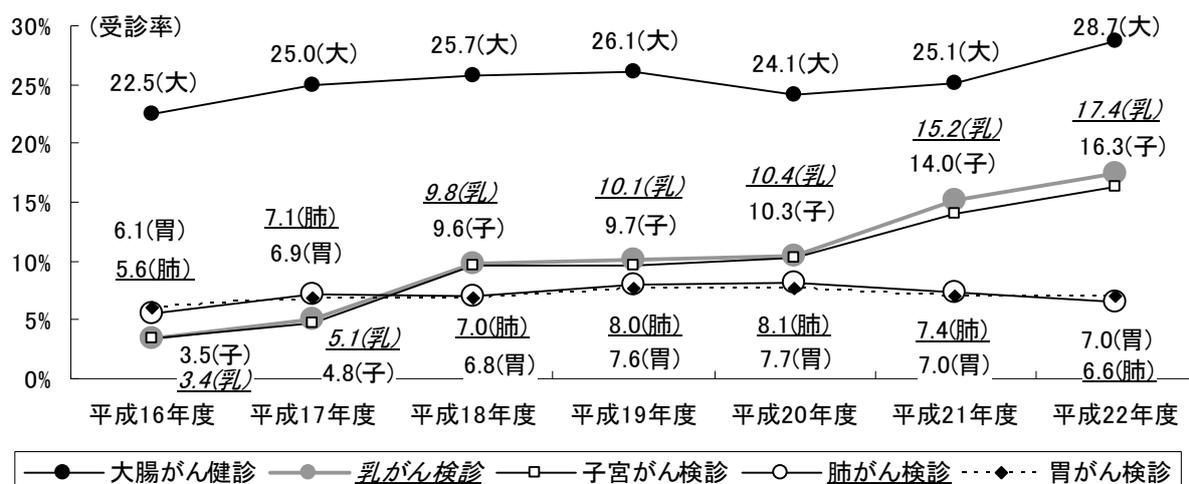
## 現状と課題

- 1 生活習慣病をはじめとする疾病を予防し、健やかな生活を送るためには、市民一人ひとりが健康づくりに対する意識を高め、栄養・休養・運動を適度に組みあわせ、主体的な実践活動につなげていくことが重要です。市では、「はむら健康の日」をはじめとする事業を、健康づくり推進員や関係する団体と協働して実施し、市民の健康づくりの意識啓発に努めています。今後も、健全な食生活をはじめとする健康教育やこころと体に関する健康相談など、健康づくりの意識啓発について一層の充実を図っていく必要があります。
- 2 心身ともに健康で暮らしていくためには、市民一人ひとりが健診制度などを活用して自らの健康状態を把握し、それを基に適切な健康管理に取り組んでいくことが必要です。市では、市民の健康管理を支援する視点から、国の定めた健診だけでなく独自のフォローアップ健診の追加や妊婦健診の拡充等を行っています。今後もこれらの健診体制の充実を努め、受診率の向上を図っていく必要があります。
- 3 公立福生病院は、必要なときに救急や入院などに対応できる地域の中核的な病院として質の高い医療を提供しています。二次医療圏<sup>※1</sup>の中では公立病院が主要な急性期医療<sup>※2</sup>を担っていることから、公立病院間の連携などが今後の課題となっています。また、市では、独自に平日夜間急患センターを設置し、内科と小児科の時間外の初期救急に対応していますが、近隣市町を含めた対応の必要性から広域的な運営の検討が必要となっています。今後も、地域の医師会や関係機関との連携を深め、きめ細やかな医療提供体制の充実を支援していく必要があります。

※1 二次医療圏：医療法に基づいて、厚生労働省が地理的なつながりや交通事情、入院ベッド数などを考慮して定める、複数の市町村を一つの単位とした医療の地域圏。

※2 急性期医療：病気の発症から回復が見込める目処をつけるまでの間、提供する医療。

### がん検診の受診率の推移



※「子宮がん・乳がん検診」は、平成18年度から2年に1回の受診に変更。

## 今後の方向性

### 1 健康づくり意識の高揚

- 1) 社会状況や市民の健康づくりに対する意識の変化を踏まえ、市の健康増進計画である「健康はむら21」の第二次計画を策定します。
- 2) 「はむら健康の日」をはじめとする事業を充実することによって、市民の健康づくりに対するさらなる意識の向上を図ります。また、関係する部署との共同や各種スポーツ団体などと連携して、保健と運動を組み合わせた生活習慣病予防のための新たな事業などを開催します。
- 3) こころの健康づくり講座や相談事業などを実施し、こころの病やその予防などについて市民への意識啓発を図り理解を広めます。また、うつ病などのこころの病を抱える人が増加していることに対応するため、保健所や医療機関、メンタルヘルス対策支援センター※<sup>1</sup>などとの連携を強化します。
- 4) 講習会や相談、健診にあわせて、離乳食が始まる乳幼児期からの栄養や食生活をテーマにした事業を展開するとともに、成人向けの健康料理教室等を通じて栄養に関する情報提供や食生活の改善を図ります。

### 2 健康診査の充実

- 1) がんを早期に発見するため、国の指針や専門的な審議会などの報告書に沿って実施体制や対象者、受診指導などの内容を見直し、がん検診の受診率の向上を図ります。
- 2) 母体と胎児・新生児の健康増進を図るため、新生児訪問指導や妊婦健診などの健診事業を充実します。
- 3) 現在実施している乳児から3歳児までの発達段階に応じた健診を充実し、必要に応じて経過観察や医療機関等の受診につなげていきます。

※<sup>1</sup> メンタルヘルス対策支援センター：メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策についての総合相談窓口。

### 3 医療連携体制の充実

- 1) 公立福生病院の運営支援を通じ、広域的な医療連携の推進や、医療の質とサービスの向上を働きかけます。
- 2) 「平日夜間急患センター」のあり方について、近隣市町とともに検討していきます。
- 3) 医師会をはじめとする関係医療機関との連携を強化し、広域的な医療連携、予防接種、健診事業などの充実を図ります。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	「健康はむら21」第二次計画の策定	健康増進法に基づき、市民の健康づくりを推進する第二次健康増進計画を策定します。
2	はむら健康の日・健康フェア	健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベントを開催します。
3	ヘルスアップ健診	40歳以上を対象に、特定検診・健康診査とあわせてフォローアップ健診を行います。
4	保健と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)	関係団体等と連携して、保健・栄養などの学習と運動を組み合わせた健康づくり講座(仮称)を開催します。
5	乳幼児健診	3か月から3歳までを対象に定期健診を実施し、必要に応じて経過観察を行います。
6	予防接種	ポリオ、BCGなどの各種疾病を予防するための接種を行います。
7	公立福生病院の運営支援	福生病院組合を組織する羽村市・福生市・瑞穂町により、病院運営を支援します。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	「はむら健康の日」「健康フェア」の参加人数	4,047人 (平成22年度)	5,300人
指標2	がん検診の受診率 (対象人口率調査に基づく受診率)	15.0% (平成22年度)	17.2%
指標3	3~4か月児健診の受診率	95.7% (平成22年度)	98%
指標4	平日夜間急患センターの利用者数	1,012人 (平成22年度)	1,300人



# 基本目標 3

## ふれあいと活力のあふれるまち

### 【市民生活・産業の分野】

#### 基本目標 3 ふれあいと活力のあふれるまち

【市民生活・産業の分野】

##### 基本施策1 ともにつくる住みよい地域社会の実現

- 施策12 市民活動
- 施策13 共生社会
- 施策14 防災
- 施策15 交通安全
- 施策16 防犯
- 施策17 基地対策

##### 基本施策2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成

- 施策18 工業
- 施策19 商業
- 施策20 農業
- 施策21 消費生活
- 施策22 観光



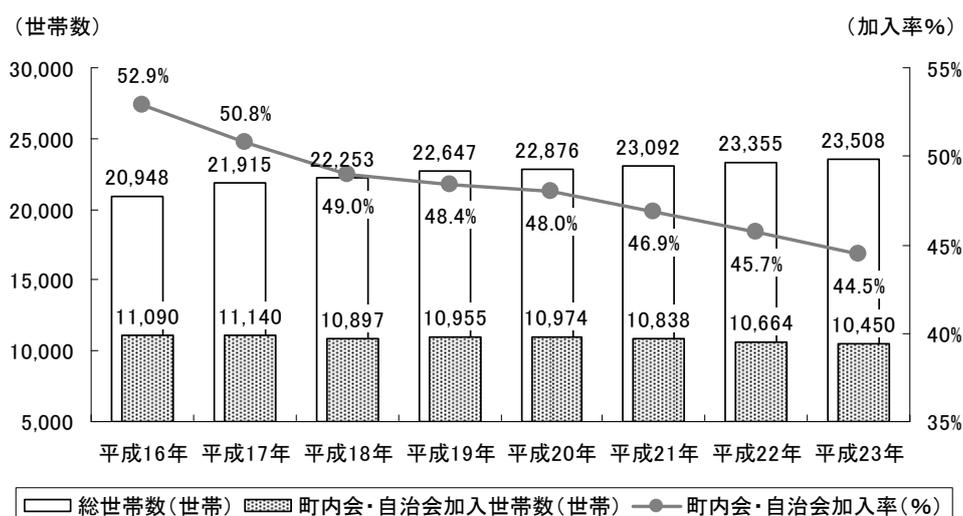
## 基本方針

町内会・自治会、ボランティア・サークルなどの市民活動団体、NPO法人などの自立した活動や相互の連携を支援し、ふれあいや助けあいが日常的に行われる活気ある地域社会をつくっていきます。

## 現状と課題

- 町内会・自治会は、地域コミュニティの分野で中心的な役割を担っていますが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、町内会活動に対する関心が薄れ、加入率も低下しています。  
 そのため、子どもや高齢者等への支援、地域における見守りや支え合いなどの機能や、災害時における共助体制の機能が低下することが危惧されます。  
 今後は、町内会・自治会への加入や地域での行事等への参加を促進するとともに、地域の多様なコミュニティ活動を支援するなど、「地域の絆」を再生していく取組みが求められています。
- 「新しい公共」<sup>※1</sup>の視点では、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域が自らの責任で解決していく取組みが求められています。市内では、ボランティア・サークルなどの市民活動団体やNPO法人が、様々な立場で活動を展開しています。こうした団体は、地域づくりの大きな担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。  
 今後は、市民活動団体やNPO法人の行う社会貢献活動や公益活動など、地域活性化のための活動をさらに支援していくことが必要です。また、市民活動を推進する各種団体と地域の企業との連携や、行政との協働による事業の推進などにより、市民活動の輪をさらに広げていく必要があります。

町内会・自治会加入世帯数及び加入率推移



※世帯数は基地内及び特養ホーム等を除く。各年4月1日現在。

※1 「新しい公共」：市民、NPO、企業などが積極的に公共的なサービスの提供主体となり、活動すること。

## 今後の方向性

### 1 地域コミュニティの振興

- 1) 町内会・自治会への加入や活動への参加を促進し、「地域の絆」を強めていきます。特に、定年退職者の新たな活動の場として、町内会・自治会活動等への参加を促していきます。
- 2) 市民活動団体やNPO法人などが行う多様なコミュニティ活動を支援します。
- 3) インターネットの双方向機能を活用し、インターネットを通して地域で市民同士がつながること（ソーシャルネットワーク）ができる新たなコミュニティ環境をつくります。

### 2 市民活動の促進

- 1) 市民が積極的に地域活動に参加できるよう、市民活動団体やNPO法人の新規設立を支援します。
- 2) 市民活動やボランティア活動を行う個人、団体が、地域の課題を自らの責任で解決していくための取組みを促進していきます。
- 3) 市民活動団体や企業と行政が協働して事業を実施するとともに、団体間や企業等との相互の連携を促進し、地域に根付いた広がりのある市民自治のまちづくりを推進します。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	町内会・自治会活動への支援	町内会・自治会の加入率向上に向けて、活動内容の紹介や自主的な活動の充実のための支援を行います。
2	地域入門講座・地域リーダー養成講座等の実施	定年退職者の地域活動への参加を促していくための、各種講座を行います。
3	インターネットを活用したソーシャルネットワークづくり	市民相互に活動の情報などを紹介し合えるソーシャルネットワークの場を提供していきます。
4	NPO法人等の設立・活動支援	NPO法人や市民活動団体の設立、活動への支援を行います。
5	市民活動センターの運営	市民活動センターを拠点に、市民活動、コミュニティ活動を支援するとともに、行政との協働事業を展開します。
6	協働事業の市民提案制度の実施	市民活動団体が自ら企画、実施する協働事業の提案を募集します。
7	地域活動団体連携協議会の設置・運営	市民活動団体やNPO法人、企業等との連携による社会貢献活動や公益活動を促進していくため、関係団体による協議会を設置・運営します。

## 今後の方向性

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	町内会・自治会への加入率	44.5% (平成23年4月)	50%
指標2	集会施設・学習等供用施設の利用率(稼働率)	63.9% (平成22年度)	70.0%
指標3	市民活動団体数	173 団体 (平成23年4月)	200 団体
指標4	市民活動団体の協働事業数	50 件 (平成22年度)	60 件

## 基本方針

多様な価値観や文化を持った市民だれもが、性別や国籍などに関わらず、お互いを尊重しあい、地域でともに生きる社会を目指します。

## 現状と課題

- 1 人が人として生きていく上で、人権は大切に守られていかなければなりません。しかし、現実には、日常生活の中で人権に関する様々な問題が起きています。  
市では、学校教育や生涯学習など様々な場面で人権教育や意識の啓発を行うとともに、人権擁護委員による人権身の上相談、福生市との連携による女性悩みごと相談などを行っています。  
今後も、人権尊重の意識啓発に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、人権侵害につながる犯罪の被害者の保護や自立のための支援などを行っていくことが必要です。
- 2 市では、平成9年11月に、男女共同参画都市宣言を行い、平成19年4月には、男女共同参画推進条例を施行し、情報誌の発行やフォーラムの開催などを通じて、市民意識の啓発に努めてきました。  
こうした男女共同参画社会の形成にかかる事業の推進により、男女共同参画の考え方は、地域や職場の中に徐々に根付いてきていますが、男女が共にいきいきと暮らせる家庭や地域社会を築いていくためには、家事や育児への男性の参加、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)など、市民、家庭、職場、地域それぞれが、主体的に取り組むことが求められています。  
今後は、そうした取組みを促進する実効性のある男女共同参画推進事業を計画的に実施していくことが必要です。
- 3 市の平成23年1月1日現在の外国人登録者数は1,573人となっており、総人口に占める割合は、2.7%で、この割合は、多摩地区26市では上位2番目に位置しています。  
こうした中、市では、これまで、主要な道路の名板にローマ字を併記し、市刊行物では、翻訳版を発行して希望者に配付するなど、外国人が地域で暮らしていくための支援を行ってきました。  
また、小学校では、外国人講師により、外国の生活や異文化に触れる等の小学校段階にふさわしい体験的な英語活動を実施してきました。中学校では、外国人講師と英語科教員とのチームティーチングによる英会話を中心とした授業に取り組んできました。  
今後は、市民と外国人市民の交流の創出や外国人市民が暮らしやすいまちづくりを進め、多文化共生を推進していくことが必要です。

- 4 世界平和の実現には、全世界の人々が、ともに生きるという平和思想のもと、国境を越えてお互いを理解、尊重することが求められています。

市では、平成7年に平和都市宣言を行い、平和の企画展をはじめ、終戦記念日や東京都平和の日における黙祷など、先の大戦で亡くなった戦没者を追悼し、平和を希求する取組みなどを継続的に行ってきました。

しかし、戦後65年以上が経過し、戦争が過去に遠ざかる中、戦争体験者の高齢化など、戦争体験を後世に語り継いでいくことが難しくなっています。

今後は、そうした戦争体験談や資料の収集と平和思想の一層の趣旨普及に努めていく必要があります。

## 今後の方向性

---

### 1 人権尊重の推進

- 1) 人権尊重に関する意識啓発と人権教育の充実を図ります。
- 2) 行政各分野の連携を強化するとともに東京都や関係機関と連携し、人権問題に関する相談者への支援や人権侵害につながる犯罪の被害者の保護と生活の自立に向けた支援を行います。

### 2 男女共同参画の推進

- 1) 男女共同参画基本計画に基づき、推進事業の展開、広報活動による市民意識の啓発等に努め、男女共同参画の基本的な考え方を地域社会に浸透させていきます。
- 2) 職場や地域の主体的な取組みを促していくため、企業への働きかけや町内会・自治会をはじめとする各種団体などに、男女共同参画の趣旨普及を図っていきます。

### 3 多文化共生の推進

- 1) 市民の多文化共生への理解を促進するため、海外生活者の体験などを生かした講座や、ボランティア団体や関係機関と連携した事業等を実施します。
- 2) 学校教育における国際理解教育、外国語学習をはじめ、外国人との異文化交流事業等を実施し、子どもたちから多文化共生への理解を促進します。
- 3) 外国の文化や習慣を持った市民が、市民生活を円滑に営めるよう生活相談や外国語による刊行物の発行、日本語習得への支援などを推進します。

## 4 世界平和思想の趣旨普及

- 1) 戦争体験者が少なくなる中、戦争の悲惨さを風化させないため、平和の企画展の開催や戦争遺品の収集、体験談を記録した刊行物の発行を行います。
- 2) 戦後70周年に向けて、平和に関する市民の作文集の編さんや啓発活動を展開していきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	人権に関する意識啓発	人権週間等にあわせて人権作文の募集、人権講演会などを実施します。
2	人権教育の推進	小中学校における人権教育を推進します。
3	人権に関する東京都や関係機関との連携強化	東京都や関係機関と連携し、DV や虐待などの被害者等への適切な対応を図ります。
4	男女共同参画の推進	男女共同参画の考え方が市民や地域、企業等により浸透するよう、啓発活動を展開していきます。
5	多文化共生への理解を深める講座等の実施	外国人市民との共生を図るための講座や交流事業、相談事業を実施します。
6	外国人市民への日本語指導等の充実	市民ボランティアなどによる日本語指導や市民生活に必要なルール説明などの活動を充実します。
7	世界平和思想の趣旨普及	悲惨な戦争体験を風化させないため、戦争に関する資料展の開催や広報活動を通じた啓発事業を行います。
8	平和作文集の発行	平和に関する作文や戦争体験などを掲載した戦後70年平和作文集を発行します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	審議会等への女性の参画比率	34.2% (平成23年3月)	40%
指標2	外国人市民への日本語ボランティア団体数	3団体 (平成22年度)	6団体
指標3	平和の企画展入場者	520人 (平成22年度)	1,000人

## 基本方針

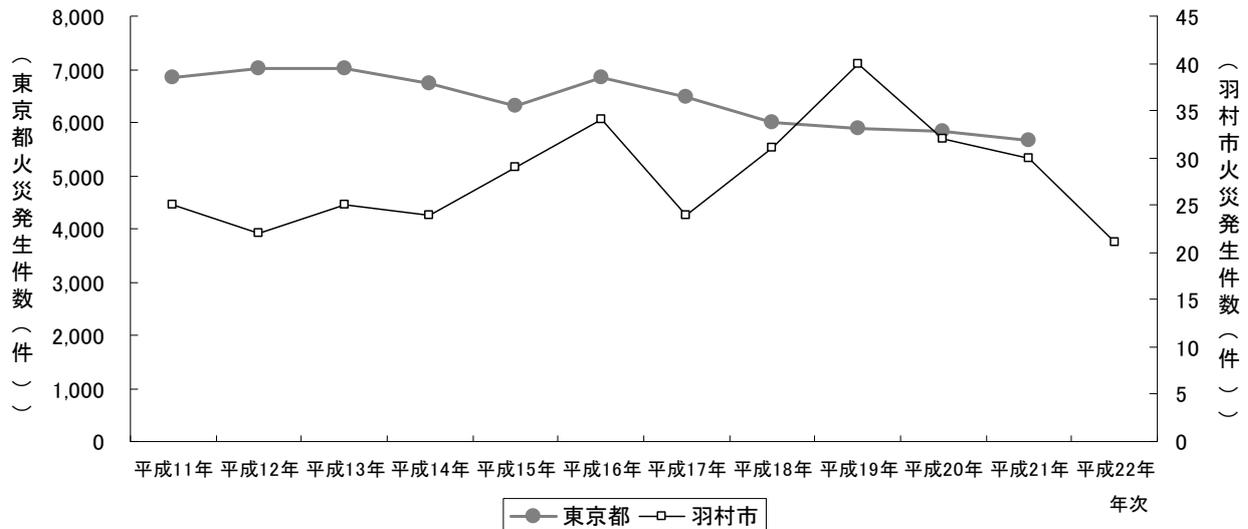
自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害に強いまちを創り、市民生活の安全と安心の確保に努めます。

## 現状と課題

- 1 市では、地域防災計画の見直し、地域防災計画行動マニュアルの作成、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備、新型インフルエンザ編BCP（事業継続計画）<sup>※1</sup>の作成など、防災力の強化を図ってきました。  
他の自治体や関係機関との応援協定のほか、災害時における農産物等の供給や緊急的な避難場所や支援物資の保管場所としての農地使用に関する地元農家との協定締結など、市内の各種団体との災害応援体制を構築してきました。  
さらに、災害用備蓄倉庫の整備、地域の自主防災組織への支援、建築物の耐震化の整備・支援により、災害に強い環境整備に努めてきました。  
また、このような取組みが実際の災害時においても効果を発揮するよう、総合防災訓練の実施により、防災意識の向上と市民、地域、事業者、関係団体等との連携にも取り組んできました。  
しかし、マグニチュード 9.0 という巨大地震によって引き起こされた東日本大震災は、地震、津波、原子力災害という、これまでの想定をはるかに超えた広域災害となりました。  
市においても、電話やメールの不通による伝達手段の麻痺や、帰宅困難者の発生、遠方からの避難者の受け入れ、避難生活の長期化など新たな課題も浮き彫りとなりました。  
今後は、このような課題を整理し、防災体制や防災設備を計画的に見直していく必要があります。
- 2 市の消防業務は、東京都に業務を委託している常備消防としての福生消防署と地元のボランティアで構成する消防団が連携して担っています。  
消防団は、地域の消防力として、常日頃、積極的な火災予防活動などを行っています。また、日頃の消火訓練、応急手当訓練などにより災害時には地域に密着した活躍が期待されています。  
しかし、年々団員の確保が難しくなっており、組織力の低下が懸念されます。  
今後は、消防団員の資格要件の見直しなどにより、団員の確保を図るほか、消防活動に必要な車両や備品、消防水利等の計画的な整備・更新が必要です。

<sup>※1</sup> BCP（事業継続計画）：災害発生時などにおいて、限られた人員の中で市役所機能を維持するため、事業を継続して実施するための計画。

### 東京都と羽村市の火災発生件数の推移



出典：東京都「東京都統計年鑑」

## 今後の方向性

### 1 防災体制・設備の充実

- 1) 東日本大震災で浮き彫りとなった課題を整理し、中央防災会議による被害想定や東京都地域防災計画との整合を図りながら地域防災計画を見直します。また、防災マップの見直し、地震編BCP（事業継続計画）の策定を行います。
- 2) 防災行動力を高めるため、子どもから高齢者、外国人を含むすべての市民が参加しやすく、より実行性のある総合防災訓練を実施します。
- 3) 地域の防災体制の強化のため、行政と市民、地域、事業者、関係団体の連携を強化します。
- 4) 自主防災組織や消防団等が、日常的に要援護者<sup>※1</sup>の見守りや声かけができるよう情報提供を行います。
- 5) 災害時ボランティアなどの協力体制を強化します。
- 6) 防災行政無線など、防災設備の整備を図ります。
- 7) あらゆるメディアを活用し、災害時の情報伝達手段を強化します。
- 8) 災害による被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化を促進します。

### 2 消防体制・設備の充実

- 1) 消防力の強化のため、福生消防署と消防団の連携を強化します。
- 2) 消防活動に不可欠な消防車両や設備、消防水利などの計画的な整備・更新を進めます。
- 3) 消防団活動への支援や消防団員確保のための支援を行います。

※1 （災害時）要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	地域防災計画の見直し・推進	被害想定の見直しにあわせて、地域防災計画を定期的に見直し、計画に基づく対策を推進します。
2	地震編BCP(事業継続計画)の策定	震災時における災害対応に加え、市役所業務を継続するための事業継続計画を策定します。
3	市内事業者との応援協定の締結	緊急支援物資の提供や災害応急対策のほか、避難者受入のための住宅確保について、市内事業者と協定して連携を強化します。
4	災害時の情報伝達手段の強化	防災行政無線のデジタル化に対応するとともに、住環境の変化に応じた放送塔の配置など施設の整備を図るとともに、あらゆる情報伝達手段の活用を図ります。
5	建築物の耐震化促進事業	建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修費の助成などを行います。
6	消防団訓練の実施	ポンプ操法訓練など、福生消防署と連携した訓練を実施します。
7	消防団員の確保	消防団員の資格要件を見直し、団員の確保を支援します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	防災訓練の参加者数	5,899人 (平成22年度)	8,000人
指標2	市内の火災発生件数	21件 (平成22年)	20件以下
指標3	消防団員数	189人 (平成23年4月)	200人

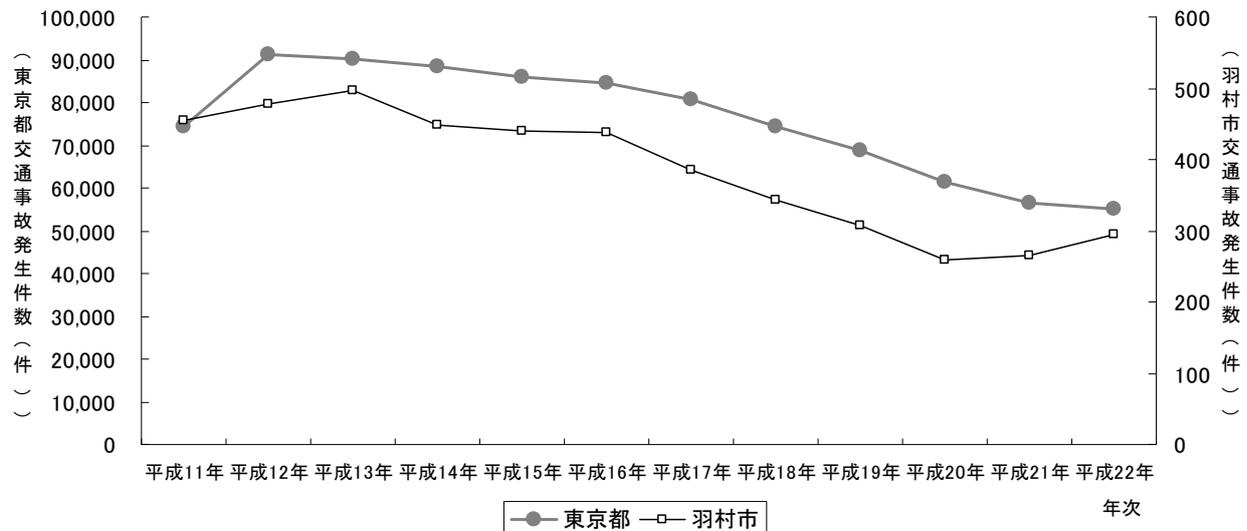
## 基本方針

交通安全施設の整備を進めるとともに、福生警察署などの関係機関と連携した交通安全対策を実施し、交通事故のないまちを目指します。

## 現状と課題

- 1 市は、福生警察署及び交通安全推進委員会と連携し、交通安全運動、街頭指導、各種講習会、広報活動などを行い、交通事故防止に努めてきました。  
また、道路の安全環境を点検し、区画線、街路灯、カーブミラー等を整備するとともに、福生警察署へ要望し信号機や交通標識の設置を図ってきました。  
その効果もあり、市内の交通人身事故発生件数は、平成 13 年の 497 件をピークに減少傾向にあり、平成 22 年には 294 件となりましたが、死亡事故などの重大事故は、毎年発生しています。  
今後も、交通安全意識の啓発と交通安全施設の点検・整備により、交通事故のさらなる減少とともに重大事故の防止に向け、継続的な取り組みを行っていく必要があります。
- 2 環境や健康意識の観点から、自転車利用を推進する必要がある一方で、利用者のマナーが低下し、ルールを無視した走行により歩行者が危険を感じたり、利用者自身が悲惨な事故の加害者や被害者となるケースも発生しています。  
また、駅周辺や歩道などの公共空間への自転車放置も慢性的に発生しています。  
市では、交通安全講習会などを通じて、自転車の乗り方や駐車方法などの利用マナーやモラルの向上を呼びかけるとともに、放置自転車撤去や放置防止指導を行ってきました。  
一方、駅周辺の自転車駐車場は、ほとんどが私有地の借上げであり、将来にわたって使用できないことも予想されることや、放置自転車撤去に伴い、引取り手のない放置自転車も多く発生していることから、新たな用地の確保が課題となっています。  
今後は、自転車利用者のマナーやモラルの向上のほか、将来にわたって使用できる自転車駐車場等の用地の確保や引取り手のない放置自転車の有効活用など、総合的な対策が必要です。

### 東京都と羽村市の交通事故件数の推移



出典：警視庁「警視庁交通年鑑」

## 今後の方向性

### 1 交通安全対策の強化

- 1) 交通安全推進委員会を中心に、広報車による呼びかけ、街頭指導や講習会の実施により交通安全意識の向上を図ります。
- 2) 福生警察署に対して、交通違反や路上駐車取締りの強化を要請します。
- 3) 交通安全施設の整備を行い、市民の安全を確保します。

### 2 自転車対策の強化

- 1) 子どもから高齢者まで、すべての年齢層を対象とした交通安全教室を開催し、自転車運転のルールの周知やマナーの向上を図ります。
- 2) 悪質な違反者に対しては、警察による取締りを要請します。
- 3) 自転車駐車場の確保や整備により自転車の利用環境を改善し、環境にやさしい乗り物である自転車の利用を促進するとともに、自転車駐車場の有料化や民間活力の利用など運営方法についても検討していきます。
- 4) 現在、売却や廃棄処分している、引き取り手のない自転車の有効活用を図ります。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	交通安全施設の整備	区画線などの整備を行うほか、福生警察署に対して信号機などの設置を要望します。
2	自転車運転のルール・マナーの向上のための講習会の開催	各種講習会を開催し、子どもから高齢者まで、ルール・マナーの向上を呼びかけます。
3	自転車の利用・活用の促進	自転車シェアリングやレンタサイクルなど、自転車の有効活用について検討します。
4	自転車駐車場の確保・整備	自転車利用に対応した自転車駐車場の確保・整備を行います。
5	自転車駐車場の運営方法の検討	有料化や民間活力の導入など、自転車駐車場の運営方法について、検討します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における交通事故発生件数	294件 (平成22年)	200件以下
指標2	交通安全教室の年間開催件数	12回 (平成22年度)	20回

## 基本方針

行政、市民、事業者及びNPO法人等が連携した防犯体制を充実し、犯罪のないまちを目指します。

## 現状と課題

- 1 市では、平成15年度から、市民ボランティアによる駅周辺のパトロールの実施や、青色回転灯パトロール車による巡回を実施してきましたが、それを契機に、市内各所で、様々な団体や個人によるパトロールや見守り活動、事業所による防犯啓発活動が行われるようになりました。

その効果もあり、市内の犯罪発生件数は、平成14年の1,388件をピークに減少傾向に転じ、平成22年には、817件となっています。

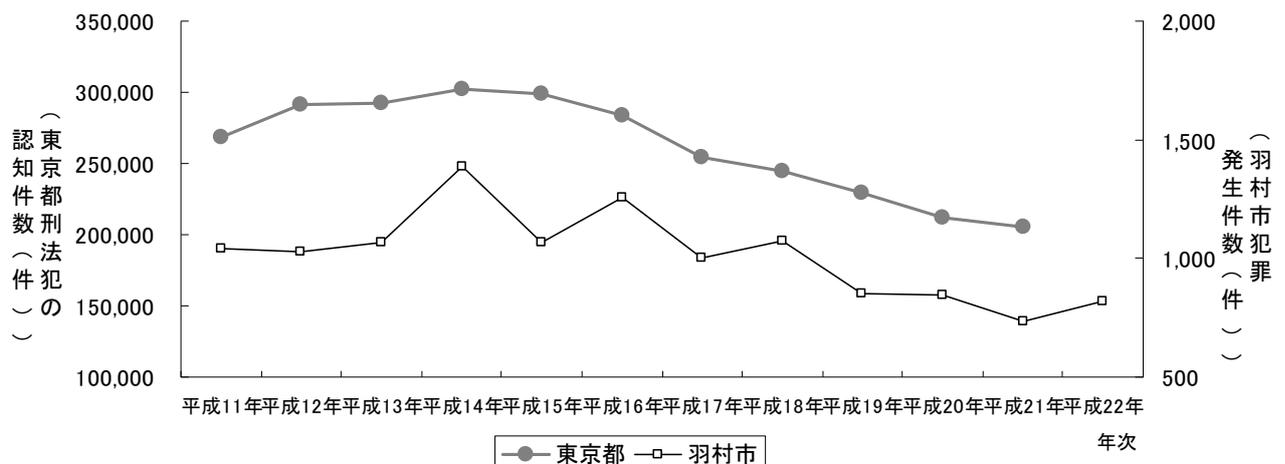
また、平成21年4月1日から、「羽村市防犯、交通安全及び火災予防に関する条例」を施行し、同時に、条例に定めた推進計画の策定や推進会議を設置しました。

推進会議の提言に基づき、平成22年5月には小作駅東口に、平成23年5月には、羽村駅西口に市民パトロールセンターが整備されました。

パトロールセンターでは、市内のパトロールのほか市内各所で自主的な見守りや防犯活動をしている団体同士の連携や情報の共有化なども進めています。さらに、そこで活動しているボランティアにより市民の自主的なパトロール組織として平成23年秋にはNPO法人市民パトロールセンターはむら<sup>※1</sup>が設立されました。

今後は、こうした市民による自主的な活動がしやすい環境を整える支援や、行政、市民、事業者及びNPO法人等が一体となった防犯活動の強化がより重要となっています。

東京都と羽村市の犯罪発生件数の推移



出典：警視庁「警視庁の統計」

<sup>※1</sup> NPO法人市民パトロールセンターはむら：NPO法人については平成23年8月現在、設立申請中。

## 今後の方向性

### 1 防犯体制の整備

- 1) 福生警察署や防犯協会と連携し、不審者情報や振り込め詐欺対策など防犯に関する情報提供や講習会等の開催により、広く市民の防犯意識の高揚を図っていきます。
- 2) 市民パトロールセンターを拠点として、防犯活動を実施している各団体の連携を促進し、防犯体制を支援します。
- 3) 青色回転灯パトロール車などによる市内巡回パトロールを強化します。
- 4) 事業者に対し防犯活動への協力を呼びかけていきます。
- 5) 犯罪防止に向けた取締りの強化を、福生警察署に要請していきます。
- 6) 犯罪が起こりにくい環境づくりを推進します。
- 7) 市民主体の防犯活動を支援していきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進計画の見直し	市民の安全・安心を取り巻く状況の変化に応じ、推進計画を見直します。
2	防犯灯(街路灯)の整備	防犯灯(街路灯)の計画的な点検・補修・整備により、犯罪発生を抑止します。
3	市民防犯活動の支援	市民主体によるパトロールなどの防犯活動を支援します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市内における犯罪発生件数	817件 (平成22年)	600件以下

## 基本方針

横田基地に起因する航空機騒音などの問題の解決に向けて、基地周辺自治体と連携し、国及び米軍等へ要請するとともに、市民への情報提供を行っていきます。

## 現状と課題

- 1 横田基地に起因する航空機騒音などの問題については、横田基地周辺市町基地対策連絡会や横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を通じて、国や米軍に要請を行い、その解決に努めてきました。その結果、平成 12 年を最後に空母艦載機の夜間連続離着陸訓練(NLP)は、実施されなくなっています。また、横田基地周辺の航空機騒音は、年々減少してきています。しかし、米軍機による騒音の発生や航空機事故への不安、基地内で行われる訓練、基地内での燃料漏れ事故や軍人の不祥事など、市民生活への影響は依然として存在しています。  
これまで、国は、米軍機による航空機騒音対策として、周辺市町の公共施設整備などに補助金を措置してきましたが、それらの施設の老朽化が進む一方、騒音区域が減少したとして、防音機能復旧事業への補助金が受けられなくなるという課題もでてきています。  
今後も、航空機騒音をはじめとする市民生活に関係する諸課題の解決に向けた取組みを継続していくとともに、横田基地が存在することによる周辺自治体への基地交付金や各種補助制度の見直しなどを国へ要請していくことが必要です。
- 2 在日米軍再編による横田基地への航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊の移駐が、平成 23 年度から行われました。  
航空自衛隊航空総隊の移駐や東京都が提唱している軍民共用化の動きなど、引き続きその動向を注視し、国や東京都に情報の提供と説明を求めるなど、市民生活への影響を増大させることのないよう適切な対応を図ることが必要です。

## 今後の方向性

### 1 国及び米軍への要請

- 1) 横田基地周辺の自治体及び東京都と連携し、国及び米軍に対して、騒音等の市民生活への影響を増大させないよう要請します。
- 2) 基地の存在に起因する騒音等の防止のための補助・交付金について、拡充等に関する要請を引き続き行っていきます。

### 2 情報の提供

- 1) 国や東京都に対して、在日米軍再編、自衛隊航空総隊の横田基地への移駐、軍民共用化など、横田基地の態様の変更などについて、迅速な情報の提供と地元への説明を求めています。
- 2) 横田基地における様々な情報や国、東京都などの動きについて、広報紙やホームページを活用し、市民への情報提供を行っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	基地に起因する諸問題についての国及び米軍等への要請	航空機騒音など、横田基地に起因する諸問題について、横田基地周辺市町基地対策連絡会等を通じ、国及び米軍などに要請していきます。
2	周辺対策事業の充実要請	公共施設の整備等に向けた補助等の拡充について、周辺自治体とともに要請していきます。
3	基地関連情報の収集	基地に関する情報の提供や説明を国等に求めています。
4	騒音、航空機飛行高度などに関する測定	横田基地に関係する航空機の騒音や飛行高度などを測定します。
5	市民への情報の提供	横田基地に起因する様々な問題について、市民への情報提供を行います。
6	「羽村市と横田基地」の作成	横田基地、防衛関係の資料冊子を作成し、ホームページ等で公表します。

## 基本方針

社会経済状況の変化に適応した企業経営の安定と強化、新たな創業を促進するための支援を行い、地域とともに発展する活力ある工業の振興を図ります。

## 現状と課題

- 1 経済のグローバル化が進み企業間競争が激しくなる中、米国に端を発した世界的な金融危機の影響などによる社会経済環境の悪化や東日本大震災の影響により、企業にとっては、厳しい経営環境が続いています。  
市では、これまで市内中小企業等に対する支援として、企業活動支援員（中小企業診断士）による個別訪問事業を実施し、経営相談、ビジネスマッチング等を行うとともに、産業福祉センターを設置し、企業ニーズに即した人材育成、営業力強化、生産力向上に関するセミナーの開催や専門家の派遣、また、資金融資制度の拡充などを行ってきました。  
厳しい経営環境の中で、今後も企業が安定的な経営を持続していくためには、経営基盤の安定と強化が課題となっています。
- 2 平成 20 年 12 月 31 日現在、市内の製造業の事業所数は 130 事業所で、その従業員数は 9,434 人ですが、事業所及び従業員数とも減少してきています。  
また、市では、用途地域にあわせた土地利用を進めていますが、工業地域及び準工業地域において、工場や事業所の跡地が宅地として利用される事例が増加しています。  
工場の操業環境を守るためにも、地区の特性にあった企業誘致が必要となっています。
- 3 世界的な金融危機等による景気低迷により、国内の雇用情勢は依然として厳しいものの、持ち直しの動きがみられるといわれています。しかし、依然として悪化の懸念が残っており、市内工業の活性化による市民への雇用機会の拡大などが課題となっています。

## 工業の状況

単位：事業所数、人、万円

平成17年				平成20年			
産業中分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額等	産業中分類	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
食料品製造業	6	263	278,029	食料品製造業	4	44	50,184
繊維工業	5	77	168,663	繊維工業	6	34	17,262
衣服・その他の繊維製品製造業	2	7	x				
家具・装備品製造業	4	23	18,921	家具・装備品製造業	2	11	x
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	65	x	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	88	x
印刷・同関連業	9	311	549,299	印刷・同関連業	7	214	540,273
化学工業	4	364	2,025,704	化学工業	4	203	1,790,210
プラスチック製品製造業	8	49	30,537	プラスチック製品製造業	7	54	83,622
窯業・土石製品製造業	2	89	x				
鉄鋼業	2	200	x	鉄鋼業	2	261	x
非鉄金属製造業	2	52	x	非鉄金属製造業	2	51	x
金属製品製造業	17	167	272,125	金属製品製造業	17	132	230,435
一般機械器具製造業	28	1,237	3,314,030	はん用機械器具製造業	5	638	1,809,056
				生産用機械器具製造業	20	522	1,067,146
				業務用機械器具製造業	7	54	78,990
電気機械器具製造業	11	534	1,005,871	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	206	287,993
				情報通信機械器具製造業	6	702	1,591,819
				電気機械器具製造業	12	412	807,765
情報通信機械器具製造業	5	736	3,129,266				
電子部品・デバイス製造業	5	182	250,973				
輸送用機械器具製造業	13	4,708	43,080,260	輸送用機械器具製造業	15	5,266	44,977,939
精密機械器具製造業	7	54	63,340				
その他の製造業	7	421	1,124,771	その他の製造業	9	542	542
合計	138	9,539	56,858,704	合計	130	9,434	56,841,118

出典：東京都「東京の工業（工業統計調査）」

※表中の「X」は値が公表されていないことを示す。

※平成20年調査以降、工業統計調査用産業・品目分類が改正となっているため、時系列に不連続が生じている。

## 今後の方向性

### 1 工業の活性化

- 1) 市内工業の活性化を図るための工業振興計画を策定します。
- 2) 企業活動支援員の個別訪問による経営相談、ビジネスマッチング等を基本に、人材育成や営業力の強化、生産力向上のための事業を実施し、企業経営の安定と向上を図るための支援を行います。また、産業福祉センターを活用して、企業経営の強化を図るためのセミナーの開催等を行います。
- 3) 社会経済状況に応じた資金融資制度などの支援制度の充実により、中小企業に対する支援を行います。
- 4) 市が構成団体となる青梅線沿線地域産業クラスター協議会や首都圏産業活性化協会等を通じ、広域的なネットワークを活用した企業支援事業を行います。

## 2 企業誘致の促進

- 1) 企業誘致促進制度を活用し、工業系地域の工場跡地や未利用地への企業誘致を促進します。
- 2) 羽村市商工会等の関係機関と連携し、工場跡地や未利用地、また、企業誘致促進制度に関する情報を広く発信するための体制整備を図ります。
- 3) 用途地域、地区計画、特別用途地区などの都市計画制度を活用し、工業系地域への企業誘致を促進します。

## 3 雇用の促進

- 1) ハローワークや東京都等関係機関と連携して、就職支援のセミナーを開催する等の雇用対策を進めていきます。また、企業誘致等により、雇用機会の創出を図っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	工業振興計画の策定	地域の特性に即した工業振興計画を策定します。
2	企業活動支援員による個別訪問事業	企業活動支援員による経営相談、ビジネスマッチング、経営診断等により、企業経営の支援を行います。
3	中小企業振興資金融資制度等の充実	社会経済情勢の変化に対応し、資金融資制度の見直し(充実)を行います。
4	経営向上のための助成制度の充実	企業が行う経営向上の取組みに対して、助成金を支給します。
5	企業誘致の促進	企業誘致促進制度の情報発信を進め、企業誘致の促進を図ります。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	誘致した企業の累計件数 (平成16年度以降)	5件 (平成22年度まで)	9件

基本目標 3 ふれあいと活力のあふれるまち  
 基本施策 2 地域とともに歩む魅力ある産業の育成  
 施策19 商業

## 基本方針

商店等の魅力を高めるための個別支援を行うとともに、にぎわいのある商業集積を進め、活気に満ちた地域商業の振興を図ります。

## 現状と課題

1 消費者ニーズの多様化や近隣地域への大型ショッピングセンターの進出、さらに社会経済状況の変化などにより、市内商業を取り巻く環境は厳しさを増しており、市内の卸売・小売業の事業所数や年間販売額は、年々減少しています。

市では、商業の活性化による、にぎわいのあるまちづくりを進めるため、企業活動支援員による経営診断や経営アドバイス、また、農商連携による新商品の開発等、商店・事業所に対する個別支援を行ってきました。

さらに、羽村市商工会と連携して、羽村にぎわい商品券発行事業を実施するなど、地域の商業振興を図ってきました。

市内商業が持続的に発展していくためには、商店等が自ら行う魅力向上等の取組みが最も重要ですが、市においても、その活動を支えるための経営面、資金面にわたる支援を強化する必要があります。また、新規創業・開業の促進も課題となっています。

2 羽村駅及び小作駅を中心とした周辺地域では、廃業や撤退により店舗数が減少しています。また、市のメインストリートである市道第101号線（市役所通り）沿いの商業地域においても、商業集積が進んでいないのが現状です。

これらまちの顔となる商業地域の個性化や付加価値化、地域特性を活かした魅力ある地域づくりが課題となっています。

### 商業の推移

単位：人、店、百万円

年次	合計			卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
平成9年	561	4,467	230,354	80	812	155,642	481	3,655	74,712
平成14年	559	4,604	144,564	86	728	77,957	473	3,876	66,607
平成19年	473	3,701	125,055	72	523	57,022	401	3,178	68,033
増減率 (平成9→平成19)	-15.7%	-17.1%	-45.7%	-10.0%	-35.6%	-63.4%	-16.6%	-13.1%	-8.9%

出典：経済産業省「商業統計調査」

## 今後の方向性

### 1 商業の活性化

- 1) 商店会をはじめ、市内商業の活性化を図るための商業振興計画を策定します。
- 2) 商店等の経営の安定と向上を図るため、企業活動支援員による個別支援を中心に、経営力の強化、魅力ある店づくり、事業を継承していくための後継者の育成などの支援を行っていきます。
- 3) 創業や開業、また、コミュニティビジネス<sup>※1</sup>の促進を図るとともに、資金融資制度の充実や社会経済状況に応じた支援制度の整備を行っていきます。
- 4) 羽村市商工会や羽村市観光協会などとの連携はもとより、農業者等との連携を促進します。

### 2 商業地域の活性化

- 1) 羽村駅を中心とする中心市街地地区等の活性化について、事業者や羽村市商工会と連携して、地域の特性等に合わせた商業振興の検討を進めます。
- 2) 商店会等の魅力を高めるための支援を行うとともに、新たな商店会等の組織化とその運営についても支援を行っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	商業振興計画の策定	地域の特性に即した商業振興計画を策定します。
2	地域商業への支援	企業活動支援員による商店等の個別支援や経営力の向上を図るためのセミナーの開催等を行います。
3	中心市街地活性化創業支援事業	中心市街地に創業する事業者に対するセミナーの開催や助成制度の検討を進めます。
4	商工会活動への支援	商工会が行う商業振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。
5	商店会等の活性化	地域コミュニティを支え、にぎわいのある商店会づくりを促進するための支援を行います。

<sup>※1</sup> コミュニティビジネス：統一された定義はないが、「地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組み」とされている。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	小売吸引力指数 ※ <sup>1</sup>	0.87% (平成19年)	0.90%
指標2	市政世論調査における商業振興施策への満足度	50.4% (平成22年度)	55.0%

※<sup>1</sup> 小売吸引力指数 =  $\frac{\text{東京都内の年間小売販売額}}{\text{東京都内の人口}} \div \frac{\text{市内の年間小売販売額}}{\text{市の人口}}$

その地域が買い物を引き付ける力を表す指標。指数が1以上の場合は買い物を外部から引き付け、1未満の場合は買い物が外部に流出しているとみることができる。

## 基本方針

農産物の市内販路の拡充や多面的な役割を担っている都市農地の保全を進め、地域とともに歩む都市農業の振興を図ります。

## 現状と課題

- 1 市内の農家総数は、平成2年には203戸となっていましたが、平成22年には123戸となり、この20年間で大幅に減少しています。

このような状況の中で、市内農業が発展していくためには、農業が魅力ある産業として確立されることが重要です。中核的な農家に対しては、農業経営の安定、強化が求められています。また、小規模農家や高齢化した農家に対しては、生きがいを持って農業を続けられる取組みとともに、農地の保全を促すための取組みが求められています。

市ではこれまで、農業経営の向上を図るため、安全で安心な市内農作物を販売する農産物直売所を設置するなどの支援を行ってきましたが、今後も販路の拡充や生産の効率化を中心とした支援を強化していく必要があります。

また、農業後継者は増加してきていますが、農業従事者の高齢化が進行しており、農業経営の安定と強化を図るためには、後継者の継続的な確保及び援農ボランティアの育成が課題となっています。
- 2 市内の耕地総面積は、平成2年には7,874aとなっていましたが、平成22年には3,882aとなり、この20年間で大きく減少しています。減少した耕地面積の内訳をみると、生産緑地の減少面積が少ないのに対し、それ以外の農地の減少面積が多くなっています。

農地は農作物の生産の場としての機能に加え、都市空間に緑や潤いを与える機能を持っています。特に市では、各農家と協定を締結し、農地を災害時の緊急避難場所等とするなど、農地は防災面での機能を含め、多面的な役割を担っています。

市では、これまでも農地を保全するため、耕作できなくなった農地を市民農園として借上げるとともに、生産緑地地区の追加指定を行ってきました。しかし、農地の減少は続いており、その減少を食い止めるための継続した取組みが求められます。
- 3 近年、農業や食への市民の関心が高まっており、農業体験や安全で安心できる地産地消の取組み等を充実していく必要があります。また、都市の市街地で継続して農業を営んでいくためには、農業や農地に対する市民の理解が必要です。

### 農家数の推移

単位：戸

年次	農家総数		専業農家	兼業農家		
				総数	農業が主	兼業が主
平成 2 年	203		3	200	21	179
平成 7 年	145		1	144	13	131
平成 12 年	135	販売農家 77	11	66	13	53
		自給的農家 58	—	—	—	—
平成 17 年	122	販売農家 70	18	52	14	38
		自給的農家 52	—	—	—	—
平成 22 年	123	販売農家 67	17	50	9	9
		自給的農家 56	—	—	—	—

出典：農林水産省「農業センサス」

### 経営耕地面積の推移

単位：a

年次	耕地総面積	田	畑	樹園地				
				総面積	果樹園	茶園	桑園	その他の樹園地
平成 2 年	7,874	782	5,254	1,838	1,013	255	149	421
平成 7 年	5,630	730	3,896	1,004	586	109	1	308
平成 12 年	5,414	657	3,976	781	405	52		162
平成 17 年	3,969	443	3,081	445	—	—		—
平成 22 年	3,882	411	3,049	422	—	—		—

出典：農林水産省「農業センサス」

※平成 17 年は家族経営体で集計。

## 今後の方向性

### 1 農業の活性化

- 1) 市内農業の特性に即した農業振興計画を策定します。
- 2) 安定的な販路の確保、拡充や援農ボランティアの活用等を図り、規模の大小に関わらず農業が魅力ある産業として営まれ、高齢化した農家でも農業経営を継続することができるように支援を行っていきます。

### 2 農地の保全

- 1) 生産緑地の追加指定により、農地の保全を進めていきます。
- 2) 都市農地の保全を推進するための諸制度の充実について、国等関係機関への働きかけを行っていきます。

### 3 地域に根ざした農業の推進

- 1) 学校給食での地元農産物の利用促進や農産物直売所での販売促進、また、他の産業との連携を図り、安全で安心な地産地消を推進していきます。
- 2) 市民農園の運営や農業体験農園の支援、また、小中学生の農業体験事業、市民を対象にした農ウオークの実施等により、農業委員会と連携して、児童・生徒をはじめ市民の市内農業に対する理解の促進を図ります。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	農業振興計画の策定	地域の特性に即した農業振興計画を策定します。
2	農産物の販売促進	農業委員会や農業関係団体と協力し、農産物直売所や学校給食により農作物の販売促進を図ります。
3	農業関係団体に対する活動支援	農業関係団体が行う研修や環境保全の取組み等に対して補助金を交付し、活動等を支援します。
4	援農ボランティア制度の運用の充実	ボランティアの増員を進めながら、ボランティアと農家の双方にとって、より有意義な内容とするために制度運用の充実を図ります。
5	農商工連携の推進	農業とその他産業との連携事業の促進を図り、市内農作物の販路拡大を図ります。
6	農業体験農園の支援	施設整備に対する補助金の交付、事業PRや利用者募集の支援をします。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	農産物直売所の売上	109百万円 (平成22年度)	120百万円
指標2	援農ボランティアの登録者数	35人 (平成22年度)	45人
指標3	学校給食における地元農作物の利用割合	13% (平成22年度)	23.0%
指標4	農業体験農園の設置数	1園 (平成22年度まで)	2園

## 基本方針

だれもが、日常の生活を安心して送れるよう、消費者の自立を促進し、消費生活上のトラブルを解消するとともに、消費者が買い物しやすい環境づくりを支援します。

## 現状と課題

- これまで多数の省庁にまたがっていた消費者行政が一元化され、平成21年9月に消費者庁が発足し、国と地方が一体となって、市民の目線に立った消費者行政を行う体制が整いました。

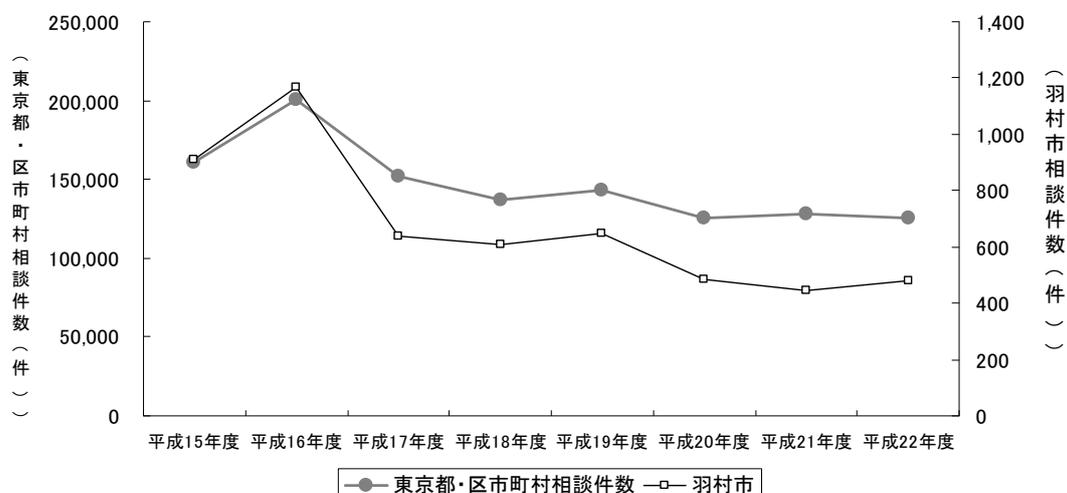
消費生活センターでは、これまでも様々な事業を先進的に実施してきましたが、今後も「賢い消費者」「自立した消費者」として消費者の自立を促す各種事業を充実するとともに、消費者の活動を支援することにより、消費生活の向上を図る必要があります。
- 社会の情報化の進展や消費構造の変化に伴い、消費生活を取り巻く環境が多様化しています。

消費生活センターに寄せられる相談件数は、減少傾向にありますが、インターネットや携帯電話等を通じての身に覚えのない情報サービスに対する架空・不当請求の相談が最も多く、次にクレジット契約の返済方法や株取引など複雑化した相談内容が多くなっています。

安心した消費生活を継続させるためには、消費生活相談をより充実させることが必要です。
- 国においては、高齢社会の進展や身近な商店の閉店等に伴い、日々の買い物をすることが難しい虚弱高齢者等の、いわゆる「買い物弱者」への対策の必要性が報告されています。

市においても、こうした問題に対応するため、事業者や地域、行政が連携して取組みを進め、身近な地域で買い物しやすい消費環境づくりを支援していくことが必要です。

東京都と羽村市の消費生活 相談件数



出典：東京都「消費生活相談概要」

## 今後の方向性

### 1 消費者の自立促進

- 1) 消費生活センターの各種事業や、消費者展、消費者の日などをより充実し、市民の積極的な参加を促すことにより、「賢い消費者」「自立した消費者」になるための支援を行います。
- 2) 広報紙、ホームページ、消費生活センターだよりなどを活用し、多様な消費生活情報の提供に努めます。
- 3) 消費者の活動を支援するため、活動の場や情報の提供を行います。
- 4) 青空市を開催することにより、生活用品の有効活用を図ります。

### 2 消費生活相談の充実

- 1) 複雑化した消費生活相談の内容に、よりきめ細かく、迅速に対応することで、消費者被害の防止に努めます。
- 2) 被害情報の提供と出前講座等による啓発、消費者生活相談窓口及び消費生活センターのPRなどを充実します。

### 3 消費環境の充実

- 1) 消費者の視点に立った買い物のしやすい環境づくりを進めるため、虚弱高齢者などへの宅配事業や有償ボランティア等による買い物代行、インターネットによる通信販売など、様々な分野で研究を進め、支援方策の具体化を商店会等に働きかけます。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	消費者支援事業等の充実	消費者展、消費者の日、消費生活講座などの各事業を通じて、消費者の自立を促進します。
2	消費生活相談の充実	複雑化する相談に適切に対応できるよう相談員の資質の向上を図ります。
3	買い物環境の充実	高齢者などにも買い物のしやすい環境づくりを商店会や商工会に働きかけます。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	消費生活講座参加者数	122人 (平成22年度)	150人
指標2	消費生活相談における救済金額比率	18.17% (平成22年度)	25.0%
指標3	買い物が便利になったと感じる高齢者の割合 (高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関するアンケート)	47.9% (平成22年度)	50.0%

## 基本方針

自然・歴史・文化などの観光資源の活用と、一年を通してまちの魅力を発信する取組みを進め、地域がにぎわう観光の振興を図ります。

## 現状と課題

- 1 市内には、多摩川、羽村堰や根搦み前水田が水と緑の自然景観等として、玉川上水、まいまいず井戸や阿蘇神社が歴史・文化財として、また、レジャー施設として、動物公園やフレッシュランド西多摩等があります。  
これらは、羽村市の観光資源として定着しており、市外からも多くの観光客が訪れています。また、桜やチューリップなども、市のイメージとして広く認識されてきています。  
今後は、これら既存の観光資源を新たな視点で活用していくことや、新たな観光資源の掘り起こしを進めていく必要があります。また、観光情報の積極的な発信を進めて、年間を通じた集客を図るとともに、観光による地域産業の振興を推進していく必要があります。
- 2 市では、関係機関と連携し、市の特性を活かした観光事業を実施してきました。  
「はむら花と水のまつり」、「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」などは、地域のイベントとして定着し、市内外から多くの観光客が訪れ、にぎわいをもたらすとともに、まちの活性化や市民の連帯感と郷土意識の醸成につながっています。  
今後は、既存のイベントの充実を図りながら、経済波及効果を拡大させていくための取組みを進めていく必要があります。

## 今後の方向性

### 1 観光資源の発掘と活用

- 1) 観光資源の新たな活用方策の検討や新たな観光資源の発掘、また、それに伴う施設整備について研究を進めていきます。
- 2) 周辺自治体で連携し、相互の観光資源を活かした広域的な観光振興の取組みを進めていきます。
- 3) 羽村市観光協会等の関係機関と連携し、観光情報誌やホームページ等による観光情報の充実を図るとともに、マスメディアを活用した観光PRを進めていきます。
- 4) 羽村市観光協会や羽村市商工会等の関係機関と連携し、フィルムコミッション<sup>※1</sup>に関する取組みを進めていきます。

### 2 イベントの充実等

- 1) 「はむら花と水のまつり」や「はむら夏まつり」、「産業祭」、「はむらふるさと祭り」等の既存の観光イベントについて、訪れる人がより楽しめるように内容の充実を図っていきます。また、新たな観光資源を活用した観光イベント等の検討を進めていきます。
- 2) 観光振興を図るため、羽村市観光協会への支援を継続するとともに、羽村市商工会等を含めた関係機関で連携を図りながら、観光による地域産業の活性化を図っていきます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	観光資源の発掘	観光資源の発掘と活用について、観光協会や商工会等と研究を進めます。
2	フィルムコミッション事業の推進	映画などのロケーションの誘致を進めます。
3	各種イベントの充実	夏まつりや産業祭等のイベントについて、事業内容の充実を図ります。
4	観光協会活動への支援	観光協会が行う観光振興事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	動物公園入園者数	23.7万人 (平成22年度)	30万人
指標2	年間の総入込観光客数	86.6万人 (平成18年度)	95万人
指標3	市ホームページ(観光関係)のアクセス数	54,000件 (平成22年度)	72,000件

※1 フィルムコミッション：映画やドラマ等の撮影場所誘致や撮影支援をするための非営利団体

# 基本目標 4

## ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

### 【環境・都市整備の分野】

#### 基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち

【環境・都市整備の分野】

##### 基本施策1 未来につなぐ環境都市の実現

- 施策23 自然環境
- 施策24 都市環境
- 施策25 循環型社会

##### 基本施策2 自然と調和した安全で快適な都市の形成

- 施策26 土地利用
- 施策27 都市基盤整備
- 施策28 公共交通
- 施策29 道路
- 施策30 公園
- 施策31 住宅
- 施策32 上水道
- 施策33 下水道



## 基本方針

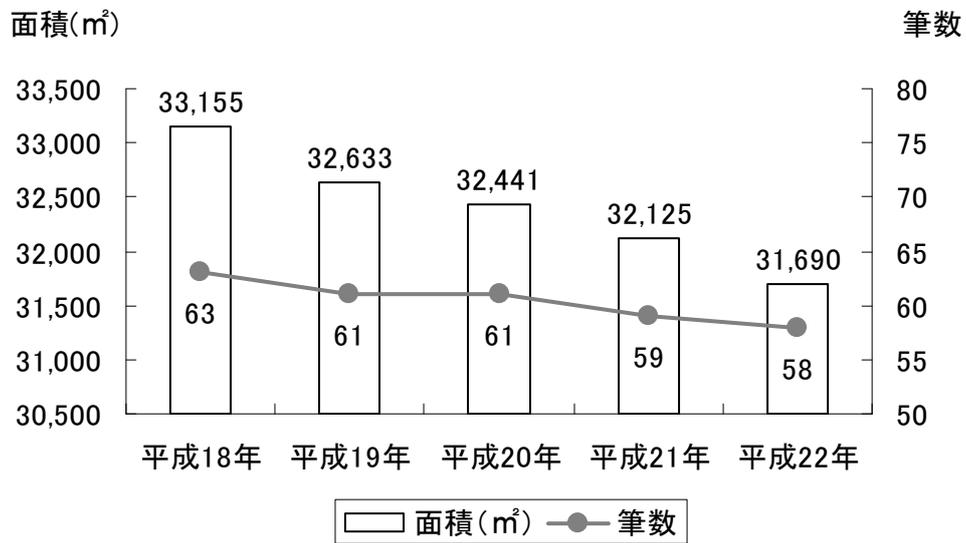
水や緑あふれる貴重な自然を保全し、美しい羽村の自然環境を将来の世代に継承していきます。

## 現状と課題

- 1 市内を流れる多摩川は、野鳥や植物、魚類や水生生物が多数生息し、史跡である玉川上水や都立羽村草花丘陵自然公園などの周辺地域とともに、恵まれた自然を求めて多くの人々が訪れる憩いの場所となっています。  
市ではこれまで、公共下水道の整備などにより、多摩川の水質向上や汚染防止に努めてきました。また、市民による保全活動や監視活動も行われています。しかし、川を汚す行為もなくならないため、これからも多摩川や周辺地域の環境を守っていく必要があります。
- 2 市内の青梅線以西には、現在、わずかながら崖線からの湧水が残され、また、市内全域には、約130箇所の井戸が存在しています。こうした湧水や地下水などをはじめとする水環境は、生物の貴重な生息環境となるばかりでなく、良質な羽村の水道の水源にもなっており、市民の暮らしを支えています。  
市ではこれまで、樹林地の保全や雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透や地下水の保全に努めてきましたが、都市化により雨水の地下浸透がしにくくなる中、これからも水環境を守っていく必要があります。
- 3 都市化の進展により緑が減少していく中で、市内には、崖線の樹林地や屋敷林、寺社林、住宅の緑など、生物の生息場所として、また、市民に癒しと安らぎを与えてくれる場所として、貴重な緑が残されています。  
市ではこれまで、保存樹林地の指定や緑地の購入、また、市民や事業者と協働し、緑の保全に努めてきましたが、これからも、今ある貴重な緑を守っていくとともに、緑を増やしていくことが求められています。

保存樹林地面積経年変化

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
所有者数	29	28	28	29	29
筆数	63	61	61	59	58
面積(m <sup>2</sup> )	33,155	32,633	32,441	32,125	31,690



## 今後の方向性

---

### 1 多摩川的环境保全

- 1) 多摩川の水質調査や水生生物調査を実施し、水質や生物の生息状況を把握します。
- 2) 自然観察会などを実施し、多摩川流域に対する環境保全意識を高めます。
- 3) 市民等と協働して、多摩川の水質調査などの監視活動や、市内いっせい美化運動などによる保全活動を推進します。

### 2 水環境の保全

- 1) 地下水の水質調査を実施し、地下水や湧水の状況を監視します。
- 2) 良好な生活環境を維持するため、崖線や樹林地などの緑を保全し、地下水の涵養に努めます。
- 3) 個人住宅等に雨水浸透施設の普及を図り、雨水の地下浸透を促進します。

### 3 緑の保全・創出

- 1) 緑の保全や都市空間の緑の創出など、緑に関する諸施策を計画的に推進するため、緑の基本計画を策定します。
- 2) 崖線樹林地などを保全するため、市民や事業者などによるボランティアと協働した緑地保全活動を推進します。
- 3) 緑の環境教室などを開催し、樹林地や緑地などの重要性について市民の理解を深め、緑の保全意識の高揚を図ります。
- 4) 減少傾向にある緑を増やしていくため、生け垣などによる住宅地の緑化を促進するとともに、公共施設の緑化を推進します。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	多摩川水質調査の実施	多摩川の水質を定期的に調査し、環境基準に基づく水質を監視します。
2	多摩川水生生物調査の実施	多摩川の水生生物の生息状況を調査し、生育環境としての水質を監視します。
3	地下水水質調査の実施	地下水の水質を調査し、有害物質などの状況を監視します。
4	緑の基本計画の策定	緑に関する諸施策を計画的に推進するため、緑の基本計画を策定します。
5	緑地保全活動の支援	市民ボランティアによる樹林地等の緑地保全活動を支援します。
6	緑の環境教育の実施	緑の環境教育を実施し、緑の重要性について市民の理解を深め、意識の高揚を図ります。
7	生け垣による緑化	緑化推進と災害防止のため、新たな生け垣等の設置費を助成します。
8	緑のネットワークの形成	公共施設の緑化を推進するとともに、街路樹や住宅の緑などを結ぶ緑のネットワークを形成し、まちに緑を広げていきます。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	緑地管理ボランティア団体への登録者数	49人 (平成22年度)	100人
指標2	緑の環境教室への参加者数	21人 (平成22年度)	50人

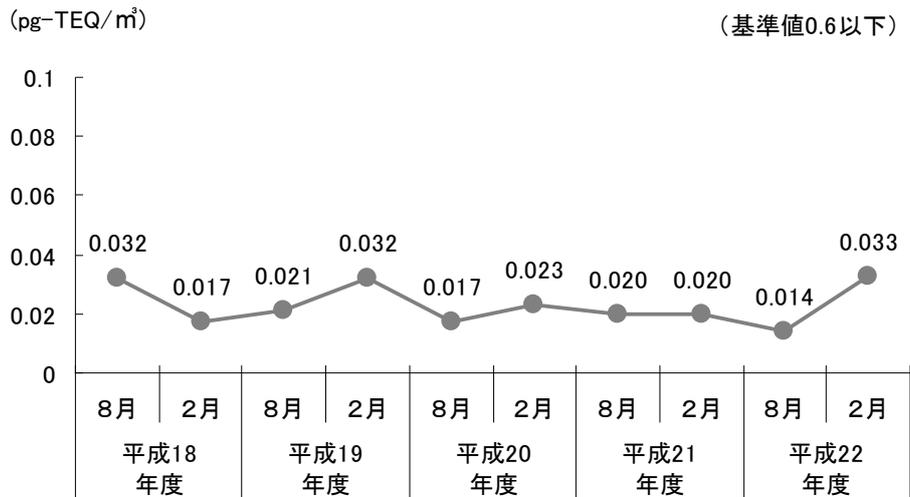
## 基本方針

市民・事業者・行政が協働し、市民が健康で安全かつ快適に暮らせる都市環境を、将来の世代に継承していきます。

## 現状と課題

- 1 人々の日常生活や事業活動が、地球環境にまで影響を及ぼし、特に、地球の温暖化は、各地で異常気象を引き起こすなど、解決していかなければならない喫緊の課題であるといわれています。  
市ではこれまで、自然エネルギーの利用や省エネルギーの推進などにより、地球温暖化の防止を図ってきました。  
さらに、市域から排出される温室効果ガスの削減が求められており、平成 23 年 3 月に策定した「地球温暖化対策地域推進計画」に基づく施策を着実に実施していく必要があります。  
また、市自らが、環境マネジメントシステムをいち早く導入し、省エネルギーや省資源などに取り組んできましたが、公共施設から排出される温室効果ガスのさらなる削減が求められており、「地球温暖化対策実行計画」に基づく施策を着実に実行し、削減目標を達成していくことが必要です。
- 2 羽村市は、職住近接の都市として良好な都市環境を維持保全し、公害の少ないまちとして発展してきました。  
市ではこれまで、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するため、各種法令等に基づく工場等の指導などにより、大気や水、土壤環境などの汚染の防止等に努めてきました。  
これからも引き続き、市内環境の把握に努め、汚染等の未然防止、拡大防止に努めるなど、良好な都市環境を維持していく必要があります。また、東日本大震災に伴い発生した原子力発電所の事故により、市民の放射性物質による健康影響に対する不安が高まっているため、市民の不安を解消する必要があります。  
市民の生活に潤いや安らぎを与えてくれる犬・猫等の動物については、適正な飼育を促すための啓発活動等を行ってきました。これからは、地域での動物との共生を考慮した動物の適正な飼育方法などについても検討していく必要があります。
- 3 良好な環境を確保し、将来の世代に引き継いでいくためには、市民や事業者が環境意識を高め、環境にやさしい生活や事業活動を継続していく必要があります。  
市ではこれまで、市民に対する各種啓発活動や、事業者に対する環境マネジメントシステムの普及活動などを実施してきました。  
これからも、さらに、市民・事業者の環境意識を高め、市民・事業者と協働して環境負荷の低減や、環境の保全に取り組んでいくことが求められています。

### ダイオキシン類調査結果（大気）



出典：羽村市「ダイオキシン類調査」

※ 測定場所：羽村市役所

## 今後の方向性

### 1 地球温暖化の防止

- 1) 「地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、市域から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、環境施策に取り組みます。
- 2) 市役所も事業者として、「地球温暖化対策実行計画」に基づき、各公共施設から排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、環境施策に取り組みます。
- 3) 温室効果ガスの排出の低減につながる機器の普及を促進します。

### 2 地域環境の保全

- 1) 環境の変化に対応した施策を推進するため、市民・事業者と協働し、環境基本計画を見直します。
- 2) 大気、水質、土壌、騒音、振動などの調査を実施し、市内環境の状況把握に努めます。
- 3) 法令等に基づき、事業者に対する公害防止の指導などを実施し、市民が安心して暮らせる良好な生活環境の確保を図ります。
- 4) 大気中の放射線量などの調査の実施により、市内の放射性物質の状況を把握し、調査結果を公表します。
- 5) 犬・猫等の動物の適正な飼育については、動物との共生の視点に立って、ボランティアの協力を得るなど様々な手法等を検討します。

### 3 環境意識の高揚

- 1) 「エコクリはむら」の適切な運用により、全庁的に環境意識を高め、市の自らの活動に伴う環境負

荷の低減や環境の保全に継続的に取り組みます。

- 2) 環境に関する啓発活動や環境学習の実施などにより、市民の環境意識を高めていきます。
- 3) 企業が行う環境配慮事業への資金融資制度などを実施し、環境配慮型企業経営を促進します。
- 4) 市民・事業者・行政が協働して環境施策に取り組み、環境保全活動を推進します。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	(仮称)地球温暖化対策推進協議会の運営	温暖化対策について検討するため、市民・事業者・行政で構成した協議会を開催します。
2	地球温暖化対策実行計画の推進	事業者として、計画した温室効果ガス削減目標値を達成するため、「エコクリはむら」の運用をはじめ、市の各施設からの温室効果ガスの排出削減の取組みを強化します。
3	公共施設等の省エネルギー化	施設の改修時には、エスコ事業の導入を検討するほか、自然エネルギー機器等の導入や、庁有車は低燃費・低公害車を購入するなど、省エネルギー化を推進します。
4	自然エネルギー機器等の利用促進	地球温暖化対策の一環として、自然エネルギー機器や省エネルギー機器の利用促進を図ります。
5	環境基本計画の策定	現在の環境基本計画を見直し、新たな環境基本計画を策定します。
6	ダイオキシン類(大気・土壌)調査の実施	大気中や土壌中のダイオキシン類の濃度を調査し監視します。
7	環境ファミリー認定制度の普及	環境にやさしいライフスタイルを家庭で実践する、エコ・チャレンジ「環境ファミリー」の認定制度を推進します。
8	環境フェスティバルの実施	地球温暖化防止と環境保全対策の一環として、市民・事業者との協働によるフェスティバルを開催します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市域の二酸化炭素排出量	356kt (平成19年度)	270kt
指標2	環境ファミリー認定家族数	1,188 家族 (平成22年度)	2,200 家族

## 基本方針

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進により、地球にやさしい循環型社会を築きます。

## 現状と課題

- 1 市では、循環型社会の実現を目指して、3Rを推進することで、ごみの減量や資源化に取り組んでいます。

平成14年度から、ごみの戸別収集一部有料化を実施するとともに、分別収集の徹底や資源の有効利用等の取組みにより、ごみの収集量は年々減少しています。今後も引き続きごみの減量を図るためには、家庭から排出される燃やせるごみの約6割が生ごみであることから、生ごみの減量を検討する必要があります。

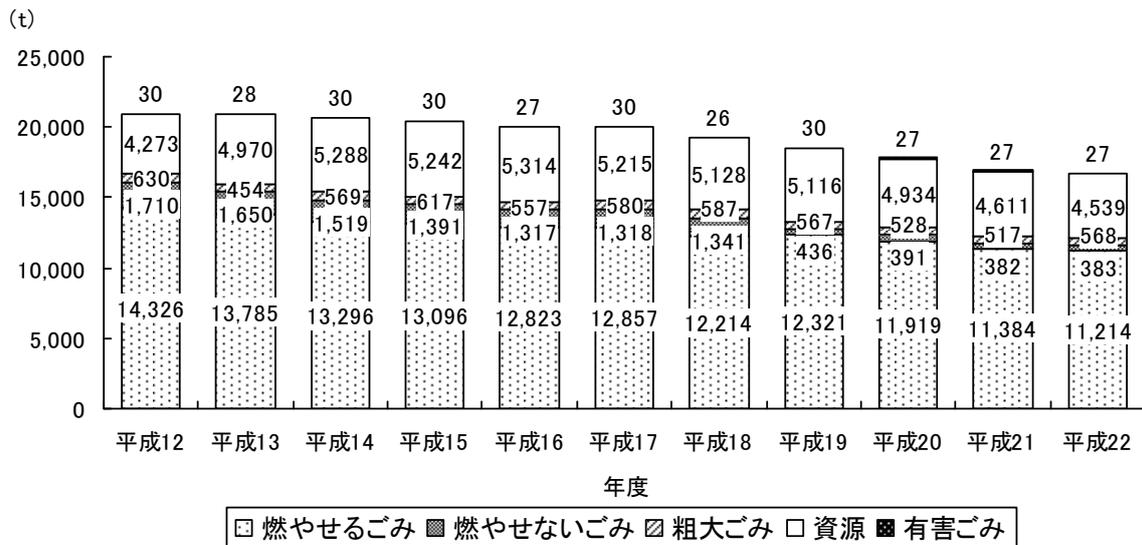
また、リサイクルを推進するため、市民の協力により、ごみの分別を行っています。特に、容器包装プラスチックは、リサイクルしやすい質の良いものが出され、日本容器包装リサイクル協会の行っている再商品化事業のコスト削減に貢献し、収益の一部が市に拠出されるなど、ごみ減量とあわせて大きな成果を上げています。

最終処分場については、埋め立に限界があることから、各構成市町でのごみの減量や、焼却灰のエコセメント化の導入により、一定の延命化が図られてきています。より長期に処分場への搬入を行っていくためには、これまで以上にごみの減量や資源化を推進する必要があります。
- 2 市では、収集した燃やせるごみは、西多摩衛生組合に搬入して焼却処理をし、容器包装プラスチックなど資源となるごみは、リサイクルセンターで資源化するために適正な処理をしています。また、し尿は、公共下水道が95.5%整備され、処理量は少量となっていますが、引き続きクリーンセンターで処理しています。

こうした中間処理施設を安定的に運営するため、計画的な維持管理が必要となっています。また、より効率的なごみ処理を実施するため、分別の方法や広域的なごみ処理等について検討する必要があります。
- 3 ごみの不法投棄を防止するためのパトロールの実施や、市民との協働による市内いっせい美化運動の実施などにより、市内の美化に努めています。しかし、ごみの不法投棄やポイ捨て等はなくならず、市民の協力を得て、道路や公共施設に投棄されたごみの回収を行っています。

ごみの不法投棄やポイ捨て等を防止するためには、モラルの向上を図るための広報紙等による啓発活動を継続するとともに、不法投棄防止に関する取組みの強化を図っていく必要があります。

### ごみ収集量推移



## 今後の方向性

### 1 ごみの減量の推進

- 1) ごみの減量と資源化を一層進めるため、3Rの啓発活動などにより、市民や事業者のごみの減量に関する意識の高揚を図ります。
- 2) 家庭の生ごみ処理機等の利用を促進し、ごみの減量と資源化を図ります。
- 3) 市民・事業者・行政が連携した検討会議（通称「ごみゼロ会議」）での議論を通じて三者の役割分担を明確化し、ごみの減量、資源の有効活用へのさらなる取組みを推進します。

### 2 ごみの適正処理

- 1) 市民が分別しやすく、適正なごみ処理ができるよう、さらに分別方法の研究を進めます。
- 2) 計画的かつ合理的にごみ処理設備の改修等を行い、安定したごみ処理施設の運営を行います。
- 3) スケールメリットを生かした広域的なごみ処理業務等についての検討を行います。

### 3 ごみの不法投棄の防止

- 1) ごみの不法投棄防止については、広報紙等による啓発を継続します。
- 2) ポイ捨て等防止に関するキャンペーンやパトロールなどを市民や事業者と協働して実施することにより、ポイ捨て等の防止対策の強化を図ります。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	生ごみ減量の促進	家庭における生ごみ処理機の利用促進を図ります。
2	「ごみゼロ会議」の開催	市民・事業者・行政で組織した検討会議により、ごみの減量、資源の有効活用を推進します。
3	リサイクル品の販売	シルバー人材センターによるリサイクル品の販売を継続します。
4	分別方法の研究	適正なごみ処理と資源化を推進するため、新たな分別方法を研究します。
5	リサイクルセンター等の維持保全	設備の適正な維持保全のため、計画的な修繕を行います。
6	ポイ捨て等防止対策の強化	ポイ捨て等防止に関するキャンペーンやパトロールなどを行います。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市民一人当たりのごみ量	250kg/人 (平成22年度)	230kg/人
指標2	総資源化率	37.9% (平成22年度)	42.0%
指標3	最終処分場埋立搬入量	79 m <sup>3</sup> (平成22年度)	45 m <sup>3</sup>

## 基本方針

計画的な土地利用の推進と、地区の特性にあった土地利用を誘導し、自然環境と都市環境が調和した良好なまちなみの形成を図ります。

## 現状と課題

- 1 市内の土地利用は、少子高齢化や長引く経済不況、産業構造の転換など、近年の社会経済情勢の変化により、中心市街地や工業地区の宅地化の進行、工場跡地等の未利用地の増加などが問題となっています。  
このことから、土地利用に関する各種法令や都市計画制度を適正かつ効果的に運用し、羽村市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用の推進が必要です。
- 2 市の総面積は991.0haで、市内全域が都市計画区域に指定されています。市街化区域は、全体の82.1%にあたる814.0haが指定され、そのうち65.6%が土地区画整理事業により都市基盤が整備されています。  
また、用途地域は、住居系地域が市街化区域全体の69.6%、商業系地域が5.7%、工業系地域が24.7%の割合となっており、市街化区域の4分の1を占める工業系の用途地域内に、2つの工業団地が形成されています。  
このような優れた都市基盤を生かし、地域の経済活力を維持向上させつつ、快適な生活空間を確保していくためには、それぞれの地区の特性を生かした土地利用の誘導が必要です。
- 3 都市化の進行や相続に伴う土地の売却などにより、農地や自然林などの緑地が減少しています。  
また、市街地においては、住宅の過密化や建築物の用途の混在などにより、良好な都市景観が失われつつあります。  
このため、今後は、自然環境と都市環境が調和した、ゆとりと潤いのあるまちなみや、市街地にふさわしい都市景観を維持・形成していくための取り組みが必要です。

### 都市計画区域の指定状況

	面積 (ha)	構成比 (%)
都市計画区域	991.0	100.0
市街化区域	814.0	82.1
市街化調整区域	177.0	17.9

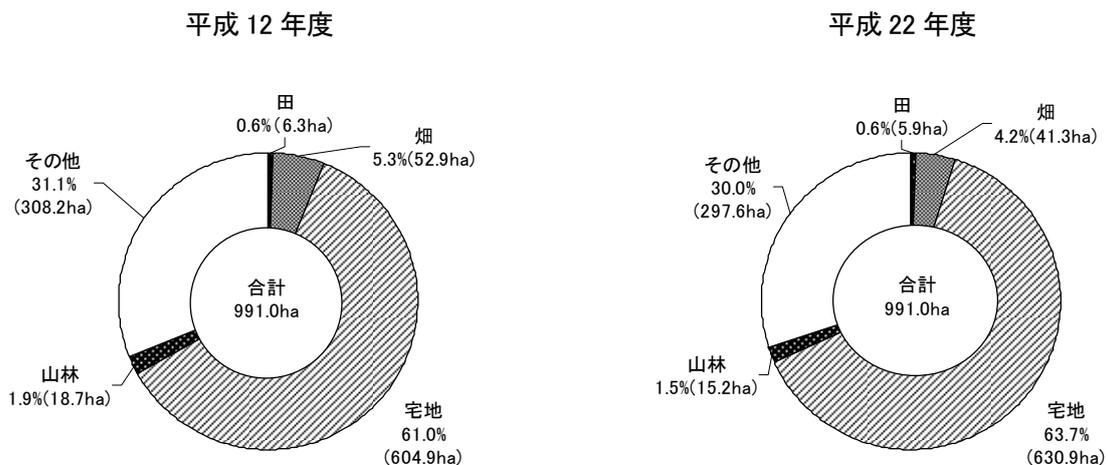
※平成 23 年 4 月 1 日現在 (平成 8 年 5 月 31 日東京都告示第 663 号)

### 用途地域の指定状況

種類	目的	面積 (ha)	構成比 (%)
住居系	第一種低層住居 専用地域	244.0	69.6
	第一種中高層 住居専用地域	276.4	
	第二種中高層 住居専用地域	27.4	
	第一種住居地域	19.1	
商業系	近隣商業地域	40.1	5.7
	商業地域	6.0	
工業系	準工業地域	32.0	24.7
	工業地域	15.0	
	工業専用地域	154.0	
市街化区域合計		814.0	100.0

※平成 23 年 4 月 1 日現在 (平成 8 年 5 月 31 日東京都告示第 683 号)

### 地目別面積の推移



出典：羽村市「固定資産概要調書」

## 今後の方向性

---

### 1 計画的な土地利用の推進

- 1) 東京都や近隣市町と連携し、羽村市都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を推進します。
- 2) 良好な地区環境の保全と適正かつ合理的な土地利用への誘導を図るため、一定規模以上の宅地開発行為については、宅地開発等指導要綱に基づく適切な指導を行います。
- 3) 国土利用計画法の適正な運用と地価公示制度の効果的な活用に努めます。
- 4) 道路境界や民地間の境界などの正確な土地情報を把握し、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。また、その成果の適正かつ効果的な活用を図ります。

### 2 地区の特性を生かした土地利用の推進

- 1) 用途地域<sup>※1</sup>、地区計画<sup>※2</sup>、特別用途地区<sup>※3</sup>などの都市計画制度を活用し、住宅地区、商業地区、工業地区それぞれの地区の特性を生かした土地利用を推進します。
- 2) 羽村駅西口地区は、土地区画整理事業の進捗にあわせて用途地域の変更や地区計画制度の導入等を行い、地区の特性を生かした土地利用を推進します。

### 3 良好なまちなみの形成

- 1) 多摩川周辺の自然や田園風景、崖線の緑など、残された自然環境の保全とともに、敷地内緑化の促進や生産緑地の保全により、自然環境と都市環境が調和した潤いのあるまちなみの形成を図ります。
- 2) 市街地整備や道路改修にあわせた電線類の地中化、違法な屋外広告物や捨て看板の防止対策などにより、ゆとりあるまちなみと良好な都市景観の形成を図ります。

---

※1 用途地域：市街化区域における適正な土地利用を図るための制度で、建築基準法によってそれぞれの用途地域ごとに建築できる建物が制限されている。羽村市においては、住居系・商業系・工業系に計9種類の用途地域が指定されている。

※2 地区計画：地区単位で独自のまちづくりのルールを定めることにより、より良いまちへと誘導することを目的とした制度。市の条例によって地区内の建築物等の制限を定めている。

※3 特別用途地区：用途地域の指定を補完する制度で、特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るために定められた地区。羽村市においては、特別用途地区のひとつである特別工業地区を指定し、市の条例によって、地区内の工場等の用途制限を定めている。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	都市計画制度を活用した土地利用の規制・誘導	地区計画などの都市計画制度を活用し、地区の特性を生かした土地利用の規制・誘導を図ります。
2	羽村駅西口地区の用途地域の変更と地区計画制度の導入	羽村駅西口土地区画整理事業の進捗にあわせ、羽村駅西口地区の用途地域を変更するとともに、地区計画制度の導入を図ります。
3	宅地開発等の適切な指導	宅地開発等指導要綱に基づき、宅地開発等の適切な指導を行います。
4	生産緑地の保全	農業振興部門と連携して、生産緑地地区の追加指定を積極的に進めるとともに、適正管理の調査を行い、生産緑地の保全を図ります。
5	都市計画基礎調査の実施	土地利用の現況を調査し将来見通しを行うため、都市計画法に基づく基礎調査を実施します。
6	地籍調査事業の推進	正確な土地情報を把握し土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	地区計画制度の導入地区面積	129.6 ha (平成 23 年度)	172 ha
指標 2	地籍調査事業の進捗率	26 % (平成 22 年度)	28 %

## 基本方針

羽村駅西口土地区画整理事業を推進し、快適で潤いのある良好な居住環境の創出と市の玄関口にふさわしい駅前活性化を図ります。また、市街化調整区域である羽字武蔵野等地区について、都市機能の向上と地区内の都市計画施設の充実を図ります。

## 現状と課題

- 1 羽村駅西口土地区画整理事業については、平成15年4月14日付けで事業認可を受け、その後、土地区画整理審議会での審議と関係権利者への説明会等を実施し、本事業の骨子となる換地設計（仮換地）の決定に向けた手続きを進めるとともに、駅周辺の暫定整備工事、散在墓地の移転等に取り組んできました。

換地設計（仮換地）の決定にあたっては、関係権利者からの意見・要望等を反映した区画街路や公園・緑地等の変更に伴い、土地区画整理法に基づく事業計画変更等が必要となることから、今後は、東京都をはじめ関係機関との協議・調整を行い、所定の手続きを進めていく必要があります。

街路等の施設整備については、羽村駅舎の改修工事にあわせ、平成20年3月から着手した駅周辺の暫定整備工事が完了したことから、今後は、施行地区の優先度を考慮した上で工事・移転計画を策定し、計画的かつ効率的な事業推進を図るとともに、都道整備計画との整合を図り、事業を進めていく必要があります。

また、市民の環境に対する意識の高まりにより、本事業においても、人と環境にやさしい都市構造の実現が求められていることから、低炭素型のまちづくりや緑地の保全など、環境配慮型の事業推進が必要です。

- 2 市内には、羽字武蔵野等地区、多摩川緑地及び米軍横田基地内の3つの市街化調整区域が指定され、地区内には、民間施設や学校のほか、公園や緑地、霊園、廃棄物処理施設などの都市計画施設が整備されています。

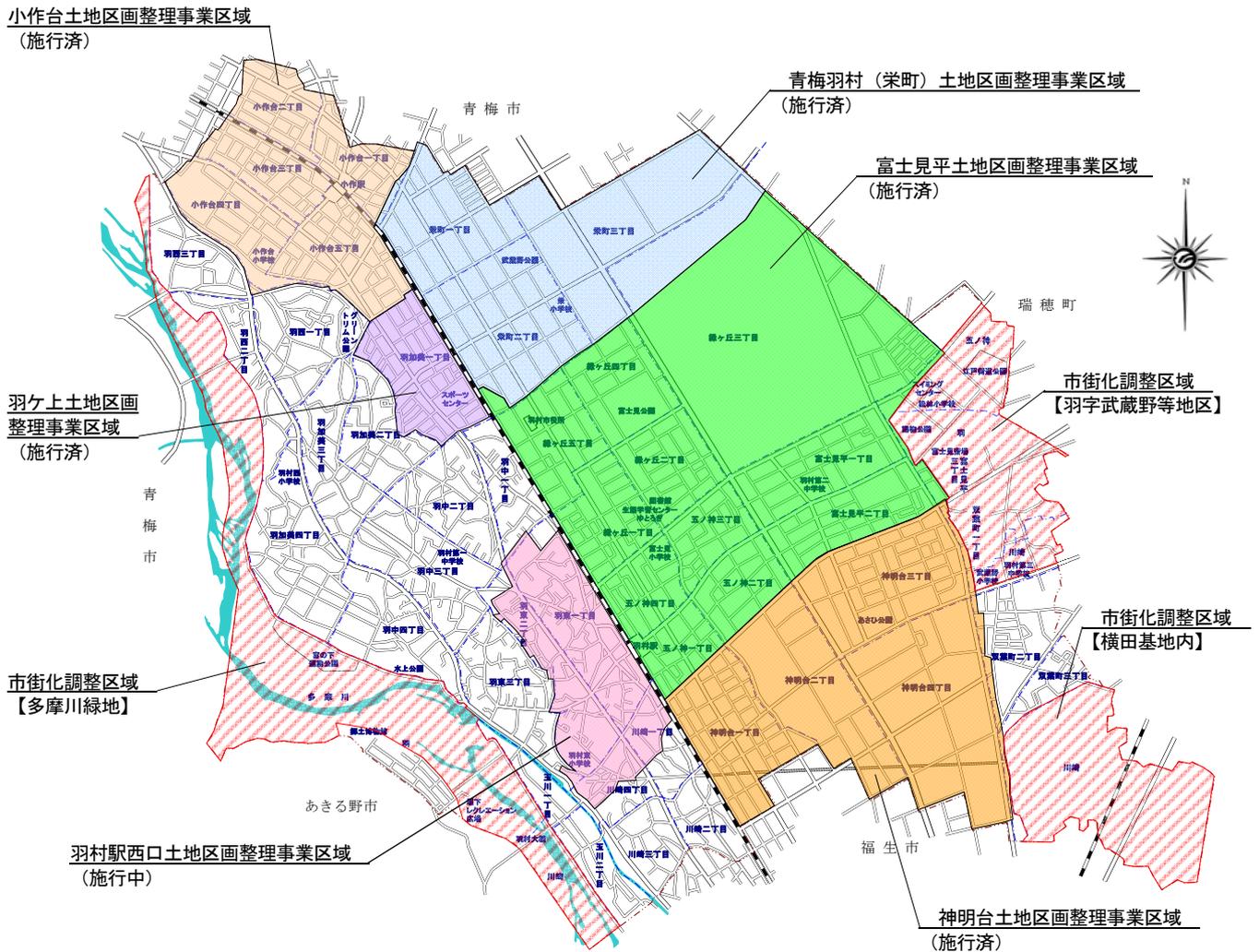
このうち、羽字武蔵野等地区については、平成18年3月に羽字武蔵野等区市街化調整区域基本計画を策定し、新たな都市的拠点として都市基盤整備、市街化調整区域への編入を進めていくこととしていますが、地区の大部分が砂利採取跡地であることなど、計画を推進する上で様々な課題を抱えています。

また、地区内に設置された市営の富士見霊園については、敷地面積13,870㎡、約1,000区画の墓地がありますが、低廉な費用で身近に墓地を持ちたいとする市民の要望も多く、現在の霊園ではこうした要望に答えられていない状況にあります。

### 羽村駅西口土地区画整理事業の概要

事業の目的	本事業は、「美しく快適で住みよい活力に満ちたまち」を基本目標として、JR 青梅線羽村駅西口を中心とした利便性の高い駅前市街地の再編を図るとともに、都市施設と自然が調和した市街地の再生を図るために、道路、公園などの都市基盤整備を行い、良好な居住環境の確保により、公共の福祉の増進に資することを目的としたものです。
羽村駅西口土地区画整理事業の区域	羽村市羽東一丁目、羽東二丁目、羽東三丁目、川崎一丁目、川崎四丁目、羽中一丁目、羽中二丁目の各地内
施行地区の面積	約 42.39ha
施行期間	平成 15 年度～平成 33 年度
減歩率	22.27%（うち保留地減歩率 0.28%）
事業費	355 億円

### 土地区画整理事業区域と市街化調整区域



## 今後の方向性

### 1 羽村駅西口土地区画整理事業の推進

- 1) 土地区画整理審議会での審議と関係機関、関係権利者との調整を図り、換地設計（仮換地）の決定と事業計画変更等の手続きを進めます。
- 2) 工事・移転計画を策定し、計画に基づいた着実な事業の推進を図ります。また、都市計画道路 3・4・12 号線及びその沿線の整備工事・移転計画については、東京都が行う羽村大橋の拡幅工事との調整を図り事業を進めます。
- 3) 低炭素型のまちづくりや緑地の保全など、環境配慮型の事業推進を図ります。

### 2 市街化調整区域の整備と有効利用

- 1) 羽字武蔵野等地区の市街化調整区域は、様々な課題を整理した上で、基本計画に沿った基盤整備を推進し、市街化区域編入に向けての協議、手続きを進めます。
- 2) 富士見霊園内の墓地を拡張整備し、併設する富士見斎場とともに霊園の効率的な運用に努めます。また、整備にあたっては、市民等の多様なニーズに応えられるよう、合葬墓<sup>\*1</sup>の導入など、土地を有効利用した整備方法について検討します。

#### 主な事業

	事業名	事業内容
1	羽村駅西口土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業により、羽村駅西口地区の市街地整備を推進し、良好な都市環境の創出を図ります。
2	羽村駅西口地区 先導的都市環境形成計画の推進	羽村駅西口土地区画整理事業の施行にあたっては、先導的都市環境形成計画に基づき、低炭素型のまちづくりを推進します。
3	富士見霊園内墓地の拡張整備	市民の墓地に対する需要や先進的な墓地等について調査・研究し、富士見霊園内の墓地の拡張整備を図ります。

#### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	羽村駅西口土地区画整理事業の進捗率 (事業費ベース)	5% (平成 22 年度)	10%
指標2	富士見霊園内の墓地面積	6,539 m <sup>2</sup> (平成 23 年度)	7,000 m <sup>2</sup>

\*1 合葬墓：家墓や個人墓のような家族単位でのお墓ではなく、広く共同に利用するお墓。

## 基本方針

市民生活の利便性を向上し、だれもが安全で自由に行動できる公共交通の充実を図ります。

## 現状と課題

1 市内の鉄道交通は、市のほぼ中央をJR青梅線が通り、羽村駅、小作駅の2駅があります。両駅の1日当たりの乗降客数の合計は約3万2千人で、ここ数年横ばいで推移しています。

民間のバス交通については、羽村駅東口、小作駅東口、小作駅西口の各駅前から、青梅市方面、福生市方面、あきる野市方面、瑞穂町方面への路線があり、通勤・通学などに利用されています。

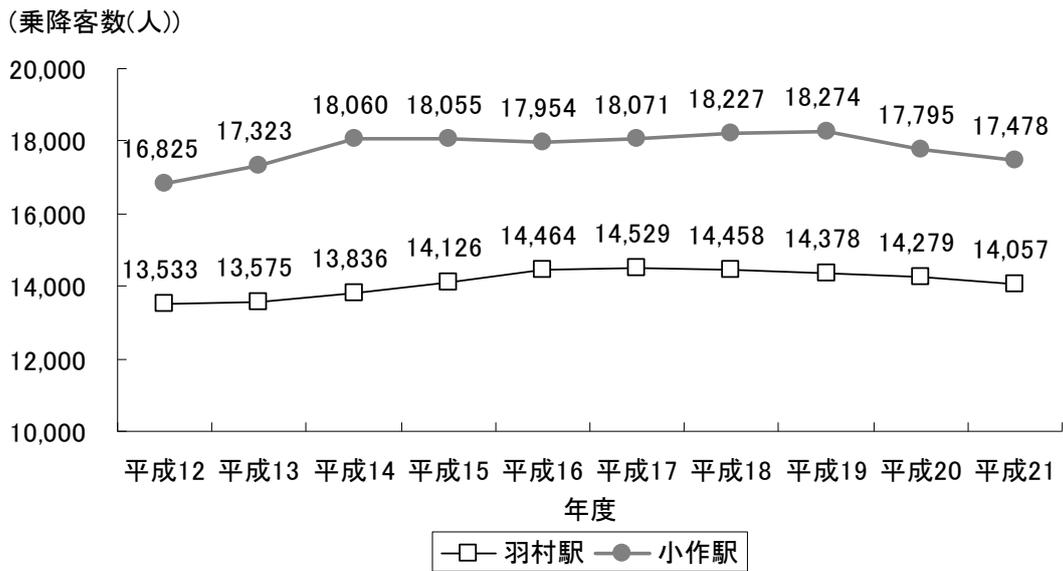
鉄道交通や民間バス交通による広域交通網のさらなる安全性、利便性の向上を図るとともに、交通渋滞緩和や環境対策を目的として、自家用車中心型から公共交通中心型への転換を図っていく必要があります。

また、多摩都市モノレールについては、市内を通過する箱根ヶ崎駅から八王子駅までの路線が、将来的な構想路線となっています。多摩都市モノレール整備事業は、南北の市町を結ぶ新たな公共交通網の構築により、交通利便性の向上だけでなく、商工業の発展や環境負荷の低減など、市にとって重要な役割を果たす都市計画事業であることから、早期具現化に向けた取組みが必要です。

2 市内公共交通機関であるコミュニティバスはむらんは、平成17年5月に運行を開始し、その後も路線網の拡充やバス停の整備・増設などを行ってきました。コミュニティバスはむらんを市民にとってさらに安全で利用しやすいものとするため、今後も様々な角度から利用者等の意見を聴き、運行の充実を図っていく必要があります。

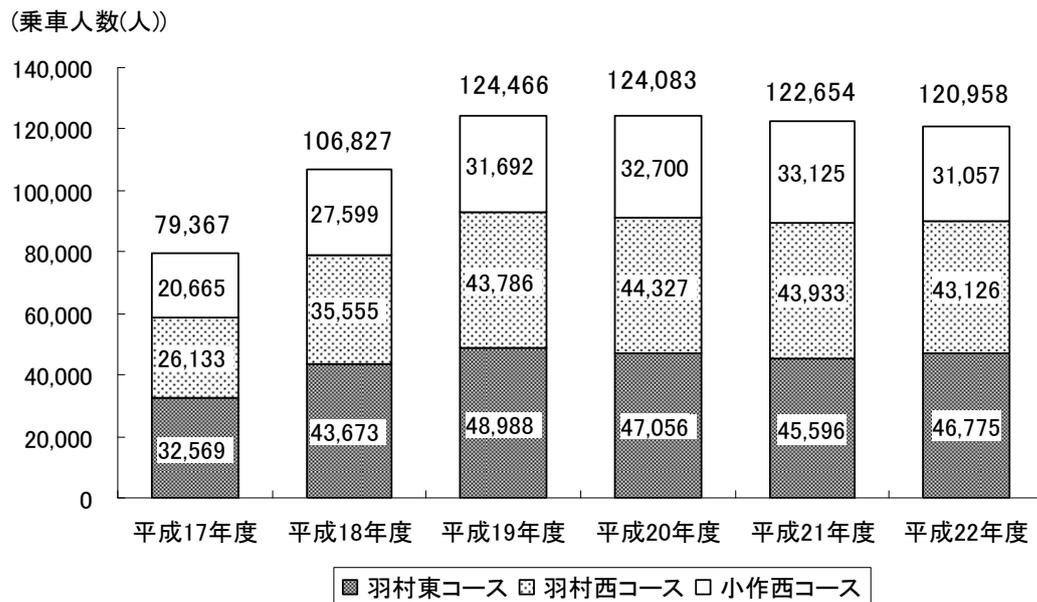
また、地球環境問題を背景に市民の環境意識も高まっており、身近な公共交通を取り巻く環境に関しても、環境にやさしい交通手段への取組みが求められています。

### 駅別1日当たり乗降客数推移



出典：東京都「東京都統計年鑑」

### コミュニティバスはむらんの年間乗車人数推移



※平成17年度は5月29日から運行開始。

※「小作西コース」は平成22年10月1日から「小作コース」に名称変更。

## 今後の方向性

### 1 広域交通網の充実

- 1) 鉄道交通については、だれもが安全・快適・便利に駅を利用できるよう、駅周辺の整備や美観維持に努めます。また、JR中央線・JR青梅線の輸送力増強と利便性向上を、関係機関に働きかけていきます。
- 2) 民間バス交通については、路線網の拡充、ノンステップバス<sup>※1</sup>等の配備促進、道路整備にあわせてバス停の整備などを、関係機関に働きかけていきます。
- 3) 多摩都市モノレールについては、構想路線全線の早期具現化を、引き続き東京都をはじめとする関係機関に働きかけていきます。

### 2 市内公共交通網の充実

- 1) コミュニティバスはむらんについては、路線網の拡充、時刻表の見直し、バス停の整備など、運営推進懇談会や利用者等の意見を聴きながら、運行の充実を図ります。
- 2) 都市型レンタサイクル<sup>※2</sup>やカーシェアリング<sup>※3</sup>の導入・普及など、環境にやさしい交通手段についての調査・研究を進めます。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	鉄道利用サービス向上の要請	JR中央線・JR青梅線の輸送力増強と利便性向上について、関係機関へ働きかけます。
2	多摩都市モノレール整備促進の要請	多摩都市モノレールの構想路線全線の早期具現化について、関係機関へ働きかけます。
3	コミュニティバスはむらん運行の充実	市民生活の利便性を向上させるため、コミュニティバスはむらんの運行の充実を図ります。
4	環境にやさしい交通手段についての調査・研究	都市型レンタサイクルやカーシェアリングなど、環境にやさしい交通手段について、調査・研究を進めます。

※1 ノンステップバス：乗客が乗降しやすいように乗降口のステップを1段だけとしたバス車両。中ドアに車いす用スロープを設けることにより、車いすでの利用も可能。

※2 都市型レンタサイクル：観光のほか、通勤、通学、商用などを目的に、1台の自転車を複数の利用者が時間をずらして共用するシステム。

※3 カーシェアリング：特定の人が特定の自動車を共同使用するシステム。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	コミュニティバスはむらんの年間乗車人数	120,958 人 (平成 22 年度)	130,000 人

## 基本方針

だれもが安全で快適に利用できるよう道路機能の充実や適正な維持管理を図ります。

## 現状と課題

- 1 市ではこれまで、土地区画整理事業を中心に幹線道路の整備を進めてきました。平成 20 年度には都市計画道路 3・4・16 号線の羽加美栄立体交差事業が完了し、都市計画道路の執行率は 90.97%となっています。今後は、未整備路線の整備が課題となっています。
- 2 市内には、幅員の狭い道路が残っており、市では、狭あい道路の整備方針を定め、これに基づき整備を進めています。日常生活での通行や緊急時の車両の通行などの防災面からも、整備を進めていく必要があります。
- 3 市では、交通バリアフリー基本構想を定め、これに基づき、駅を中心とした重点整備地区の歩道拡幅、段差改良、昇降機の設置などの道路のバリアフリー化<sup>※1</sup>を進めてきました。平成 22 年度末で都道を含めた整備済み延長は計画路線 11.5kmのうち 6.2kmとなっています。今後は未整備の計画路線の整備に加え、重点整備地区以外の道路のバリアフリー化が課題となっています。  
また、環境や健康意識の高まりにより自転車の利用を推進する必要があります。市ではこれまで自転車や歩行者が快適に通行できるよう、幹線道路の整備やバリアフリー化工事にあわせて、歩道の拡幅整備等を進めてきました。今後は、こうした工事による連続的な自転車通行環境を整備していく必要があります。
- 4 道路を常に良好な状態に保つため、適切な維持管理に努めてきました。しかし、市道全般にわたり、築造からの経年により、補修すべき箇所が増加しています。安全で快適な道路を保つため、効率的、計画的な維持補修が課題となっています。

<sup>※1</sup> バリアフリー化：高齢の方や障害のある方々が、社会生活を営んでいく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

## 今後の方向性

---

### 1 幹線道路の整備

- 1) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の都市計画道路については、土地区画整理事業にあわせた整備を進めます。その他の未整備となっている都市計画道路については、引き続き調査・検討を行っていきます。
- 2) 主要な市道の再整備については、道路利用者、道路環境、都市景観に配慮した整備を行っていきます。
- 3) 奥多摩街道の拡幅や歩道設置について、東京都に要請を行っていきます。

### 2 狭あいな道路の整備

- 1) 狭あい道路の整備方針に基づき、建築基準法に基づくセットバック<sup>※1</sup>や東京都建築安全条例に基づく隅切り<sup>※2</sup>などの整備を進めます。

### 3 快適な道路環境の整備

- 1) 高齢者や身体に障害のある人などが円滑に移動できるよう、引き続き駅周辺のバリアフリー化の推進を図ります。
- 2) 羽村駅西口土地区画整理事業や主要幹線道路の整備にあわせた歩道の拡幅・フラット化により、自転車が安全で快適に通行できる道路のネットワーク整備を進めます。
- 3) 羽村駅自由通路の拡幅等については、だれもが安全・快適・便利に駅を利用できるよう、西口駅前広場整備にあわせ整備を検討していきます。
- 4) 道路空間における良好な景観やまちなみの形成を図るため、幹線道路の電線類の地中化を検討していきます。

### 4 道路の維持管理

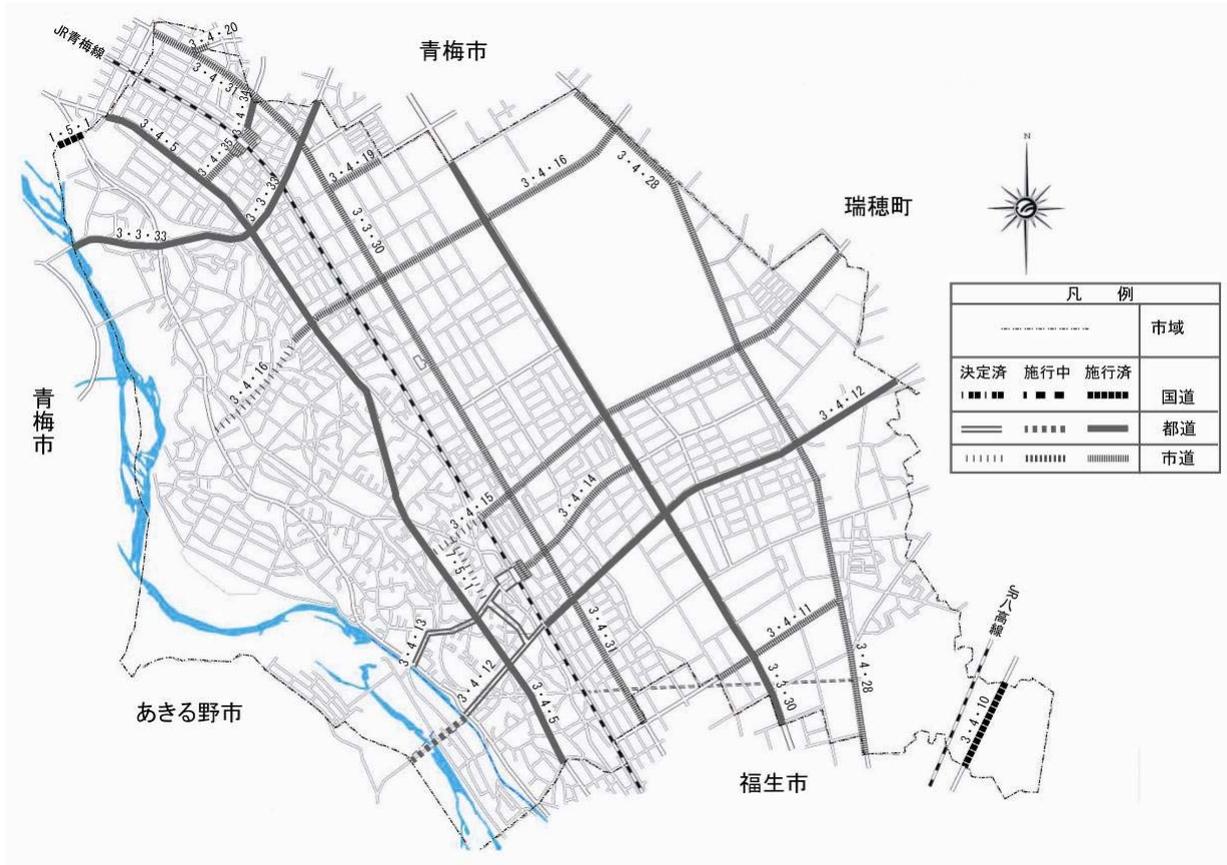
- 1) 安全で快適な道路環境を保つため、計画的な維持補修を進めます。
- 2) 道路の維持補修についての効率的な工法を研究します。
- 3) 捨て看板や障害物の除去など、市民等との連携を図り、協働による道路の維持管理を推進します。

---

※1 セットバック：幅4m未満の道路（建築基準法上の道路）に面する敷地に建築する時に、道路の中心線から一定の距離を後退すること。

※2 隅切り：道路の交差点で曲がり角を通りやすくするため、敷地の隅部を円弧や直線で切り取ること。

### 都市計画道路網



### 主な事業

	事業名	事業内容
1	市道第 101 号線・102 号線道路改修事業 (市役所通り)	市のメインストリートとしてふさわしい道路機能や景観に配慮した再整備を行います。
2	セットバックの促進と隅切り整備	狭あいな道路のセットバックを促進するとともに、通行に支障のある交差点について隅切りの整備を進めます。
3	羽村駅・小作駅周辺のバリアフリー化	多くの人々が利用する羽村駅・小作駅周辺の歩道の段差解消や歩道の整備を図ります。
4	道路の計画的な維持補修	安全で快適な道路環境を保つため、中長期的な保全計画を策定し、効率的な手法により維持補修を実施します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	重点整備地区内のバリアフリー整備延長	6.2km (平成 22 年度末)	8.8km

基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち  
基本施策 2 自然と調和した安全で快適な都市の形成  
施策30 公園

## 基本方針

地域から親しまれる公園づくりを進めるとともに、だれもが安心して利用しやすい公園の維持管理に努めます。

## 現状と課題

- 1 市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして、多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。その結果、市民一人当たりの市立公園の面積は5.88㎡となり、多摩地域の中でも広い面積となっています。  
また、公園の園路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の視点に立った遊具の整備を進め、市民ニーズに対応した公園機能の充実に取り組んできました。こうした取り組みにより、公園は乳幼児から高齢者まで、遊びや健康増進、交流の場として幅広く利用されています。  
今後も、だれもが利用しやすい身近な地域から親しまれる公園を整備していくことが必要です。
- 2 これまで整備してきた公園を、引続き、だれもが利用しやすい快適で安全な場として、維持していくことが重要となっています。  
市では、動物公園や水上公園に指定管理者制度<sup>※2</sup>を導入するなど、より効率的な管理運営と市民サービスの向上に努めてきました。また、利用者の安全、安心を確保するため、遊具の点検などの強化に努めてきました。今後はこうした点検に基づき、遊具などの計画的で効率的な維持保全を行っていく必要があります。  
また、現在、市内の公園では、多くの公園ボランティアが清掃や草花の植栽などを行っており、公園の維持管理の重要な担い手となっています。こうした取り組みをさらに広げ、より市民に安心して親しまれる公園づくりを進めていくことが必要です。

※1 ユニバーサルデザイン：あらゆる人々が利用しやすい生活環境等をデザインするという考え方

※2 指定管理者制度：自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。

## 今後の方向性

### 1 地域に親しまれる公園の整備

- 1) 地域の住民が身近に利用できる公園の整備を進めます。
- 2) 年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが気軽に利用できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公園の整備を進めます。
- 3) 貴重な自然環境が残る多摩川周辺地域の整備については、自然環境の保全や地域の景観に配慮しつつ、散策や運動など市民の憩いの場として活用されるよう関係機関に要請していきます。

### 2 公園の維持管理

- 1) だれもが安心して利用できるよう、公園施設の日常点検と専門的な定期点検を実施するなど、公園の機能の適切な維持管理を行います。
- 2) 地域から親しまれる公園づくりを推進するため、地域や公園ボランティアによる自主的な活動を支援します。
- 3) 動物公園及び水上公園については、多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応し、利用者へのサービスの向上を図るため、民間のノウハウの活用により、特色ある事業の充実などを行います。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	双葉町地区の公園の整備	レクリエーションや身近な地域交流など、多目的に利用できる公園の整備を進めます。
2	公園のバリアフリー化、健康遊具の設置	だれもが気軽に安心して利用できるよう、公園のバリアフリー化や健康遊具の設置を進めます。
3	公園遊具等の安全管理	公園遊具等の安全点検を実施し、利用者の安全確保と適切な維持管理を行います。
4	公園ボランティア等の支援	公園ボランティア研修会や意見交換会等を開催し、自主的な活動を支援します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	市民1人当たりの公園面積	5.88 m <sup>2</sup> (平成 22 年度)	5.90 m <sup>2</sup>
指標2	公園ボランティアの人数	2,314 人 (平成 22 年度)	2,500 人

## 基本方針

良質な住宅環境を提供するため、市営住宅の適切な維持管理に努めます。また、少子高齢化の進展や市民ニーズに対応した住宅支援施策を推進します。

## 現状と課題

- 1 市における住宅の種類別構成比率は、持ち家が56.0%、民営借家が34.2%、公営借家が5.9%となっています。年度別の傾向としては、持ち家の比率が延び続けているものの、民間借家の比率は平成7年をピークに降下してきています。市ではこれまで、ゆとりある住環境の創出と良質な住宅の供給を誘導するとともに、高齢社会に適応した住宅施策の推進に努めてきました。

市営住宅は、高齢者世帯向け12戸を含め、平成23年3月現在、6箇所131戸が整備されており、住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害者に提供しています。このうち、玉川団地と栄町団地、美原団地（一般世帯向け）は建築から30年以上が経過しており、施設の老朽化に伴う補修や施設のバリアフリー化、浴槽改修などを進めています。

今後も引き続き、市民ニーズに応えた居住環境の向上を図っていくとともに、既設の市営住宅を長期にわたって活用していくため、安全性や環境に配慮した計画的な施設改修を進めていく必要があります。

また、市内には、東京都やUR都市機構<sup>※1</sup>が整備した公的住宅があります。市では、適切な維持管理や良好な住宅を供給するよう東京都などに要請するとともに、高齢者向け都営住宅の入居者募集の一部を市で行うなど、市民の住宅確保に努めていますが、今後も継続した取り組みが必要です。

- 2 市では、木造住宅耐震化促進事業、住宅資金融資事業、住宅なんでも相談などの住宅支援事業を実施しており、高齢者などに対しては入居や住宅改修などの支援を行っています。

今後は、さらに少子高齢化が進むことから、住宅に関する情報提供や相談業務の充実の他、民間活力や国・東京都の制度の活用による良好で安定した居住の確保を図っていく必要があります。

また、災害に強く、安心して暮らしていける社会の実現のため、住宅の耐震化などを促進していく必要があります。

<sup>※1</sup> UR都市機構：独立行政法人都市再生機構。

### 住宅の種類・所有関係別一般世帯数推移

単位：世帯、%

年次	持ち家		公営・公団・公社の借家		民営借家		給与住宅		間借り		合計 (住宅に住む一般世帯数)
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和 50 年	2,774	46.4	389	6.5	2,313	38.7	494	8.3	12	0.2	5,982
昭和 55 年	6,726	56.4	934	7.8	3,579	30.0	660	5.5	21	0.2	11,920
昭和 60 年	7,804	55.0	970	6.8	4,406	31.1	770	5.4	233	1.6	14,183
平成 2 年	8,436	50.8	1,025	6.2	6,265	37.7	783	4.7	111	0.7	16,620
平成 7 年	9,381	50.2	1,035	5.5	7,142	38.2	887	4.7	258	1.4	18,703
平成 12 年	10,586	53.0	1,285	6.4	7,148	35.8	728	3.6	224	1.1	19,971
平成 17 年	11,795	56.0	1,246	5.9	7,199	34.2	525	2.5	306	1.5	21,071

出典：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

### 市営住宅の現状

名称	所在地	戸数	棟名	建築年度	戸数	対象者
玉川団地	玉川2-9-5	15	A・B	昭和45年度	10	一般
			C	昭和50年度	5	一般
栄町団地	栄町2-28-1	32	A	昭和52年度	32	一般
美原団地	羽西1-7-7	32	1	昭和55年度	24	一般
			2	昭和59年度	4	高齢者単身 高齢者
間坂団地	羽加美2-13-1	28	1・2	昭和58年度	28	一般
羽加美団地	羽加美1-1-4	12	A	平成6年度	2	車いす使用者
			B	平成6年度	4	高齢者
富士見平高齢者住宅	富士見平1-2-29	12	A	平成6年度	6	一般
合 計		131			12	高齢者

### 東京都及びUR都市機構の公的住宅

種別	名称	戸数	対象者等
都営住宅	羽東一丁目アパート	102	一般
	神明台三丁目アパート	248	一般 228 戸、車いす使用者 4 戸、シルバーピア 16 戸 (うちシルバーピアワーズ用 1 戸)
UR住宅 <sup>※1</sup>	羽村団地	840	高齢者向け優良賃貸 224 戸
都民住宅		21	民間賃貸住宅
合 計		1,211	

※1 UR 住宅：独立行政法人都市再生機構が管理する賃貸住宅。

## 今後の方向性

### 1 公営住宅等の維持管理

- 1) 市営住宅のバリアフリー化や浴槽設置の推進、福祉施策との連携などにより、少子高齢化や市民ニーズに対応した市営住宅の改善に努め、既存市営住宅の活用を図ります。
- 2) 羽村市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的な市営住宅の改修等により、施設の延命化・長寿命化を図ります。
- 3) 東京都やUR都市機構が整備した公的住宅について、適切な維持管理に努めていくよう要請をしていきます。また、これらの入居者募集情報を市民に周知するなど、市民の居住確保に努めます。

### 2 住宅支援施策の推進

- 1) 市民生活の安全・安心の実現のために、木造住宅耐震化促進事業、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業、住宅資金融資事業などの住宅支援事業を引き続き実施し、その充実に努めます。
- 2) 市民が良質で安定した居住を確保できるよう、リフォームなどの相談もできる「住宅なんでも相談」などを充実します。
- 3) 高齢者が住みやすい住居を安定して確保できるよう、民間の「サービス付き高齢者向け住宅<sup>\*1</sup>」などに関する情報提供を行います。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	市営住宅バリアフリー化	市営住宅の居室部及び共用部の段差解消や手すり設置などのバリアフリー化を進めます。
2	市営住宅浴室改修事業	入居者の入退居などの時期にあわせて、浴槽と給湯器を設置していきます。
3	都営住宅等の入居募集協力事業	都営住宅及びUR都市機構住宅の入居に関する情報を市民に周知します。
4	建築物の耐震化促進事業	建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び改修費の助成などを行います。
5	住宅資金融資事業	市民が住宅を新築、購入、増改築する際に受けた融資に対し利子を補給します。
6	住宅なんでも相談	住宅のバリアフリー化、リフォーム、修繕、新築などの建築に関する相談を行います。

<sup>\*1</sup> サービス付き高齢者向け住宅：介護保険と連携し、日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことが可能になるよう、訪問介護などの介護サービスを組み合わせた仕組みの住宅。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	市営住宅のバリアフリー化率	1階共用部 34.5% 居室部 64.1% (平成22年度)	共用部 50% 居室部 70%
指標2	市営住宅浴室改修戸数 (浴槽及び給湯器の公費設置)	34戸/77戸 (平成23年度)	50戸/77戸

## 基本方針

安全でおいしい水を安定供給できるよう、水道施設の適切な維持管理及び水質管理に万全を期すとともに、事業の健全経営に努めます。

## 現状と課題

- 市では、清澄で豊富な地下水を利用し、独自で水道事業を運営しています。安全で良質な水道水を安定供給するためには、水道施設の更新や維持管理が重要です。平成16年には、耐塩素性の病原性原虫類であるクリプトスポリジウムを完全除去するため、膜ろ過施設を導入し、水道水の安全性を確保しました。また、配水管の耐震化を促進するため、既存の硬質塩化ビニール管を耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に管種替えするなど、施設整備に取り組んでいます。  
 今後とも、危機管理体制の強化や配水管網の整備など、より安全で災害に強い水道を目指して、施設整備を進めていく必要があります。また、経年劣化した既存施設の機能維持・向上を図るため、継続的かつ適切な維持管理が求められています。
- 節水機器の普及や節水意識の高まり、景気低迷などの要因により、配水量は減少傾向が続いており、給水収益の減少につながっています。こうした中、施設の運転管理業務や水道料金等の徴収業務を民間委託するなど、事務事業の効率化や経費削減を図るとともに、平成19年度からは、ペットボトル水「水はむら」の製造・販売による良質な水道水のPRや、コンビニエンスストアでの収納の実施など市民サービスの向上にも努めてきました。さらに、平成21年度には羽村市水道ビジョンを策定し、長期的な視点に立った経営に取り組んでいます。  
 安全で良質な水道水の安定供給に向けて、今後、水道施設の更新や維持管理に必要な収入を確保し、健全な事業経営を維持していくことが課題となっています。

給水人口等の推移

年度	年度末給水人口 (人)	年度末給水世帯 (世帯)	年度末給水栓数 (栓)	年間配水量 (m <sup>3</sup> )	給水収益 (千円)
平成18年度	57,401	24,147	26,946	7,518,790	966,659
平成19年度	57,421	24,406	27,289	7,386,010	949,635
平成20年度	57,560	24,618	27,583	7,074,870	912,857
平成21年度	57,702	24,750	27,979	7,023,580	870,930
平成22年度	57,579	24,868	28,168	6,978,870	882,341

## 今後の方向性

---

### 1 施設整備と維持管理

- 1) 既存の硬質塩化ビニール管などを耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管に管種替えし、管路の耐震化を推進します。
- 2) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の配水管網については、土地区画整理事業の進捗状況にあわせて、関係機関と協議しながら整備します。
- 3) 水安全計画<sup>※1</sup>の策定や水道施設への不法侵入者の監視・防護対策などを行い、危機管理対策を強化します。
- 4) 既存施設について、適時・適切に点検等を実施するとともに、計画的に更新・改修を行い機能の維持・向上を図ります。

### 2 健全な事業の運営

- 1) 経営の健全化に向けて、効率的な事業運営を行うため、引き続き、事業費の抑制などに取り組みます。
- 2) 経営基盤の強化を図るため、定期的に水道料金の適正化について検証していきます。
- 3) 業務の効率化を進めるとともに、きめ細かな市民サービスを提供するため、管路図の電子化や、民間のノウハウを活用した徴収業務委託を実施していきます。

---

※1 水安全計画：水源から給水栓に至るすべての段階での危害を抽出、監視、制御し、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	配水管の耐震化	管路の耐震化を図るため、既設の硬質塩化ビニール管等を、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管へ管種替えします。
2	羽村駅西口土地区画整理事業地区の配水管網の整備	土地区画整理事業の進捗にあわせ、配水管網の整備を行います。
3	危機管理体制の強化	水安全計画の策定及び水道施設のフェンスの改修、監視カメラの設置等により、危機管理体制の強化を図ります。
4	施設の計画的な更新・改修	計画的に施設の更新・改修を実施し、機能の維持・向上・延命化を図ります。
5	水道料金の適正化	健全な経営を行うため、水道料金の適正化について、定期的に検証します。
6	徴収業務の委託化	徴収業務全般に民間事業者のノウハウを活用し、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ります。
7	管路図の電子化	管路等の布設情報を電子化し、施工・管理業務の効率化を図ります。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	管路耐震適合率	15.8% (平成22年度)	20.0%
指標2	水道料金の収納率(現年度分)	99.22% (平成22年度)	99.30%

基本目標 4 ひとと環境にやさしい安全で快適なまち  
基本施策 2 自然と調和した安全で快適な都市の形成  
施策33 下水道

## 基本方針

安全で安心な住みよいまちづくりと良好な水環境を守るため、公共下水道の効率的な整備と適切な維持管理を行うとともに、安定した下水道事業経営と雨水対策に努めます。

## 現状と課題

- 1 市の公共下水道事業は、污水管きよ整備計画区域 905ha と雨水管きよ整備計画区域 899ha の都市計画決定を受け事業を推進しています。

平成 22 年 3 月末現在の公共下水道の整備率は、羽字武蔵野地区などの市街化調整区域を除き污水管きよは 95.5%（水洗化普及率 99.9%）、雨水管きよが 53.8%となっています。

下水道管きよの多くは、昭和 50 年代後半までに整備されたことから、老朽化が進んでおり、今後、改築・更新需要の増加が見込まれるほか、大地震の災害などへの対応も課題となっています。

こうした課題に対応するため、市は、平成 21 年度に羽村市下水道総合計画を策定し、事業の推進に努めています。

今後も、この総合計画に基づき、適切な下水道管きよの維持管理や、長寿命化対策などを推進し下水道事業の安定的な運営と一層の経営の健全化に取り組んでいく必要があります。
- 2 雨水事業では、市道第 201 号線（動物公園通り）などの雨水管きよを整備し、浸水被害の解消に努めてきました。今後も、1 時間当たり 50mm 程度の豪雨などに対応するため、未整備地区の管きよの整備を計画的に進めていく必要があります。

また、近年、局地的な集中豪雨が問題となっており、管きよへの流入量を低減していくために雨水を地下へ浸透させることが望まれます。市では、雨水対策や地下水の保全などの観点から、透水性舗装の施工や雨水浸透施設などの設置を推進してきましたが、今後もこうした取組みを広く進める必要があります。

## 今後の方向性

### 1 公共下水道事業の推進

- 1) 下水道総合計画に基づく下水道管きよの長寿命化基本計画を策定し、計画的で適切な維持管理を図ります。
- 2) 下水道管きよの耐震化については、長寿命化基本計画の推進にあわせ、計画的に管きよを調査し、耐震化を図ります。
- 3) 汚水事業については、新たに宅地化された場所には、速やかに管きよの整備を行います。
- 4) 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の公共下水道については、土地区画整理事業の進捗状況にあわせ、関係機関と協議を行いながら整備を行います。
- 5) 効率的な事業運営により運営経費などの縮減に努め、経営の健全化を図ります。
- 6) 下水道使用料の適正化について定期的に検証を行い、経営基盤の強化及び安定化を図ります。

### 2 雨水対策の推進

- 1) 雨水事業については、未整備地区の優先度を定め、計画的に管きよの整備を行い豪雨などに対応していきます。
- 2) 個人住宅などの雨水浸透施設設置費の助成や雨水の敷地内処理に関する相談・指導を行います。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	下水道管きよの長寿命化事業	長寿命化基本計画を策定し、管きよの調査を行い、状況に応じた延命化等の工事を実施します。
2	羽村駅西口土地区画整理事業地区の公共下水道の整備	土地区画整理事業の進捗にあわせ、公共下水道の整備を行います。
3	雨水管きよの整備	雨水管きよの整備を推進し、浸水被害の解消を図ります。
4	雨水浸透施設設置費助成	個人住宅などに設置する雨水浸透柵等について、設置費の一部を助成し、普及を促進します。

### 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標1	下水道管きよの長寿命化実施済延長	0.0km (平成 22 年度)	10km
指標2	雨水管きよの整備割合 (整備完了区域/事業認可区域)	53.8% (平成 22 年度)	54.7%



## 第5章 基本構想を推進するために

# 基本構想を推進するために

基本構想を推進するために

..... 基本施策1 行財政運営の充実

施策34 行政運営  
施策35 経営管理



## 基本方針

市民と行政が、それぞれの役割を担い、ともに課題解決に取り組んでいくため、わかりやすい行政情報の提供と行政への市民参画を推進します。また、広域連携による行政運営を推進していきます。

## 現状と課題

- 1 市では、各種審議会などへの市民委員の公募や意見公募手続(パブリックコメント)など、市民参画の仕組みづくりに取り組んできました。また、防犯対策やコミュニティバスの運行、長期総合計画策定などにおいて市民懇談会を開催するなど、様々な行政分野における計画づくりや事業運営に、市民が意見や提案を行える機会を設け、行政への市民参画を推進してきました。  
市民と行政が、それぞれの役割を担い、協働してまちづくりを進めていくためには、これまで実施してきた市民参画をさらに拡充していく必要があります。
- 2 市では、「広報はむら」、「はむらの教育」をはじめ、市公式ホームページやメール配信、ケーブルテレビを利用したテレビ番組「テレビはむら」などを活用し、市政情報を市民に提供しています。  
広聴活動では、世論調査や市長への手紙、市長とトークなど、市民の意見を聴く機会を設け、得られた意見等を市政運営に反映してきました。  
地方分権の進展に伴い、地方自治体には、地域の特性に合った自主・自立の行政運営が求められるようになり、住民と協働した「自己決定・自己責任」のまちづくりが求められています。  
そのためには、行政施策などを市民にわかりやすく説明し、理解と関心を高めることが重要です。  
今後は、市民と行政のパイプ役となる広報を、子どもから高齢者まで、だれにもわかりやすいものに充実していくとともに、ホームページやメールなどの機能を活用し、行政からの情報発信と市民の声を受信する双方向性や即時性を重視した広報広聴活動を進めていく必要があります。  
また、市民が、日常生活で抱える不安や問題を解消するため、相談機能の重要性が高まっています。
- 3 市は、姉妹都市との交流や一部事務組合、西多摩地域広域行政圏協議会、産業分野における青梅線沿線地域産業クラスター協議会など、自治体相互や関係機関との広域連携による行政運営に取り組んできました。  
市民ニーズが多様化し、求められる市民サービスも多様化してきた今日、複数の自治体が連携して効率的に市民サービスの幅を広げていくことが重要となっています。このため、今後も広域にわたる様々な行政課題を解決するために、行政の各分野において広域連携の組織づくり、ネットワークの構築を進めていくことが必要です。

## 今後の方向性

---

### 1 行政への市民参画の推進

- 1) 市民からの提言や意見を市政運営に反映させるため、市民懇談会やタウンミーティング、ワークショップなど多様な手法により、市民参画の機会を充実します。
- 2) 各種審議会や委員会の市民公募枠をさらに拡大し、行政への市民参画を推進します。
- 3) 活力ある市政に向けて、若者や企業の参画を促進します。

### 2 広報広聴の充実

- 1) 市政への理解と関心を高めるため、市民だれにもわかりやすい広報活動を推進します。
- 2) インターネットの双方向機能や即時性を活用した新たな広報広聴活動に取り組みます。
- 3) 各種市民意識調査や世論調査、市長とトークなどにより、幅広く市政に対する市民の意見を把握し、行政運営に役立てます。
- 4) 多様化する市民ニーズにあわせた相談業務の充実を図ります。

### 3 広域行政の推進

- 1) 行政の枠を越えた課題の解決や自治体間の行政サービスの相互利用などを図るため、新たな広域連携の組織づくり、ネットワークの構築に努め、広域的な行政運営を推進します。

## 主な事業

	事業名	事業内容
1	市民公募枠の拡大	審議会・懇談会などの市民公募枠を拡大するとともに、市民が参画しやすい環境づくりに努めます。
2	多様な市民参画の推進	若者や企業の意見を聴く機会としてフォーラムなどを定期的に行います。また、大学との連携で市民参画による事業を実施します。
3	公共施設見学会の実施	公共施設の見学会を定期的に行い、市政への理解・関心を高めます。
4	市民にわかりやすい広報紙づくり	子どものページや行政施策の解説などを取り入れた編集を行い、わかりやすい広報紙づくりを推進します。
5	ガイドブックはむらの作成	市民が必要とする市政情報や生活情報をまとめたガイドブックを定期的に行います。
6	市公式サイト(ホームページ)の充実	ビジュアル面(写真・動画・音声など)を充実します。また、市民と行政や市民同士の交流が図れる新たなコミュニケーション機能の導入について検討します。
7	市民相談の充実	相談の開催回数の増や新たな相談の開設、専門的な相談に関する関係機関との連携など、市民相談の充実を図ります。
8	広域連携の推進	新たな広域連携の組織、ネットワークを構築します。

## 目標指標

	指標名	現状	目標 (平成 28 年度)
指標 1	市政世論調査における市民参画への満足度	63.0% (平成 22 年度)	73%
指標 2	審議会などの公募市民の割合	6.5% (平成 23 年 3 月)	13%
指標 3	市政世論調査における広報広聴活動への満足度	63.4% (平成 22 年度)	70%
指標 4	ホームページの年間アクセス件数	338,508 件 (平成 22 年度)	400,000 件
指標 5	メール配信サービス登録アドレス数	12,451 件 (平成 22 年度末)	25,000 件

## 基本方針

より質の高い市民サービスを提供していくため、経営資源（人・物・金・情報など）を効率的、有効に活用した自治体経営を目指します。

## 現状と課題

- 1 市では、長期総合計画の実現のため、行政分野ごとに必要に応じて個別の計画を定め、それぞれに進行管理を行い、年間を通じたPDCAサイクル<sup>※1</sup>による行政総合マネジメントを実施し、事業の推進を図ってきました。  
また、平成17年に策定した「行財政改革推進プラン」に基づき、民間活力の導入、行政評価や事業仕分けを活用した事業の見直し、職員定数の削減などに取り組み、行政のスリム化・効率化を進めてきました。  
今後も、行財政改革を一層推進し、効率的で持続可能な自治体経営を行っていく必要があります。
- 2 市では、これまで予算編成における歳入歳出のバランスや中長期的な資金運用などに配慮しながら、健全な財政運営に努めてきました。また、平成21年度からの世界的な経済危機の市内経済への影響に対し、緊急経済財政対策を講じ、経費節減による歳出の抑制、市税の収納率の向上努力や新たな財源の確保などに取り組んできました。  
財政は、自治体経営の重要な要素であり、税収が減少する中、増大する行政需要に対応し、必要な市民サービスを安定的に提供していくために、健全な財政運営の重要性はますます高まっています。  
今後も、社会経済状況や地方財政制度の動きを適確に把握し、質の高い市民サービスを安定的に提供していくための財源確保と堅実で健全な財政運営を行っていく必要があります。
- 3 市では、国の新電子自治体推進指針などを踏まえ、市税の電子申告やコンビニエンスストアでの市税、上下水道料等の収納などのほか、ホームページ作成・管理システムを導入するなど、情報化施策を進めてきました。  
今後も、行政サービスの情報化を図るため、情報システムの再構築や更改を計画的に行うとともに、個人情報の保護・情報セキュリティ対策などをさらに充実させていく必要があります。
- 4 市は、定員管理計画を定め、正規職員の人員の適正化を図ってきました。人事制度では、人事評価や自己申告制度などの運用を通じて、職員の能力開発や職場の活性化に取り組んできました。

<sup>※1</sup> PDCA サイクル：Plan（計画）－ Do（実施）－ Check（検証・評価）－ Action（改善）という PDCA マネジメントサイクルによって、施策の立案や改善につなげるもの。

また、豊富な知識と高い職務遂行能力を備え、様々な市民ニーズに応えることができるよう職場の内外において、様々な機会をとらえて研修を行い職員の育成を図っています。

今後は、基本構想を実現し市民のための自治体経営を推進するために、政策体系を考慮した組織編成と職員定員管理を行っていくとともに、組織内の連携をより強化していく必要があります。また、将来を見据え、経営を担う人材の育成に取り組む必要があります。

- 5 市が保有する公共施設は、多くが昭和 40 年から平成元年までの間に建築されています。近年、公共施設の老朽化が進んできており、こうした施設の更新や維持管理が課題となってきています。公共施設を長期にわたり安全で安心して有効に活用できるよう、計画的な維持管理を行っていく必要があります。

### 行政総合マネジメントのイメージ図



## 今後の方向性

---

### 1 経営管理の充実

- 1) 行財政改革基本計画に基づき、今後も継続した改革に挑み、簡素で効率的な自治体経営を実現するため、イノベーション(経営革新)を加速していきます。
- 2) 計画・予算、事業実施、評価など、一連の PDCA サイクルに、組織編成や人材育成なども連動させた総合的な経営管理システムを構築します。

### 2 安定的で健全な財政運営の推進

- 1) 新たな公会計システム等を活用し、より健全な財政運営を図ります。
- 2) 経済情勢の変化に即応できるよう、基金や市債等の有効活用を図り、計画的な視点に立った財政運営を行います。
- 3) 市税収納率の向上のため、未納者への早期対応を図るなど現年度対策を強化します。また、過年度分の滞納者に対する財産調査・滞納処分を行い、滞納繰越分の収納に努めます。
- 4) 財政白書や予算説明書を活用した市民にわかりやすい財政情報を提供していきます。

### 3 情報化の推進

- 1) インターネットなどの情報通信技術を活用し、申請・届出・申込みなどのオンライン手続き項目の拡大を進めます。
- 2) 市が保有する情報資産を適切に管理・運用するため、個人情報保護、情報セキュリティ対策などの安全性の確保をより徹底していきます。
- 3) 情報公開を推進し、より開かれた市政運営を目指します。

### 4 組織の強化

- 1) 将来を見通した定員管理計画を定め、それに基づく人員配置により、持続可能な組織体制を構築します。
- 2) 人事評価制度や自己申告制度などの人事管理制度の活用を図り、職場の活性化、職員の能力開発や意識改革に取り組みます。
- 3) 複雑化、多様化する市民ニーズに対して、的確に対応できる豊富な知識や高い能力を持った職員を育成するため、人材育成基本方針に基づき職員の人材育成に取り組みます。
- 4) 市民サービスが的確に効率的に提供できるよう、組織内部での連携を強化していきます。

## 5 公共施設の維持管理

- 1) 老朽化が進む公共施設を、いつまでも安全で安心して利用できる施設としていくために、適切な点検・調査を実施し、公共施設全体に関わる調整を行い、計画的な維持管理と施設環境の整備を進めます。

### 主な事業

	事業名	事業内容
1	行財政改革の推進	行財政改革基本計画に基づき、行政全般にわたる行財政改革を推進します。
2	経営管理システムの構築	行政総合マネジメントシステムの改善を図り、組織編成や人材育成等と連動した経営管理システムを構築します。
3	財政情報の提供	市の財政状況をわかりやすく市民に伝えるため、財政情報紙を発行します。
4	市税収納率の向上	適切で実効性のある市税収納対策を検討し、収納率の向上を図ります。
5	情報セキュリティマネジメントシステムの充実	市が保有する情報資産のセキュリティ対策のため、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、内部・外部監査の充実を図ります。
6	情報機器の整備と運用	行政の情報化を一層推進するため、情報システム機器の計画的な更改や新たな機能の追加を図り、事務の効率化・高度化を進めます。
7	定員管理計画の策定	将来にわたって適正な職員体制となるよう、計画的な定員の管理・運用を行います。
8	人事管理制度の充実	人事評価制度、自己申告制度の適正な運用を図るとともに、評価結果を処遇に反映する仕組みづくりに取り組みます。
9	人材育成の充実	職員の専門的知識・技術の習得や能力開発、意識改革のため、様々な機会をとらえて職員研修を行います。
10	公共建築物維持保全計画 <sup>※1</sup> の運用	公共建築物の総合的な維持保全計画について、予算と連携した適切な運用を図ります。

※1 公共建築物維持保全計画：市が所有する既存公共建築物の現状と維持保全について検証し、将来的な改修・修繕などに要する費用を試算し、計画的な改修時期などにより建築物の長寿命化・延命化とライフサイクルコストの削減等を目指した計画。

目標指標

	指標名	現状	目標 (平成28年度)
指標1	行財政改革基本計画達成率	—	80%
指標2	自主財源比率	60.2% (平成23年度予算)	65.0%
指標3	財政情報の提供	広報紙による財政状況の公表 年2回	財政情報紙発行 年2回
指標4	市政世論調査における行政サービスの情報化、セキュリティ対策等への満足度	61.6% (平成22年度)	68%